

障害者支援施設 指導監査基準

(令和8年6月1日適用)

<対象施設>

●障害者支援施設

神奈川県
福祉子どもみらい局 福祉部
障害サービス課 監査グループ

本指導監査基準においては、関係法令および通知等を略称して次のように表記する。

関係法令及び通知等	略称
障害者支援施設等に係る指導監査について 別添 障害者支援施設等指導監査指針 (障発第0426003号 平成19年4月26日 厚生労働省社会・援護局障害保健福祉部長通知)	障害者支援施設等指導監査指針
障害者支援施設の設備及び運営に関する基準を定める条例(平成25年1月11日 条例第13号)	基準条例
児童福祉施設の設備及び運営に関する基準を定める条例(平成25年1月11日 条例第5号)	児童基準条例
神奈川県当事者目線の障害福祉推進条例(令和4年10月21日 条例第57号)	当事者目線条例
社会福祉施設における衛生管理について(平成9年3月31日 社援施第65号) (別添)大量調理施設衛生管理マニュアル	大量調理施設衛生管理マニュアル
社会福祉事業の経営者による福祉サービスに関する苦情解決の仕組みの指針について(平成12年6月7日 厚生省通知)	-
障害者虐待の防止、障害者の養護者に対する支援等に関する法律	障害者虐待防止法
障害者福祉施設等における障害者虐待の防止と対応の手引き (令和6年7月 厚生労働省 社会・援護局 障害保健福祉部障害福祉課 地域生活支援推進室)	-
社会福祉法	-
社会福祉施設における入所者預り金の管理体制について(平成3年10月24日 県福祉部長通知)	-
社会福祉施設等における利用者からの預り金について(平成23年6月30日 県地域保健福祉部長他)	-
労働安全衛生規則	-
社会福祉施設等におけるレジオネラ症防止対策の徹底について(平15社援基第0725001号)	-
社会福祉施設等におけるレジオネラ症防止対策マニュアルについて(平13社援基第33号)	-
労働基準法	-
高齢者等の雇用の安定等に関する法律	高齢者雇用安定法
育児休業、介護休業等育児又は家族介護を行う労働者の福祉に関する法律	育介法
短時間労働者及び有期雇用労働者の雇用管理の改善等に関する法律	パートタイム・有期雇用労働者法
労災保険法	-
健康保険法	-
厚生年金保険法	-
雇用保険法	-
労働安全衛生法	-
労働施策の総合的な推進並びに労働者の雇用の安定及び職業生活の充実等に関する法律	労働施策総合推進法
雇用の分野における男女の均等な機会及び待遇の確保等に関する法律	男女雇用機会均等法
消防法	-
消防法施行規則	-
消防法施行令	-
社会福祉施設等における非常災害対策及び入所者等の安全の確保について(平28年9月1日雇児総発0901第3号、社援基発0901第1号、障障0901第1号、老高発0901第1号各通知)	-
社会福祉施設における防火安全対策の強化について(昭62社施第107号)	-
障害者支援施設等における利用者の安全確保及び非常災害時の体制整備の強化・徹底について	-
社会福祉施設等における防犯に係る安全の確保について(通知)(平28雇児総発0915第1号、社援基発0915第1号、障障発0915第1号、老高発0915第1号)	-
社会福祉施設における地震防災応急計画の作成について(昭55社施第5号)	-

第1 適切な利用者支援の確保

- 1 一般原則
- 2 利用者支援の充実
 - (1) 個別支援計画、記録の整備
 - (2) 給食
 - (3) 入浴
 - (4) 排泄、おむつ交換
 - (5) 被服、寝具
 - (6) 医学的管理
 - (7) レクリエーションの実施等
 - (8) 家族との連携
 - (9) 苦情
 - (10) 実施機関との連携
 - (11) 給付金として支給を受けた金銭の管理
 - (12) 虐待の防止
 - (13) 身体的拘束等の適正化
 - (14) 介護
 - (15) 訓練
- 3 利用者の生活環境等の確保
- 4 自立、自活等への支援援助
 - (1) 生産活動
 - (2) 工賃
 - (3) 実習先の確保
 - (4) 求人の開拓
 - (5) 就職後の相談支援の継続
 - (6) 就労定着支援

第2 社会福祉施設運営の適正実施の確保

- 1 施設の運営管理体制の確立
 - (1) 定員の遵守
 - (2) 諸規程の整備
 - (3) 帳簿の整備
 - (4) 配置基準に基づく必要な職員
 - (5) 施設職員の職務
 - (6) 施設長
 - (7) 育児休業、産休等
 - (8) 施設設備
 - (9) 地域との連携等
 - (10) 地域移行等意向確認等
 - (11) 協力医療機関等
- 2 必要な職員の確保と職員処遇の充実
 - (1) 労働基準法等関連法規の遵守及び健康管理等
 - (2) 業務体制の確立
 - (3) 職員研修等
 - (4) 職員の確保及び定着化
 - (5) ハラスメント対策等
- 3 非常災害対策の充実強化
- 4 感染症等防止対策
 - (1) 業務継続計画
 - (2) 感染症防止対策
- 5 電磁的記録等

【別表】設備に関する基準

【別表】人員に関する基準

【別表】規模

指導基準（障害者支援施設）

観点（基本的な考え方）	根拠法令等	通知用文例	評価の基準	評価	県ホームページ 結果公表文例
<p>第1 適切な利用者支援の確保</p>					
<p>1 一般原則</p>					
<p><u>施設のサービスについて、個人の尊厳の保持を旨とし、利用者の意向、希望等を尊重するよう配慮がなされているか。</u> <u>施設の管理の都合により、利用者の生活を不当に制限していないか。</u></p>	<p>障害者支援施設等指導監査指針第1</p>				
<p>（障害者支援施設の一般原則） 障害者支援施設は、利用者の意思及び人格を尊重し、常に当該利用者の立場に立った施設障害福祉サービスの提供に努めているか。</p>	<p>基準条例第3条第2項</p>	<p>○ 利用者の意思及び人格を尊重し、常に当該利用者の立場に立った施設障害福祉サービスの提供に努めてください。</p>	<p>・利用者の意思及び人格を尊重し、常に当該利用者の立場に立った施設障害福祉サービスの提供に努めていない。</p>	<p>A</p>	<p>利用者の意思及び人格を尊重し、常に当該利用者の立場に立った施設障害福祉サービスの提供に努めていませんでした。</p>
<p>（県民及び事業者の責務） 基本理念にのっとり、利用者が社会、経済、文化その他多様な分野の活動に参加することができるよう機会の確保に努めているか。</p>	<p>当事者目線条例第6条第2項</p>	<p>○ 行政機関だけではなく、様々な立場からの協力を得て、利用者が社会、経済、文化その他多様な分野の活動に参加することができるよう機会の確保に努めてください。</p>	<p>・基本理念にのっとり、利用者が社会、経済、文化その他多様な分野の活動に参加することができるよう機会の確保に努めていない。</p>	<p>A</p>	<p>利用者が社会、経済、文化その他多様な分野の活動に参加することができるよう機会の確保に努めていませんでした。</p>
<p>（障害福祉サービス提供事業者の責務） 障害福祉サービス提供事業者は、基本理念にのっとり、地域住民、関係団体等と連携し、地域の社会資源の活用、創出等を図りながら、当事者目線の障害福祉の推進に努めているか。</p>	<p>当事者目線条例第7条</p>	<p>○ 地域住民、関係団体等と連携し、地域の社会資源の活用、創出等を図りながら、当事者目線の障害福祉の推進に努めてください。</p>	<p>・基本理念にのっとり、地域住民、関係団体等と連携し、地域の社会資源の活用、創出等を図りながら、当事者目線の障害福祉の推進に努めていない。</p>	<p>A</p>	<p>地域住民、関係団体等と連携し、地域の社会資源の活用、創出等を図りながら、当事者目線の障害福祉の推進に努めていませんでした。</p>
<p>（障害者の権利擁護） 障害福祉サービス提供事業者、利用者の家族その他の関係者（次項においてこれを「関係者」という。）は、施設への入所その他の利用者の福祉サービスの利用に際しては、利用者の意思が反映されるよう配慮しているか。</p>	<p>当事者目線条例第11条第1項</p>	<p>○ 施設への入所その他の利用者の福祉サービスの利用に際しては、利用者の意思が反映されるよう配慮してください。</p>	<p>・施設への入所その他の利用者の福祉サービスの利用に際しては、利用者の意思が反映されるよう配慮していない。</p>	<p>A</p>	<p>施設への入所その他の利用者の福祉サービスの利用に際しては、利用者の意思が反映されるよう配慮していませんでした。</p>
<p>関係者は、利用者が意思決定支援を受けることを希望する場合には、その希望を十分に尊重し、円滑に意思決定支援を受けることができるよう努めているか。</p>	<p>当事者目線条例第11条第2項</p>	<p>○ 意思決定支援を受けることを希望する場合には、その希望を十分に尊重し、円滑に意思決定支援を受けることができるよう努めてください。</p>	<p>・意思決定支援を受けることを希望する場合には、その希望を十分に尊重し、円滑に意思決定支援を受けることができるよう努めていない。</p>	<p>A</p>	<p>意思決定支援を受けることを希望する場合には、その希望を十分に尊重し、円滑に意思決定支援を受けることができるよう努めていませんでした。</p>
<p>（障害を理由とする差別、虐待等の禁止） 障害者に対し、障害を理由とする差別、虐待その他の個人としての尊厳を害する行為をしていないか。</p>	<p>当事者目線条例第12条</p>	<p>○ 利用者に対し、障害を利用する差別、虐待その他の個人としての尊厳を害する行為がありましたので、速やかに改善してください。</p>	<p>・利用者に対し、障害を利用する差別、虐待その他の個人としての尊厳を害する行為をしている。</p>	<p>A</p>	<p>利用者に対して不適切な支援がありました。</p>

※ 指導監査では、主に下線を付した事項を確認します。

観点（基本的な考え方）	根拠法令等	通知用文例	評価の基準	評価	県ホームページ 結果公表文例
<p>2 利用者支援の充実</p> <p>(1) 個別支援計画は、適切に作成されているか。</p> <p>ア 個別支援計画は、利用者のおかれている環境及び日常生活全般の状況等の評価を通じて利用者の希望する生活や課題等の把握（以下「アセスメント」という。）を行うとともに、利用者の自己決定の尊重及び意思決定の支援に配慮して、作成されているか。 また、サービス管理責任者は、地域移行等意向確認担当者が把握した利用者の地域生活への移行に関する意向等を踏まえているか。</p> <p>イ アセスメントに当たっては、利用者が自ら意思を決定することが困難な場合は、適切に意思決定の支援を行うため、当該利用者の意思及び選好並びに判断能力等について丁寧に把握しているか。</p> <p>ウ 個別支援計画は、利用開始後、適切な時期に、ケース会議（テレビ電話装置等の活用可能。）の検討結果等を踏まえたうえで作成され、定期的に見直しが行われているか。</p> <p>エ 個別支援計画は、その責任者等により、医師、理学療法士等の専門的なアドバイスを得て作成され、かつその実践に努めているか。</p> <p>オ 利用者の支援に関する記録等は整備されているか。</p>	<p>障害者支援施設等指導監査指針第1-1-(1)</p>	<p>○ 個別の利用者支援に関する記録を適切に整備してください。</p>	<p>・利用者の支援の状況に関する記録がない。</p>	<p>A</p>	<p>利用者支援に関する記録が未作成でした。</p>
<p>(障害者支援施設の一般原則) 障害者支援施設は、提供する施設障害福祉サービスについて、利用者の意向、適性、障害の特性その他の事情を踏まえた計画（第16条において「個別支援計画」という。）を作成し、これに基づき利用者に対して施設障害福祉サービスを提供するとともに、その効果について継続的な評価の実施その他の措置を講ずることにより、利用者に対して適切かつ効果的に施設障害福祉サービスを提供しているか。</p> <p>(施設障害福祉サービス計画の作成等) 障害者支援施設の施設長は、サービス管理責任者に施設障害福祉サービスに係る個別支援計画（以下「施設障害福祉サービス計画」という。）の作成に関する業務を担当させているか。</p>	<p>基準条例第3条第1項</p> <p>基準条例第16条第1項</p>	<p>○ 利用者の意向、適性、障害の特性その他の事情を踏まえた計画（「個別支援計画」という。）を作成し、これに基づき利用者に対して施設障害福祉サービスを提供するとともに、その効果について継続的な評価の実施その他の措置を講ずることにより、利用者に対して適切かつ効果的に施設障害福祉サービスを提供してください。</p> <p>○ サービス管理責任者が施設障害福祉サービス計画を作成していないので、作成してください。</p>	<p>・個別支援計画が作成されていない。 ・その効果について継続的な評価を実施していない。 ・利用者に対して適切かつ効果的な施設障害福祉サービスの提供につとめていない。</p> <p>・サービス管理責任者が施設障害福祉サービス計画を作成していない。</p>	<p>A</p> <p>A</p>	<p>個別支援計画が未作成で、利用者に対する適切かつ効果的な施設障害福祉サービスが提供されていませんでした。</p> <p>施設障害福祉サービス計画に係る一連の業務が適切に行われていませんでした。</p>

指導基準（障害者支援施設）

観点（基本的な考え方）	根拠法令等	通知用文例	評価の基準	評価	県ホームページ 結果公表文例
<p>サービス管理責任者は、施設障害福祉サービス計画の作成に当たっては、適切な方法により、利用者について、その置かれている環境及び日常生活全般の状況等の評価を通じて当該利用者の希望する生活及び課題等の把握（以下「アセスメント」という。）を行うとともに、利用者の自己決定の尊重及び意思決定の支援に配慮しつつ、当該利用者が自立した日常生活を営むことができるよう支援する上での適切な支援内容の検討を行っているか。</p>	<p>基準条例第16条第2項</p>	<p>○ 施設障害福祉サービス計画の作成に当たって、サービス管理責任者がアセスメントを行っていないので、改善してください。</p> <p>○ 施設障害福祉サービス計画の作成に当たって、サービス管理責任者が（利用者の自己決定の尊重及び意思決定の線に配慮しつつ、）適切な支援内容の検討を行っていないので、改善してください。</p>	<p>・アセスメントを行っていない。</p> <p>・支援内容の検討を行っていない。</p>	<p>A</p> <p>A</p>	<p>施設障害福祉サービス計画に係る一連の業務が適切に行われていませんでした。</p> <p>施設障害福祉サービス計画に係る一連の業務が適切に行われていませんでした。</p>
<p>アセスメントを行うに当たっては、利用者が自ら意思を決定することに困難を抱える場合には、適切に意思決定の支援を行うため、当該利用者の意思及び選好並びに判断能力等について丁寧に把握しているか。</p>	<p>基準条例第16条第3項</p>	<p>○ アセスメントを行うに当たっては、利用者の意思及び選好並びに判断能力等について把握していないので、改善してください。</p>	<p>・当該利用者の意思及び選好並びに判断能力等を把握していない。</p>	<p>A</p>	<p>アセスメントについて利用者の意思等を把握していませんでした。</p>
<p>サービス管理責任者は、アセスメントを行うに当たっては、利用者に面接を行っているか。この場合において、サービス管理責任者は、当該利用者に対し、面接の趣旨について十分に説明を行い、当該利用者の理解を得ているか。</p>	<p>基準条例第16条第4項</p>	<p>○ 施設障害福祉サービス計画作成のためのアセスメントは、利用者に面接して行ってください。</p> <p>○ サービス管理責任者は、アセスメントのための面接の趣旨を利用者に十分に説明し、理解を得てください。</p>	<p>・アセスメントを行うにあたり、面接していない。</p> <p>・利用者の理解を得ずに面接を行っている。</p>	<p>A</p> <p>A</p>	<p>施設障害福祉サービス計画に係る一連の業務が適切に行われていませんでした。</p> <p>施設障害福祉サービス計画に係る一連の業務が適切に行われていませんでした。</p>
<p>サービス管理責任者は、アセスメント及び支援内容の検討結果に基づき、利用者及びその家族の生活に対する意向、総合的な支援の方針、生活全般の質を向上させるための課題、施設障害福祉サービスごとの目標及びその達成時期、施設障害福祉サービスを提供する上での留意事項等を記載した施設障害福祉サービス計画の原案を作成しているか。</p> <p>この場合において、サービス管理責任者は、当該障害者支援施設が提供する施設障害福祉サービス以外の保健医療サービス又はその他の福祉サービスとの連携についても、当該施設障害福祉サービス計画の原案に位置付けるよう努めているか。</p>	<p>基準条例第16条第5項</p>	<p>○ サービス管理責任者が施設障害福祉サービス計画の原案を作成していないので、速やかに作成してください。</p> <p>○ サービス管理責任者が施設障害福祉サービス計画の原案を作成していない事例があったので、速やかに作成してください。</p> <p>○ 施設障害福祉サービス計画に、利用者及びその家族の生活に対する意向（総合的な支援の方針、生活全般の質を向上させるための課題、施設障害福祉サービスごとの目標及びその達成時期、施設障害福祉サービスを提供する上での留意事項、他の保健医療サービスや福祉サービス等との連携、など）が記載されていないので、記載してください。</p>	<p>・計画の原案を作成していない。</p> <p>・計画の原案を作成していない事例がある。</p> <p>・記載項目が不足している。</p>	<p>A</p> <p>B</p> <p>B</p>	<p>施設障害福祉サービス計画に係る一連の業務が適切に行われていませんでした。</p> <p>施設障害福祉サービス計画に係る一連の業務が適切に行われていませんでした。</p>
<p>サービス管理責任者は、施設障害福祉サービス計画の作成に係る会議（利用者に対する施設障害福祉サービスの提供に当たる担当者等（地域移行等意向確認担当者を含む）を招集して行う会議をいい、テレビ電話装置その他の情報通信機器（以下「テレビ電話装置等」という。）を活用して行うことができるものとする。）を開催し、当該利用者の生活に対する意向等を改めて確認するとともに、前項に規定する施設障害福祉サービス計画の原案の内容について意見を求めているか。</p>	<p>基準条例第16条第6項</p>	<p>○ （サービス管理責任者が）施設障害福祉サービス計画の作成に係る会議を開催していないので、開催してください。</p>	<p>・サービス管理責任者が計画の作成に係る会議を開催していない。</p>	<p>A</p>	<p>施設障害福祉サービス計画に係る一連の業務が適切に行われていませんでした。</p>

指導基準（障害者支援施設）

観点（基本的な考え方）	根拠法令等	通知用文例	評価の基準	評価	県ホームページ 結果公表文例
<p>サービス管理責任者は、利用者又はその家族に対し、施設障害福祉サービス計画の原案の内容について説明を行い、文書により当該利用者の同意を得ているか。</p>	<p>基準条例第16条第7項</p>	<p>○ 施設障害福祉サービス計画について、サービス管理責任者が利用者又は家族に対して説明していないので、説明してください。</p>	<p>・サービス管理責任者が利用者又は家族に説明していない。</p>	<p>A</p>	<p>施設障害福祉サービス計画に係る一連の業務が適切に行われていませんでした。</p>
<p>サービス管理責任者は、施設障害福祉サービス計画を作成したときは、当該施設障害福祉サービス計画を利用者及び利用者に対して指定計画相談支援を行う者に交付しているか。</p>	<p>基準条例第16条第8項</p>	<p>○ 施設障害福祉サービス計画について、文書により利用者の同意を得ていないので、同意を得てください。</p> <p>○ 施設障害福祉サービス計画を利用者（及び利用者に対して指定計画相談支援を行う者）に交付していないので、交付してください。</p>	<p>・文書により同意を得ていない。</p> <p>・計画を交付していない。</p>	<p>A</p>	<p>施設障害福祉サービス計画に係る一連の業務が適切に行われていませんでした。</p>
<p>サービス管理責任者は、施設障害福祉サービス計画の作成後、当該施設障害福祉サービス計画の実施状況の把握（利用者についての継続的なアセスメントを含む。以下この条において「モニタリング」という。）を行うとともに、少なくとも6月に1回以上、当該施設障害福祉サービス計画の見直しを行い、必要に応じて当該施設障害福祉サービス計画を変更しているか。この場合においては、第2項から前項までの規定を準用する。</p>	<p>基準条例第16条第9項</p>	<p>○ サービス管理責任者が、モニタリングを行っていないので、改善してください。</p> <p>○ サービス管理責任者が、6月に1回以上施設障害福祉サービス計画の見直しを行っていないので、見直しを行ってください。</p>	<p>・サービス管理責任者がモニタリングを行っていない。</p>	<p>A</p>	<p>施設障害福祉サービス計画に係る一連の業務が適切に行われていませんでした。</p>
<p>サービス管理責任者は、モニタリングを行うに当たっては、利用者及びその家族等との連絡を継続的に行うとともに、特段の事情のない限り、次に定めるところにより行っているか。 (1) 定期的に利用者面接すること。 (2) 定期的にモニタリングを行い、その結果を記録すること。</p>	<p>基準条例第16条第10項</p>	<p>○ サービス管理責任者が、モニタリングを行うに当たり、定期的に利用者面接していないので、改善してください。</p> <p>○ モニタリングの結果を記録していないので、記録してください。</p>	<p>・サービス管理責任者が定期的に面接を行っていない。</p> <p>・結果を記録していない。</p>	<p>A</p>	<p>モニタリングを行うに当たって、サービス管理責任者が定期的に面接を行っていませんでした。</p> <p>モニタリングの結果を記録していませんでした。</p>
<p>（施設障害福祉サービスの取扱方針） 障害者支援施設は、基準条例第16条第1項に規定する施設障害福祉サービス計画に基づき、利用者の心身の状況等に応じて当該利用者の支援を適切に行うとともに、施設障害福祉サービスの提供が漫然かつ画一的なものとならないよう配慮しているか。</p>	<p>基準条例第15条第1項</p>	<p>○ 施設支援計画に基づき、適切に支援を提供してください。</p>	<p>・施設支援計画に基づいた適切な支援を提供していない。</p>	<p>A</p>	<p>施設支援計画に基づく支援について、留意すべき点がありました。</p>
<p>障害者支援施設は、利用者が自立した日常生活又は社会生活を営むことができるよう、利用者の意思決定の支援に配慮するよう努めているか。</p>	<p>基準条例第15条第2項</p>	<p>○ 利用者が自立した日常生活又は社会生活を営むことができるよう、利用者の意思決定の支援に配慮するよう改善してください。</p>	<p>・利用者の意思決定の支援に配慮していない。</p>	<p>B</p>	

指導基準（障害者支援施設）

観点（基本的な考え方）	根拠法令等	通知用文例	評価の基準	評価	県ホームページ 結果公表文例
<p>（2）給食を実施する場合は、適切な食事を提供するように努められているか。</p> <p>ア 必要な栄養所要量が確保されているか。</p> <p>イ 嗜好調査、残食（菜）調査、検食等が適切になされており、その結果等を献立に反映するなど、工夫がなされているか。</p> <p>ウ 利用者の心身の状態に合わせた調理内容になっているか。</p> <p>エ 食事の時間は、家庭生活に近い時間となっているか。</p> <p>オ 保存食は、一定期間（2週間）適切な方法（冷凍保存）で保管されているか。また、原材料についてもすべて保存されているか。</p>	<p>障害者支援施設等指導監査指針第1-1-(2)</p>				
<p>（食事） 障害者支援施設（施設入所支援を提供する場合に限る。）は、正当な理由なく、食事の提供を拒んでいないか。</p> <p>障害者支援施設は、食事の提供を行う場合には、あらかじめ、利用者に対し、その内容及び費用について説明を行い、当該利用者の同意を得ているか。</p>	<p>基準条例第27条第1項</p> <p>基準条例第27条第2項</p>	<ul style="list-style-type: none"> ○ 正当な理由がなく食事の提供を拒んでいる事例があったので、改善してください。 ○ 利用者に対し施設における食事の有無（提供する食事の内容及び費用について）を説明してください。 ○ 利用者に対し施設における食事の有無（提供する食事の内容及び費用）について説明が不十分なので、改善してください。 ○ 利用者に対し施設における食事の有無（提供する食事の内容及び費用について）を説明し、食事の提供について、利用者の同意を得てください。 ○ 食事の提供について、利用者の同意を得てください。 	<ul style="list-style-type: none"> ・正当な理由がなく食事の提供を拒んでいる事例がある。 ・利用者に対し施設における食事の有無（提供する食事の内容及び費用について）を説明していない。 ・利用者に対し施設における食事の有無（提供する食事の内容及び費用）について説明が不十分である。 ・食事の提供について、利用者への説明と利用者の同意が確認できない。 ・食事の提供について、利用者の同意が確認できない。 	<p>A</p> <p>A</p> <p>B</p> <p>A</p> <p>A</p>	<p>利用者への食事の提供に改善すべき事例がありました。</p> <p>利用者への食事の提供に改善すべき事例がありました。</p> <p>利用者への食事の提供に改善すべき事例がありました。</p> <p>利用者への食事の提供に改善すべき事例がありました。</p> <p>利用者への食事の提供に改善すべき事例がありました。</p>

指導基準（障害者支援施設）

観点（基本的な考え方）	根拠法令等	通知用文例	評価の基準	評価	県ホームページ 結果公表文例
<p>障害者支援施設は、食事の提供に当たっては、利用者の心身の状況及び嗜好(し)好を考慮し、適切な時間に食事の提供を行うとともに、利用者の年齢及び障害の特性に応じた適切な栄養量及び内容の食事の提供を行うため、必要な栄養管理を行っているか。</p>	<p>基準条例第27条第3項</p>	<ul style="list-style-type: none"> ○ 利用者の利用者の心身の状況及び嗜好(し)好を考慮して、適切な時間に食事を提供してください。 ○ 利用者の年齢及び障害の特性に応じた適切な栄養量及び内容の食事の提供を行うため、必要な栄養管理を行ってください。 ○ 利用者への食事の提供は、適切な時間に行ってください。 ○ 嗜好調査（又は残食（菜）、調査検食等）を行い、その結果等を献立に反映するなど適切な食事の提供に努めてください。 	<ul style="list-style-type: none"> ・利用者の心身の状況及び嗜好を考慮していない。 ・利用者の身体状況の変化等（前年度比較、特徴等）を確認、反映していない。 ・必要な栄養管理を行っていない。 ・利用者への食事の提供が適切な時間に行われていない。 ・嗜好調査、残食（菜）調査、検食等を行っていない。 	<p>A A A B B</p>	<p>利用者への食事の提供に改善すべき事例がありました。</p> <p>利用者への食事の提供に改善すべき事例がありました。</p> <p>利用者への食事の提供に改善すべき事例がありました。</p>
<p>障害者支援施設は、あらかじめ作成された献立に従って調理を行っているか。</p>	<p>基準条例第27条第4項</p>	<ul style="list-style-type: none"> ○ 利用者への食事の提供に当たっては、あらかじめ作成された献立に従って調理を行ってください。 	<ul style="list-style-type: none"> ・あらかじめ作成された献立に従って調理を行っていない。 	<p>A</p>	<p>あらかじめ作成された献立に従って調理を行っていませんでした。</p>
<p>障害者支援施設は、食事の提供を行う場合であって、障害者支援施設に栄養士又は管理栄養士を置かないときは、献立の内容、栄養価の算定及び調理の方法について、保健所等の指導を受けるよう努めているか。</p>	<p>基準条例第27条第5項</p>	<ul style="list-style-type: none"> ○ 栄養士又は管理栄養士を置かないときは、献立の内容、栄養価の算定及び調理の方法について、保健所等の指導を受けるよう努めてください。 	<ul style="list-style-type: none"> ・保健所等の指導を受けていない。（栄養士又は管理栄養士を置かないとき） 	<p>B</p>	
<p>保存食（給食原材料及び調理済食品）を一定期間（2週間）適切な方法（冷凍保存）で保存しているか。</p>	<p>大量調理施設衛生管理マニュアルⅡ-5-(3)</p>	<ul style="list-style-type: none"> ○ 給食原材料及び調理済食品は、確実に保存してください。 	<ul style="list-style-type: none"> ・給食原材料・調理済食品の保存期間が2週間(336時間)未満になっている。 ・給食原材料及び調理済食品を一切、保存していない。 	<p>A</p>	<p>給食原材料（調理済食品）の保存に不十分な点がありました。</p>
<p>カ 食器類の衛生管理に努めているか。 キ 給食関係者の検便は適切に実施されているか。</p>	<p>障害者支援施設等指導監査指針第1-1-(2)</p>				
<p>（衛生管理等） 障害者支援施設は、利用者の使用する設備及び飲用に供する水について、衛生的な管理に努め、及び衛生上必要な措置を講ずるとともに、健康管理等に必要となる機械器具等の管理を適正に行っているか。</p>	<p>基準条例第38条第1項</p>	<ul style="list-style-type: none"> ○ 利用者の使用する設備及び飲用に供する水について、衛生的な管理に努め、及び衛生上必要な措置を講ずるとともに、健康管理等に必要となる機械器具等の管理を適正に行ってください。 	<ul style="list-style-type: none"> 利用者使用する設備及び飲用に供する水について、衛生的な管理に努め、及び衛生上必要な措置を講ずるとともに、健康管理等に必要となる機械器具等の管理を適正に行っていなかった。 	<p>A</p>	<p>利用者の使用する設備及び飲用に供する水について、衛生的な管理に努め、及び衛生上必要な措置を講ずるとともに、健康管理等に必要となる機械器具等の管理を適正に行っていませんでした。</p>

指導基準（障害者支援施設）

観点（基本的な考え方）	根拠法令等	通知用文例	評価の基準	評価	県ホームページ 結果公表文例
<p>調理員等の検便検査 調理従事者は臨時職員を含め、月1回以上の検便検査を実施しているか。</p> <p>検便検査項目に不足がないか。（赤痢菌・サルモネラ属菌・O-157）</p>	<p>大量調理施設衛生管理マニュアルⅡ-5-(4)②</p> <p>大量調理施設衛生管理マニュアルⅡ-5-(4)②</p>	<p>○ 調理従事者の検便検査は月1回以上実施してください。</p> <p>○ 調理従事者（調乳担当者）で検便検査を実施していない月がある職員がいたので、必ず月1回以上実施してください。</p> <p>○ 検便検査項目で赤痢菌（サルモネラ属菌、O-157）を実施してください。</p>	<p>・検便検査を全く実施していない。</p> <p>・検便検査を実施していない月がある。</p> <p>・検便検査の未実施の月がある職員がいる。</p> <p>・検便検査項目が不足している。</p>	<p>A</p> <p>A</p> <p>B</p> <p>B</p>	<p>調理従事者等の検便検査が未実施でした。</p> <p>調理従事者等の検便検査を実施していない月がありました。</p>

指導基準（障害者支援施設）

観点（基本的な考え方）	根拠法令等	通知用文例	評価の基準	評価	県ホームページ 結果公表文例
<p>(3) 適切な入浴等の確保がなされているか。 利用者の入浴又は清しきは、適切な方法により行われているか。 特に、入浴日が行事日、祝日等に当たった場合、代替日を設けるなどにより入浴等が確保されているか。</p> <p>(4) 利用者の状態に応じた排せつ及びおむつ交換が適切に行われているか。 排せつの自立についてその努力がなされているか。 トイレ等は利用者の特性に応じた工夫がなされているか。 また、換気、保温及び利用者のプライバシーの確保に配慮がなされているか。</p> <p>(5) 衛生的な被服及び寝具が確保されるよう努めているか。</p>	<p>障害者支援施設等指導監査指針第1-1-(3)</p> <p>障害者支援施設等指導監査指針第1-1-(4)</p> <p>障害者支援施設等指導監査指針第1-1-(5)</p>	<p>○ 衛生的な被服及び寝具の確保に努めてください。</p>	<p>・衛生的な被服及び寝具を確保していなかった。</p>	<p>B</p>	
<p>(介護) 障害者支援施設は、利用者の心身の状況に応じ、利用者の自立の支援及び日常生活の充実に資するよう、適切な技術をもって介護を行っているか。</p> <p>障害者支援施設は、施設入所支援の提供に当たっては、適切な方法により、利用者を入浴させ、又は清しきしているか。</p> <p>障害者支援施設は、生活介護又は施設入所支援の提供に当たっては、利用者の心身の状況に応じ、適切な方法により、排せつの自立のために必要な援助を行っているか。</p> <p>障害者支援施設は、生活介護又は施設入所支援の提供に当たっては、おむつを使用せざるを得ない利用者のおむつを適切に取り替えているか。</p>	<p>基準条例第19条第1項</p> <p>基準条例第19条第2項</p> <p>基準条例第19条第3項</p> <p>基準条例第19条第4項</p>	<p>○ 施設入所支援の提供に当たって、利用者の心身の状況に応じ、利用者の自立の支援と日常生活の充実に資するよう、適切な方法により介護を行ってください。</p> <p>○ 施設入所支援の提供に当たって、適切な方法により、利用者を入浴させ、又は清しきしてください。</p> <p>○ 生活介護又は施設入所支援の提供に当たって、利用者の心身の状況に応じ、適切な方法により、排せつの自立のための必要な援助を行ってください。</p> <p>○ 生活介護又は施設入所支援の提供に当たって、おむつを使用せざるを得ない利用者のおむつを適切に取り替えてください。</p>	<p>・施設入所支援の提供に当たって、適切な方法により介護を行っていない。</p> <p>・入浴日が行事日、祝日等に当たった場合の代替日を設けるなどにより入浴等が確保されていない。</p> <p>・適切な方法により排せつの自立のための必要な援助を行っていない。</p> <p>・おむつを使用せざるを得ない利用者のおむつを適切に取り替えていない。</p>	<p>A</p> <p>A</p> <p>A</p> <p>A</p>	<p>施設入所支援の提供に当たって、適切な方法により介護を行っていませんでした。</p> <p>施設入所支援の提供に当たって、適切な方法により利用者を入浴させ、又は清しきしていませんでした。</p> <p>生活介護又は施設入所支援の提供に当たって、適切な方法により排せつの自立のための必要な援助を行っていませんでした。</p> <p>生活介護又は施設入所支援の提供に当たって、おむつを使用せざるを得ない利用者のおむつを適切に取り替えていませんでした。</p>

指導基準（障害者支援施設）

観点（基本的な考え方）	根拠法令等	通知用文例	評価の基準	評価	県ホームページ 結果公表文例
<p>(6) 医学的管理は、適切に行われているか。</p> <p>ア 定期の健康診断、衛生管理及び感染症等に対する対策は適切に行われているか。</p>	<p>障害者支援施設等指導監査指針第1-1-(6)</p>				
<p>(健康管理)</p> <p>障害者支援施設は、常に利用者の健康の状況に注意するとともに、健康保持のための適切な措置を講じているか。</p> <p>障害者支援施設は、施設入所支援を利用する利用者に対し、毎年2回以上定期的に健康診断を行っているか。</p>	<p>基準条例第29条第1項</p> <p>基準条例第29条第2項</p>	<p>○ 利用者の健康状況に注意するとともに、健康保持のために適切な措置を講じてください。(バランスのとれた食事、適度な運動、十分な睡眠など)</p> <p>○ 利用者の健康診断について、年2回実施していませんので、実施してください。</p> <p>○ 利用者の健康診断について、年2回実施していない事例があったので、実施してください。</p>	<p>・利用者の健康状況に注意するとともに、健康保持のために適切な措置を講じていない。</p> <p>・利用者の健康診断を年2回実施していない事例がある。</p> <p>・利用者の健康診断を年2回実施していない事例がある。</p>	<p>A</p> <p>A</p> <p>B</p>	<p>健康保持のための適切な措置を講じていませんでした。</p> <p>利用者の健康診断の回数に不足がありました。</p>
<p>イ サービスの種別、定員の規模に応じて、必要な医師、嘱託医が置かれているか。(必要な日数、時間が確保されているか。)</p> <p>また、個々の利用者の身体状況・症状等に応じて、医師、嘱託医による必要な医学的管理が行われ、看護師等への指示が適切に行われているか。</p>	<p>障害者支援施設等指導監査指針第1-1-(6)</p>	<p>○ 利用者の身体状況・症状等に応じ、医師による医学的管理を行い、看護師等へ指示を適切に行ってください。</p>	<p>・個々の利用者の身体状況・症状等に応じて、医師、嘱託医による必要な医学的管理が行われ、看護師等への指示が適切に行われていなかった。</p>	<p>B</p>	
<p>(職員の配置の基準)</p> <p>障害者支援施設に置くべき職員及びその員数は、次のとおりとしているか。</p> <p>⇒ 別添、【別表】人員に関する基準のとおり</p> <p>(医薬品安全管理責任者の配置)</p> <p>障害者支援施設に、常に利用者の健康のため、処方された医薬品を適切に管理するため、医薬品安全管理責任者を置いているか。</p>	<p>基準条例第4条</p>	<p>○ 基準に定められた職員を配置してください。</p> <p>○ 医薬品安全管理責任者を置いてください。</p> <p>○ 医薬品安全管理責任者の変更について保健所に届け出てください。</p>	<p>・各基準に基づいた各種職員を配置していない。</p> <p>・医薬品安全管理責任者を置いていない</p> <p>・医薬品安全管理責任者の変更を届け出していない。</p>	<p>A</p> <p>B</p> <p>B</p>	<p>職員の配置が不足している点がありました。</p>

指導基準（障害者支援施設）

観点（基本的な考え方）	根拠法令等	通知用文例	評価の基準	評価	県ホームページ 結果公表文例
<p>(9) 苦情を受け付けるための窓口を設置するなど苦情解決に適切に対応しているか。</p>	<p>障害者支援施設等指導 監査指針第1-1- (9)</p>				
<p>(苦情への対応等) 障害者支援施設は、その提供した施設障害福祉サービスに関する利用者又はその家族からの苦情に迅速かつ適切に対応するため、苦情を受け付けるための窓口の設置その他の必要な措置を講じているか。</p>	<p>基準条例第42条第1項</p>	<p>○ 苦情解決のための手続等を明確にするとともに第三者委員を設置するなど、苦情解決体制を整備してください。</p>	<p>・苦情解決に対する取組が全く行われていない。</p>	<p>A</p>	<p>苦情解決体制が整備されていませんでした。</p>
<p>障害者支援施設は、前項の苦情を受け付けた場合には、当該苦情の内容等を記録しているか。</p>	<p>基準条例第42条第2項</p>	<p>○ 苦情を受け付けた場合、当該苦情の内容等を記録してください。</p>	<p>・苦情の内容等を記録していない。</p>	<p>A</p>	<p>苦情の内容等を記録してください。</p>
<p>苦情を受け付けるための窓口を設置する等の必要な措置を講じているか。 苦情解決のための要綱整備、第三者委員の選任、苦情解決体制（担当者、第三者委員の氏名及び連絡先を含む）の周知などを図っているか。</p>	<p>社会福祉事業の経営者による福祉サービスに関する苦情解決の仕組みの指針について（平成12年6月7日厚生省通知）</p>	<p>○ 苦情解決の第三者委員を選任し、利用者等への周知を図ってください。</p>	<p>・苦情解決の第三者委員を選任していない。</p>	<p>A</p>	<p>第三者委員が選任されていませんでした。</p>
<p>苦情を受け付けるための窓口を設置する等の必要な措置を講じているか。 苦情解決のための要綱整備、第三者委員の選任、苦情解決体制（担当者、第三者委員の氏名及び連絡先を含む）の周知などを図っているか。</p>		<p>○ 苦情解決の第三者委員が直接家族等からの相談や苦情を受け付ける体制となるよう、要綱の改正等を検討してください。</p>	<p>・苦情解決の第三者委員が直接家族等からの相談や苦情を受け付ける体制となっていない。</p>	<p>B</p>	
<p>苦情を受け付けるための窓口を設置する等の必要な措置を講じているか。 苦情解決のための要綱整備、第三者委員の選任、苦情解決体制（担当者、第三者委員の氏名及び連絡先を含む）の周知などを図っているか。</p>		<p>○ 苦情解決体制について、保護者等にお知らせを配布するとともに、わかりやすい場所にポスターを掲示するなど、周知を図ってください。</p>	<p>・苦情解決体制について、保護者等にお知らせを配布していない。わかりやすい場所にポスターを掲示するなどの周知を図っていない。</p>	<p>B</p>	
<p>苦情を受け付けるための窓口を設置する等の必要な措置を講じているか。 苦情解決のための要綱整備、第三者委員の選任、苦情解決体制（担当者、第三者委員の氏名及び連絡先を含む）の周知などを図っているか。</p>		<p>○ 苦情解決体制において、第三者委員を設置しているが、第三者委員の氏名、連絡先等について、施設内の掲示、パンフレットの配布等により、利用者への周知を図ってください。</p>	<p>・苦情解決体制の第三者委員の氏名、連絡先等を利用者へ周知していない。</p>	<p>B</p>	
<p>苦情を受け付けるための窓口を設置する等の必要な措置を講じているか。 苦情解決のための要綱整備、第三者委員の選任、苦情解決体制（担当者、第三者委員の氏名及び連絡先を含む）の周知などを図っているか。</p>		<p>○ 苦情を受け付けた場合、当該苦情の内容等を記録してください。</p>	<p>・苦情の内容等を記録していない。</p>	<p>A</p>	<p>苦情の内容等を記録してください。</p>

指導基準（障害者支援施設）

観点（基本的な考え方）	根拠法令等	通知用文例	評価の基準	評価	県ホームページ 結果公表文例
<p><u>（7）適宜、レクリエーションの実施等に努めているか。</u></p>	<p>障害者支援施設等指導監査 指針第1-1-(7)</p>				
<p>（社会生活上の便宜の供与等） 障害者支援施設は、適宜利用者のためのレクリエーション 行事を行うよう努めているか。</p>	<p>基準条例第28条第1項</p>	<p>○ 適宜利用者のためのレクリエーション行事を行う よう努めてください。</p>	<p>・適宜利用者のためのレクリエーション 行事を行うよう努めていない。</p>	<p>B</p>	
<p><u>（8）家族との連携に積極的に努めているか。</u> <u>また、利用者や家族からの相談に応じる体制がとられている</u> <u>か。相談に対して適切な助言、援助が行われているか。</u></p>	<p>障害者支援施設等指導監査 指針第1-1-(8)</p>				
<p>（社会生活上の便宜の供与等） 障害者支援施設は、常に利用者の家族との連携を図るとと もに、利用者とその家族との交流等の機会を確保するよう努 めているか。</p>	<p>基準条例第28条第3項</p>	<p>○ 常に利用者の家族との連携を図るとともに、利用 者とその家族との交流等の機会を確保するよう努め てください。</p>	<p>・常に利用者の家族との連携を図るとと もに、利用者とその家族との交流等の機 会を確保するよう努めていない。</p>	<p>B</p>	

指導基準（障害者支援施設）

観点（基本的な考え方）	根拠法令等	通知用文例	評価の基準	評価	県ホームページ 結果公表文例
<p>(10) 実施機関との連携が図られているか。</p>	<p>障害者支援施設等指導監査指針第1-1-(10)</p>				
<p>（障害福祉サービス事業者等との連携等） 障害者支援施設は、施設障害福祉サービスの提供に当たっては、地域及び家庭との結び付きを重視した運営を行い、市町村（特別区を含む。以下同じ。）、他の障害者支援施設、障害福祉サービス事業を行う者その他の保健医療サービス又は福祉サービスを提供する者等との密接な連携に努めているか。</p>	<p>基準条例第13条</p>	<p>○ 市町村（特別区を含む。以下同じ。）、他の障害者支援施設、障害福祉サービス事業を行う者その他の保健医療サービス又は福祉サービスを提供する者等との密接な連携に努めてください。</p>	<p>・市町村(特別区を含む。以下同じ。)他の障害者支援施設、障害福祉サービス事業を行う者その他の保健医療サービス又は福祉サービスを提供する者等との密接な連携に努めていない。</p>	<p>B</p>	

指導基準（障害者支援施設）

観点（基本的な考え方）	根拠法令等	通知用文例	評価の基準	評価	県ホームページ 結果公表文例
<p>(11) 利用者に係る給付金として支払いを受けた金銭の管理が適切に行われているか。</p>	<p>障害者支援施設等指導指針第1-1-(11)</p>				
<p>（給付金として支払を受けた金銭の管理） 障害者支援施設は、当該障害者支援施設の設置者が利用者に係る規則で定める給付金（以下この条において「給付金」という。）の支給を受けたときは、給付金として支払を受けた金銭を次に掲げるところにより管理しているか。</p> <p>(1) 当該利用者に係る当該金銭及びこれに準ずるもの（これらの運用により生じた収益を含む。以下この条において「利用者に係る金銭」という。）をその他の財産と区分すること。</p> <p>(2) 利用者に係る金銭を給付金の支給の趣旨に従って用いること。</p> <p>(3) 利用者に係る金銭の収支の状況を明らかにする記録を整備すること。</p> <p>(4) 当該利用者が退所した場合は、速やかに、利用者に係る金銭を当該利用者取得させること。</p>	<p>基準条例第32条</p>	<ul style="list-style-type: none"> ○ 給付金をその他の財産と区分してください。 ○ 利用者に係る金銭を給付金の支給の趣旨に従って用いてください。 ○ 利用者に係る金銭の収支の状況を明らかにする帳簿を整備してください。 ○ 利用者が退所した場合には、速やかに、利用者に係る金銭を当該利用者取得させてください。 	<ul style="list-style-type: none"> ・給付金をその他の財産と区分していない。 ・利用者に係る金銭を給付金の支給の趣旨に従って用いていない。 ・利用者に係る金銭の収支の状況を明らかにする帳簿を整備していない。 ・利用者が退所した場合には、速やかに、利用者に係る金銭を当該利用者取得させていない。 	<p>A</p> <p>A</p> <p>A</p> <p>A</p>	<p>預り金（小遣い等）の取扱いに改善すべき点がありました</p>

指導基準（障害者支援施設）

観点（基本的な考え方）	根拠法令等	通知用文例	評価の基準	評価	県ホームページ 結果公表文例
<p>(12) 虐待の防止のため、必要な体制整備を行うとともに、その職員に対して研修を行う等の必要な措置を講じているか。</p>	<p>障害者支援施設等指導監査指針第1-1-(12)</p>				
<p>（障害者支援施設の一般原則） 障害者支援施設は、利用者の意思及び人格を尊重し、常に当該利用者の立場に立った施設障害福祉サービスの提供に努めているか。</p> <p>障害者支援施設は、利用者の人権の擁護、虐待の防止等のため、必要な体制の整備を行うとともに、その職員に対し、研修の実施その他の措置を講じているか。</p> <p>（虐待の防止） 障害者支援施設は、虐待の発生又はその再発を防止するため、次に掲げる措置を講じているか。 （1）当該障害者支援施設における虐待の防止のための対策を検討する委員会（テレビ電話装置等を活用して行うことができるものとする。）を定期的開催するとともに、その結果について、職員に周知徹底を図ること。 （2）当該障害者支援施設において、職員に対し、虐待の防止のための研修を定期的実施すること。 （3）前2号に掲げる措置を適切に実施するための担当者を置くこと。</p>	<p>基準条例第3条第2項</p> <p>基準条例第3条第3項</p> <p>基準条例第44条の2</p>	<p>○ △△園において、職員が利用者に対して適切でない対応があったので、法人として人権に関する研修などを実施し、今後二度と起こさないような取組みをしてください。</p> <p>○ 利用者の人権の擁護、虐待の防止等のため、責任者を設置する等必要な体制を整備してください。</p> <p>○ 人権の擁護、虐待の防止等のため、職員への研修の実施その他の措置を講じてください。</p> <p>○ 虐待の防止のための対策を検討する委員会を開催していないので、改善してください。</p> <p>○ 虐待の防止のための対策を検討する委員会の結果を従業者に周知していないので、改善してください。</p> <p>○ 虐待の防止等のため、従業者に対し、研修を定期的実施していないので、改善してください。</p> <p>○ 虐待の発生等を防止するための措置を適切に実施するための担当者を置いてください。</p>	<p>・職員が利用者に対して適切でない対応をした事例がある。</p> <p>・利用者の人権の擁護、虐待の防止等のための責任者を設置する等の体制を整備していない。</p> <p>・人権の擁護、虐待の防止等に係る職員への研修を実施していない。</p> <p>・虐待の防止のための対策を検討する委員会を開催していない。</p> <p>・虐待の防止のための対策を検討する委員会の結果を従業者に周知していない。</p> <p>・年1回以上定期的な研修の実施をしていない。</p> <p>・虐待防止のための担当者として、サービス管理責任者等を配置を配置していない。</p>	<p>A</p> <p>A</p> <p>A</p> <p>A</p> <p>A</p> <p>A</p> <p>A</p>	<p>利用者の支援について、改善が必要な事例がありました。</p> <p>虐待の防止等必要な体制を整備していませんでした。</p> <p>虐待の発生又はその再発を防止するための措置が講じられていませんでした。</p> <p>虐待の発生又はその再発を防止するための措置が講じられていませんでした。</p> <p>〃</p> <p>〃</p> <p>〃</p>

指導基準（障害者支援施設）

観点（基本的な考え方）	根拠法令等	通知用文例	評価の基準	評価	県ホームページ 結果公表文例
<p>障害者福祉施設従事者等が、当該障害福祉施設に入所し、その他当該障害福祉施設を利用する障害者について行う又は当該障害福祉サービス事業等にかかるサービスの提供を受ける障害者について次のいずれかに該当する行為（障害者福祉施設従事者等による障害者虐待）を行っていないか。</p> <ol style="list-style-type: none"> 1 障害者の身体に外傷が生じ、若しくは生じるおそれのある暴行を加え、又は正当な理由なく障害者の身体を拘束すること。 2 障害者にわいせつな行為をすること又は障害者をしてわいせつな行為をさせること。 3 障害者に対する著しい暴言、著しく拒絶的な対応又は不当な差別的言動その他の障害者に著しい心理的外傷を与える言動を行うこと。 4 障害者を衰弱させるような著しい減食又は長時間の放置、前三号に掲げる行為と同様の行為の放置、その他の障害者を養護すべき職務上の義務を著しく怠ること。 5 障害者の財産を不当に処分することその他障害者から不当に財産上の利益を得ること。 <p>障害者福祉施設従事者等障害者の福祉に職務上関係のある者及び使用者は、障害者虐待を発見しやすい立場にあることを自覚し、障害者虐待の早期発見に努めているか。</p> <p>障害者福祉施設従事者等による障害者虐待を受けたと思われる障害者を見つけた者は、速やかに、これを市町村に通報しているか。</p>	<p>障害者虐待の防止、障害者の養護者に対する支援等に関する法律（以下、「障害者虐待防止法」という。）（平成23年6月24日法律第79号）第2条第7項</p> <p>障害者虐待防止法（平成23年6月24日法律第79号）第6条第2項</p> <p>障害者虐待防止法（平成23年6月24日法律第79号）第16条</p>	<p>○ 障害者の尊厳や障害者の自立及び社会参加を妨げる虐待が行われていたので、速やかに障害者の安全確保と虐待の防止に向けた措置を講じるとともに原因の究明と再発防止に向けた組織的な取り組みを行ってください。</p> <p>○ 障害者福祉施設従事者等障害者の福祉に職務上関係のある者及び使用者は、障害者虐待を発見しやすい立場にあることを自覚し、障害者虐待の早期発見に努めてください。</p> <p>○ 障害者福祉施設従事者等による障害者虐待を受けたと思われる障害者を見つけた者は、速やかに、これを市町村に通報してください。</p>	<p>・障害者虐待が行われている。</p> <p>・障害者虐待の早期発見に努めていない。</p> <p>・障害者虐待を受けたと思われる障害者を見つけた者が、市町村に通報していない。</p>	<p>A</p> <p>A</p> <p>A</p>	<p>障害者虐待がありました。</p> <p>障害者虐待の早期発見に努めていませんでした。</p> <p>障害者虐待を見つけた際に市町村に通報していませんでした。</p>
<p><u>(13) 障害者支援施設は、身体拘束等の適正化を図るため、次に掲げる措置を講じているか。</u></p> <p><u>ア 身体拘束等の適正化のための対策を検討する委員会(テレビ電話装置等の活用可能。)を定期的に開催するとともに、その結果について、職員に周知徹底を図っているか。</u></p> <p><u>イ 身体拘束等の適正化のための指針を整備しているか。</u></p> <p><u>ウ 職員に対し、身体拘束等の適正化のための研修を定期的実施しているか。</u></p>	<p>障害者支援施設等指導監査指針第1-1-(13)</p>				
<p>(身体的拘束等の禁止)</p> <p>障害者支援施設は、施設障害福祉サービスの提供に当たっては、利用者又は他の利用者の生命又は身体を保護するため緊急やむを得ない場合を除き、身体的拘束その他利用者の行動を制限する行為（以下「身体的拘束等」という。）を行っていないか。</p>	<p>基準条例第40条第1項</p>	<p>○ 緊急やむを得ない場合以外に、身体的拘束等その他入所者の行動を制限する行為を行っているので、改善してください。</p>	<p>・緊急やむを得ない場合以外で、身体的拘束等を行っている。</p>	<p>A</p>	<p>緊急やむを得ない場合以外に、身体的拘束等を行っている事例がありました。</p>

指導基準（障害者支援施設）

観点（基本的な考え方）	根拠法令等	通知用文例	評価の基準	評価	県ホームページ 結果公表文例
<p>障害者支援施設は、やむを得ず身体的拘束等を行う場合には、その態様及び時間、その際の利用者の心身の状況、緊急やむを得ない理由その他必要な事項を記録しているか。</p>	<p>基準条例第40条第2項</p>	<p>○ 身体的拘束等を行う場合には、その態様及び時間、その際の入所者の心身の状況並びに緊急やむを得ない理由について記録してください。</p>	<p>・（○月○日の）身体的拘束等を行った際の記録がない。</p>	<p>A</p>	<p>身体的拘束等を行った際の記録がありませんでした。</p>
<p>障害者支援施設は、身体的拘束等の適正化を図るため、次に掲げる措置を講じているか。 （1） 身体的拘束等の適正化のための対策を検討する委員会を定期的に開催するとともに、その結果について、職員に周知徹底を図ること。 （2） 身体的拘束等の適正化のための指針を整備すること。 （3） 職員に対し、身体的拘束等の適正化のための研修を定期的実施すること。</p>	<p>基準条例第40条第3項</p>	<p>○ 身体的拘束等の適正化のための対策を検討する委員会を開催していないので、改善してください。</p>	<p>・身体的拘束等の態様等によって、記録等が行われていない事例がある。</p>	<p>B</p>	<p>身体的拘束等の適正化を図るための措置が講じられていませんでした。</p>
<p>身体的拘束等を行う場合は、利用者本人の生命、身体、権利が危険にさらされる可能性が著しく高い場合であるか。</p>	<p>「障害者福祉施設等における障害者虐待の防止と対応の手引き」令和6年7月 厚生労働省 社会・援護局 障害保健福祉部障害福祉課 地域生活支援推進室</p>	<p>○ 身体的拘束等の適正化のための対策を検討する委員会の結果を従業者に周知していないので、改善してください。</p>	<p>・身体的拘束等の適正化のための対策を検討する委員会の結果を従業者に周知していない。</p>	<p>A</p>	<p>身体的拘束等の適正化を図るための措置が講じられていませんでした。</p>
<p>身体的拘束等の行動制限を行う以外に代替の介護方法を検討しているか。（なお、やむを得ず行動制限等を行う際には、それ以外の方策がなかったか。）</p>		<p>○ 身体的拘束等の適正化のための指針を整備していないので、改善してください。</p>	<p>・身体的拘束等の適正化のための指針を整備していない。</p>	<p>A</p>	<p>身体的拘束等の実施に際して、検討が不十分な事例がありました。</p>
<p>身体的拘束等を行うことは、一時的な対応となっているか。</p>		<p>○ 身体的拘束等の適正化のため、従業者に対し、研修を定期的実施していないので、改善してください。</p>	<p>・研修を年1回以上定期的実施していない。</p>	<p>A</p>	<p>身体的拘束等の実施に際して、検討が不十分な事例がありました。</p>
<p>利用者本人や家族等に身体的拘束等の内容、理由、拘束の時間（時間帯）、期間等できるかぎり詳細に説明しているか。</p>		<p>○ 緊急やむを得ず身体的拘束等となる対応を実施する場合には、身体的拘束等を行うことによる本人への悪影響を勘案し、それでも身体的拘束等を行うことが必要な程度まで利用者本人等の生命又は身体が危険にさらされる可能性が高いことを確認してください。</p>	<p>・身体的拘束等を行うことによる本人への悪影響を勘案し、それでも身体的拘束等を行うことが必要な程度まで利用者本人等の生命又は身体が危険にさらされる可能性が高いことを確認していない。</p>	<p>A</p>	<p>身体的拘束等の実施に際して、検討が不十分な事例がありました。</p>
<p>身体的拘束等に関する説明書、経過観察記録など適切な記録を作成し、保存しているか。</p>		<p>○ 緊急やむを得ず身体的拘束等となる対応が恒常的に実施されているので、必要性についての十分な検討を実施してください。</p>	<p>・緊急やむを得ず身体的拘束等を実施する場合の代替策等の検討が行われていない。</p>	<p>A</p>	<p>身体的拘束等の実施に際して、検討が不十分な事例がありました。</p>
<p>実際に身体的拘束等を行う場合、常に観察、再検討を行い、やむを得ない理由等の把握・改善を図っているか。</p>		<p>○ 緊急やむを得ず身体的拘束等となる対応を実施する場合には、利用者（入居者）や家族等へ詳細な説明を実施してください。</p>	<p>・緊急やむを得ず身体的拘束等を実施する場合、利用者等への詳細な説明を行っていない。</p>	<p>A</p>	<p>身体的拘束等の実施に際して、記録が不十分な事例がありました。</p>
<p>身体的拘束等に関する説明書、経過観察記録など適切な記録を作成し、保存しているか。</p>		<p>○ 緊急やむを得ず身体的拘束等を実施する際は、適切な記録等を残してください。</p>	<p>・緊急やむを得ず身体的拘束等を実施する場合の経過や実施記録等が整備されていない。</p>	<p>A</p>	<p>身体的拘束等の実施に際して、記録が不十分な事例がありました。</p>
<p>身体的拘束等を行うことは、一時的な対応となっているか。</p>		<p>○ 緊急やむを得ず身体的拘束等となる対応が恒常的に実施されているので、必要性についての十分な検討を実施してください。</p>	<p>・一時的な対応となっていない。</p>	<p>A</p>	<p>身体的拘束等の実施に際して、検討が不十分な事例がありました。</p>
<p>利用者本人や家族等に身体的拘束等の内容、理由、拘束の時間（時間帯）、期間等できるかぎり詳細に説明しているか。</p>		<p>○ 緊急やむを得ず身体的拘束等となる対応を実施する場合には、利用者（入居者）や家族等へ詳細な説明を実施してください。</p>	<p>・緊急やむを得ず身体的拘束等を実施する場合、利用者等への詳細な説明を行っていない。</p>	<p>A</p>	<p>身体的拘束等の実施に際して、利用者等への説明が不十分な事例がありました。</p>
<p>身体的拘束等に関する説明書、経過観察記録など適切な記録を作成し、保存しているか。</p>		<p>○ 緊急やむを得ず身体的拘束等を実施する際は、適切な記録等を残してください。</p>	<p>・緊急やむを得ず身体的拘束等を実施する場合の経過や実施記録等が整備されていない。</p>	<p>A</p>	<p>身体的拘束等の実施に際して、記録が不十分な事例がありました。</p>
<p>実際に身体的拘束等を行う場合、常に観察、再検討を行い、やむを得ない理由等の把握・改善を図っているか。</p>		<p>○ 緊急やむを得ず身体的拘束等を実施するには、十分な検討を実施してください。</p>	<p>・緊急やむを得ず身体的拘束等を実施する場合の観察・検討が十分に行われていない。</p>	<p>A</p>	<p>身体的拘束等の実施に際して、検討が不十分な事例がありました。</p>

指導基準（障害者支援施設）

観点（基本的な考え方）	根拠法令等	通知用文例	評価の基準	評価	県ホームページ 結果公表文例
<p>障害者支援施設等固有の利用者支援 (14) 生活介護又は施設入所支援の提供に当たっては、利用者に対し、離床、着替え、整容等の介護その他日常生活上必要な支援を適切に行っているか。</p> <p>(15) 自立訓練（機能訓練）、自立訓練（生活訓練）、就労移行支援又は就労継続支援B型の提供に当たっては、利用者に対し、自立した日常生活又は社会生活を営むことができるよう、利用者の心身の特性に応じた必要な訓練を行っているか。</p>	<p>障害者支援施設等指導監査指針第1-1-(1)</p> <p>障害者支援施設等指導監査指針第1-1-(2)</p>				
<p>(介護) 障害者支援施設は、利用者の心身の状況に応じ、利用者の自立の支援及び日常生活の充実に資するよう、適切な技術をもって介護を行っているか。</p> <p>障害者支援施設は、生活介護又は施設入所支援の提供に当たっては、利用者に対し、離床、着替え、整容等の介護その他日常生活上必要な支援を適切に行っているか。</p> <p>(訓練) 障害者支援施設は、利用者の心身の状況に応じ、利用者の自立の支援及び日常生活の充実に資するよう、適切な技術をもって訓練を行っているか。</p> <p>障害者支援施設は、自立訓練（機能訓練）、自立訓練（生活訓練）、就労移行支援又は就労継続支援B型の提供に当たっては、利用者に対し、自立した日常生活又は社会生活を営むことができるよう、当該利用者の心身の特性に応じた必要な訓練を行っているか。</p>	<p>基準条例第19条第1項</p> <p>基準条例第19条第5項</p> <p>基準条例第20条第1項</p> <p>基準条例第20条第2項</p>	<p>○ 施設入所支援の提供に当たって、利用者の心身の状況に応じ、利用者の自立の支援と日常生活の充実に資するよう、適切な方法により介護を行ってください。</p> <p>○ 生活介護又は施設入所支援の提供に当たっては、利用者に対し、離床、着替え、整容等の介護その他日常生活上必要な支援を適切に行ってください。</p> <p>○ 利用者の心身の状況に応じ、利用者の自立の支援と日常生活の充実に資するよう、適切な技術をもって訓練を行ってください。</p> <p>○ 自立訓練（機能訓練）、自立訓練（生活訓練）、就労移行支援又は就労継続支援B型の提供に当たっては、利用者に対し、自立した日常生活又は社会生活を営むことができるよう、当該利用者の心身の特性に応じた必要な訓練を行ってください。</p>	<p>・施設入所支援の提供に当たって、適切な方法により介護を行っていない。</p> <p>・利用者に対し、離床、着替え、整容等の介護その他日常生活上必要な支援を適切に行っていない。</p> <p>・利用者の自立の支援と日常生活の充実に資するよう、適切な技術をもって訓練を行っていない。</p> <p>・自立訓練（機能訓練）、自立訓練（生活訓練）、就労移行支援又は就労継続支援B型の提供に当たっては、利用者に対し、自立した日常生活又は社会生活を営むことができるよう、当該利用者の心身の特性に応じた必要な訓練を行っていない。</p>	<p>A</p> <p>A</p> <p>A</p> <p>A</p>	<p>施設入所支援の提供に当たって、適切な方法により介護を行っていませんでした。</p> <p>利用者に対し、離床、着替え、整容等の介護その他日常生活上必要な支援を適切に行っていませんでした。</p> <p>利用者の自立の支援と日常生活の充実に資するよう、適切な技術をもって訓練を行っていませんでした。</p> <p>利用者に対し、自立した日常生活又は社会生活を営むことができるよう、当該利用者の心身の特性に応じた必要な訓練を行っていませんでした。</p>

観点（基本的な考え方）	根拠法令等	通知用文例	評価の基準	評価	県ホームページ 結果公表文例
<p>3 利用者の生活環境等の確保</p>					
<p><u>施設整備等生活環境は、適切に確保されているか。</u></p>	<p>障害者支援施設等指導 監査指針第1-2</p>				
<p><u>ア 利用者が安全・快適に生活できる広さ、構造、設備となっているか。</u></p>	<p>障害者支援施設等指導 監査指針第1-2</p>				
<p><u>また、障害に応じた配慮がなされているか。</u></p>					
<p><u>イ 居室等が設備及び運営基準にあった構造になっているか。</u></p>					
<p><u>ウ 居室等の清掃、衛生管理、保温、換気、採光及び照明は適切にされているか。</u></p>					
<p>（設備の基準） 運営上必要な設備を次のとおり設けているか。 ⇒ 別添、【別表】設備に関する基準、【別表】設備に関する基準（児童）のとおりに</p>	<p>基準条例第10条</p>	<p>○ △△の変更により施設の設備基準に適合していないので、是正をしてください。</p>	<p>・使用内容の変更によって設備基準に不適合となっている。</p>	<p>A</p>	<p>施設設備について基準に満たない部分がありました。</p>
<p>（社会福祉施設に係る届出事項等の変更） 前条第一項の規定による届出をした者は、その届け出た事項に変更を生じたときは、変更の日から一月以内に、その旨を当該都道府県知事に届け出なければならない。 （社会福祉施設の設置）第六十二条 一 施設の名称及び種類 二 設置者の氏名又は名称、住所、経歴及び資産状況 三 条例、定款その他の基本約款 四 建物その他の設備の規模及び構造 五 事業開始の予定年月日 六 施設の管理者及び実務を担当する幹部職員の氏名及び経歴 七 福祉サービスを必要とする者に対する処遇の方法</p>	<p>社会福祉法第63条</p>	<p>○ △△が変更されているので、施設変更届の手続きを行ってください。</p>	<p>・設備の使用内容を変更している。</p>	<p>B</p>	
<p>（構造設備） 障害者支援施設の配置、構造及び設備は、利用者の特性に応じて工夫され、かつ、日照、採光、換気等の利用者の保健衛生に関する事項及び防災について十分考慮されたものか。</p>	<p>基準条例第8条第1項</p>	<p>○ 施設の配置、構造及び設備は、利用者の特性に応じて工夫され、かつ、日照、採光、換気等の利用者の保健衛生に関する事項及び防災について十分考慮してください。</p>	<p>・施設の配置、構造及び設備は、利用者の特性に応じて工夫され、かつ、日照、採光、換気等の利用者の保健衛生に関する事項及び防災について十分考慮していない。</p>	<p>A</p>	<p>施設設備について基準に満たない部分がありました。</p>

観点（基本的な考え方）	根拠法令等	通知用文例	評価の基準	評価	県ホームページ 結果公表文例
<p>4 自立、自活等への支援援助</p> <p><u>利用者個々の状況等を考慮し、サービスの種別ごとの特性に応じた自立、自活等への援助が行われているか。</u></p> <p><u>（１）生活介護又は就労移行支援における生産活動の機会の提供に当たっては、地域の実情並びに製品及びサービスの受給状況等を考慮して行うように努め、生産活動に従事する者の作業時間、作業量等がその者に過重な負担とならないように配慮する等適切な措置を講じているか。</u></p>	<p>障害者支援施設等指導監査指針第1-3-(1)</p>				
<p>（生産活動） 障害者支援施設は、生活介護、就労移行支援又は就労継続支援B型における生産活動の機会の提供に当たっては、次に定めるところにより行っているか。 (1) 地域の実情並びに製品及びサービスの需給状況等を考慮して行うよう努めること。 (2) 生産活動に従事する者の作業時間、作業量等がその者に過重な負担とならないよう配慮すること。 (3) 生産活動の能率の向上が図られるよう、利用者の障害の特性等を踏まえた工夫を行うこと。 (4) 防塵(じん)設備又は消火設備の設置その他の生産活動を安全に行うために必要かつ適切な措置を講ずること。</p>	<p>基準条例第21条</p>	<ul style="list-style-type: none"> ○ 生産活動の機会の提供に当たっては、生産活動に従事する者の作業時間、作業量等がその者に過重な負担とならないように配慮してください。 ○ 生産活動の能率の向上が図られるよう、利用者の障害の特性等を踏まえた工夫を行ってください。 ○ 防塵(じん)設備又は消火設備の設置その他の生産活動を安全に行うために必要かつ適切な措置を講じてください。 	<ul style="list-style-type: none"> ・生産活動の機会の提供に当たって、生産活動に従事する者の作業時間、作業量等がその者に過重な負担とならないように配慮されていない。 ・利用者の障害の特性等を踏まえた工夫をしていない。 ・生産活動を安全に行うために必要かつ適切な措置を講じていない。 	<p>A A A</p>	<p>生産活動の機会の提供に当たって改善すべき点がありました。</p> <p>生産活動の機会の提供に当たって改善すべき点がありました。</p> <p>生産活動の機会の提供に当たって改善すべき点がありました。</p>
<p><u>（２）生活介護、就労移行支援又は就労継続支援B型において行われる生産活動に従事している者に、当該生活介護、就労移行支援又は就労継続支援B型ごとに、生産活動に係る事業の収入から生産活動に係る事業に必要な経費を控除した額に相当する金額を工賃として支払っているか。</u></p>	<p>障害者支援施設等指導監査指針第1-3-(2)</p>				
<p>（工賃） 障害者支援施設は、生活介護、就労移行支援又は就労継続支援B型において行われる生産活動に従事している利用者に対し、当該生活介護、就労移行支援又は就労継続支援B型ごとに、生産活動に係る事業の収入から生産活動に係る事業に必要な経費を控除した額に相当する金額を工賃として支払っているか。</p> <p>2 就労継続支援B型の提供に当たっては、前項の規定により利用者1人当たりに対して支払われる1月当たりの工賃の平均額（第4項において「工賃の平均額」という。）は、3千円を下回っていないか。</p> <p>3 障害者支援施設は、就労継続支援B型の提供に当たっては、利用者が自立した日常生活又は社会生活を営むことを支援するため、第1項の規定により支払われる工賃の水準を高めるよう努めているか。</p>	<p>基準条例第22条第1項</p> <p>基準条例第22条第2項</p> <p>基準条例第22条第3項</p>	<ul style="list-style-type: none"> ○ 利用者への工賃の支払いを適切に行ってください。 ○ 利用者1人当たりに対して支払われる1月当たりの工賃の平均額が、3千円を下回っているので改善してください。 ○ 就労継続支援B型を提供する場合は、年度ごとに、工賃の目標水準を設定してください。 	<ul style="list-style-type: none"> ・利用者への工賃の支払いについて、定めに則していない等不適切な事例があった。 ・利用者1人当たりに対して支払われる1月当たりの工賃の平均額が、3千円を下回っている。 ・工賃の目標水準が設定されていない。 	<p>A A A</p>	<p>利用者への工賃支払について改善すべき点がありました。</p> <p>利用者への工賃支払について改善すべき点がありました。</p> <p>工賃の目標水準を設定していませんでした。</p>

指導基準（障害者支援施設）

観点（基本的な考え方）	根拠法令等	通知用文例	評価の基準	評価	県ホームページ 結果公表文例
<p>4 障害者支援施設は、就労継続支援B型の提供に当たっては、年度ごとに、工賃の目標水準を設定し、当該工賃の目標水準及び前年度に利用者1人当たりに対して支払われた工賃の平均額を利用者に通知するとともに、知事に報告しているか。</p>	<p>基準条例第22条第4項</p>	<p>○ 工賃の目標水準及び前年度に利用者それぞれに対し支払われた工賃の平均額を利用者に通知してください。</p> <p>○ 工賃の目標水準及び前年度に利用者それぞれに対し支払われた工賃の平均額を知事（県）へ報告してください。</p>	<p>・工賃の目標水準及び工賃の平均額が利用者に通知されていない。</p> <p>・工賃の目標水準及び工賃の平均額が知事（県）へ報告されていない。</p>	<p>A</p> <p>A</p>	<p>工賃の目標水準及び工賃の平均額を利用者に通知していませんでした。</p>
<p><u>（3）就労移行支援又は就労継続支援B型の提供にあたって、公共職業安定所等の関係機関と連携して、利用者の意向及び適性を踏まえて実習の受入先を確保し又は確保に努めているか。</u></p>		<p>障害者支援施設等指導監査指針第1-3-（3）</p>			
<p>（実習の実施）</p> <p>障害者支援施設は、就労移行支援の提供に当たっては、利用者が施設障害福祉サービス計画に基づいて実習を行うことができるよう、実習の受入先を確保しているか。</p> <p>障害者支援施設は、就労継続支援B型の提供に当たっては、利用者が施設障害福祉サービス計画に基づいて実習を行うことができるよう、実習の受入先の確保に努めているか。</p> <p>障害者支援施設は、前2項の実習の受入先の確保に当たっては、公共職業安定所、障害者就業・生活支援センター（障害者の雇用の促進等に関する法律（昭和35年法律第123号）第27条第2項に規定する障害者就業・生活支援センターをいう。以下同じ。）、特別支援学校その他の関係機関と連携し、利用者の意向及び適性を踏まえて行うよう努めているか。</p>	<p>基準条例第23条第1項</p> <p>基準条例第23条第2項</p> <p>基準条例第23条第3項</p>	<p>○ （就労移行支援提供に当たっては）実習の受入先を確保してください。</p> <p>○ （就労継続支援B型の提供に当たっては）実習の受入先の確保に努めてください。</p> <p>○ （実習の受入れ先の確保に当たっては）公共職業安定所、障害者就業・生活支援センター、特別支援学校その他の関係機関と連携し、利用者の意向及び適性を踏まえて行うよう努めてください。</p>	<p>・実習の受入先を確保していない。</p> <p>・（就労継続支援B型の提供に当たっては）実習の受入先の確保に努めていない。</p> <p>・公共職業安定所、障害者就業・生活支援センター他、関係機関と連携し、利用者の意向及び適性を踏まえて行うよう努めていない。</p>	<p>A</p> <p>B</p> <p>B</p>	<p>就労移行支援の提供に当たっては、実習の受入先を確保していませんでした。</p>
<p><u>（4）就労移行支援又は就労継続支援B型の提供にあたって、公共職業安定所での求職の登録その他の利用者が行う求職活動を支援し又は支援に努めるとともに、関係機関と連携して、利用者の意向及び適性に応じた求人の開拓に努めているか。</u></p>		<p>障害者支援施設等指導監査指針第1-3-（4）</p>			
<p>（求職活動の支援等の実施）</p> <p>障害者支援施設は、就労移行支援の提供に当たっては、公共職業安定所での求職の登録その他の利用者が行う求職活動を支援しているか。</p> <p>障害者支援施設は、就労継続支援B型の提供に当たっては、公共職業安定所での求職の登録その他の利用者が行う求職活動の支援に努めているか。</p> <p>障害者支援施設は、就労移行支援又は就労継続支援B型の提供に当たっては、公共職業安定所、障害者就業・生活支援センター、特別支援学校その他の関係機関と連携し、利用者の意向及び適性に応じた求人の開拓に努めているか。</p>	<p>基準条例第24条第1項</p> <p>基準条例第24条第2項</p> <p>基準条例第24条第3項</p>	<p>○ （就労移行支援の提供に当たっては、）公共職業安定所での求職の登録その他の利用者が行う求職活動を支援してください。</p> <p>○ （就労継続支援B型の提供に当たっては、）公共職業安定所での求職の登録その他の利用者が行う求職活動の支援に努めてください。</p> <p>○ （就労移行支援又は就労継続支援B型の提供に当たっては、）公共職業安定所、障害者就業・生活支援センター、特別支援学校その他の関係機関と連携し、利用者の意向及び適性に応じた求人の開拓に努めてください。</p>	<p>・公共職業安定所での求職の登録その他の利用者が行う求職活動を支援していない。</p> <p>・公共職業安定所での求職の登録その他の利用者が行う求職活動の支援に努めていない。</p> <p>・公共職業安定所、障害者就業・生活支援センター、特別支援学校その他の関係機関と連携し、利用者の意向及び適性に応じた求人の開拓に努めていない。</p>	<p>B</p> <p>B</p> <p>B</p>	

指導基準（障害者支援施設）

観点（基本的な考え方）	根拠法令等	通知用文例	評価の基準	評価	県ホームページ 結果公表文例
<p>（5）就労移行支援又は就労継続支援B型の提供にあたって、利用者の職場への定着を促進するため、障害者就業・生活支援センター等の関係機関と連携して、利用者が就職した日から6月以上、職業生活における相談等の支援を継続し又は継続に努めているか。</p>	<p>障害者支援施設等指導監査指針第1-3-(5)</p>				
<p>（職場への定着のための支援の実施） 障害者支援施設は、就労移行支援の提供にあたっては、利用者の職場への定着を促進するため、障害者就業・生活支援センターその他の関係機関と連携し、職業生活における相談その他の支援を当該利用者が就職した日から6月以上継続して行っているか。</p> <p>障害者支援施設は、就労継続支援B型の提供にあたっては、利用者の職場への定着を支援するため、障害者就業・生活支援センターその他の関係機関と連携し、職業生活における相談その他の支援を当該利用者が就職した日から6月以上継続して行うよう努めているか。</p>	<p>基準条例第25条第1項</p> <p>基準条例第25条第2項</p>	<p>○（就労移行支援の提供にあたっては、）利用者の職場への定着を促進するため、障害者就業・生活支援センターその他の関係機関と連携し、職業生活における相談その他の支援を当該利用者が就職した日から6月以上継続して行ってください。</p> <p>○（就労継続支援B型の提供にあたっては、）利用者の職場への定着を支援するため、障害者就業・生活支援センターその他の関係機関と連携し、職業生活における相談その他の支援を当該利用者が就職した日から6月以上継続して行うよう努めてください。</p>	<p>・当該利用者が就職した日から6月以上継続して支援を行っていない。</p> <p>・当該利用者が就職した日から6月以上継続して支援を行うよう努めていない。</p>	<p>A</p> <p>B</p>	<p>当該利用者が就職した日から6月以上継続して支援を行っていませんでした。</p>
<p>（6）就労移行支援又は就労継続支援B型の提供にあたって、利用者が指定就労定着支援の利用を希望する場合には、（5）の支援が終了した日以後速やかに指定就労定着支援を受けられるよう、指定就労定着支援事業者との連絡調整に努めているか。</p>	<p>障害者支援施設等指導監査指針第1-3-(6)</p>				
<p>（職場への定着のための支援の実施） 障害者支援施設は、就労移行支援の提供にあたっては、利用者が、指定就労定着支援の利用を希望する場合には、第1項に定める支援が終了した日以後速やかに当該指定就労定着支援を受けられるよう、指定就労定着支援事業者との連絡調整を行っているか。</p> <p>障害者支援施設は、就労継続支援B型の提供にあたっては、利用者が、指定就労定着支援の利用を希望する場合には、第2項に定める支援が終了した日以後速やかに当該指定就労定着支援を受けられるよう、指定就労定着支援事業者との連絡調整に努めているか。</p>	<p>基準条例第25条第3項</p> <p>基準条例第25条第4項</p>	<p>○利用者が就労移行支援が終了した日以後速やかに指定就労定着支援が利用できるよう、指定就労定着支援事業者と連絡調整を行ってください。</p> <p>○利用者が就労継続支援B型が終了した日以後速やかに指定就労定着支援が利用できるよう、指定就労定着支援事業者と連絡調整に努めてください。</p>	<p>・就労定着支援事業者と連絡調整を行っているか。</p> <p>・就労定着支援事業者と連絡調整に努めているか。</p>	<p>A</p> <p>B</p>	<p>就労定着支援事業者と連絡調整を行っていませんでした。</p>

観点（基本的な考え方）	根拠法令等	通知用文例	評価の基準	評価	県ホームページ 結果公表文例
<p>5 預り金 (1) 預り金等の取扱いは適正に行われているか。</p> <p>① 預かり金依頼書が、本人又は親権者、後見人若しくは代理人から提出されているか、依頼書が適正に保管されているか再点検を実施すること。</p> <p>② 預かり金の管理は、個人別となっているか、現金保管額が必要最小限となっているか再点検を実施すること。また、預貯金証書類及び印鑑などの保管責任者をそれぞれ別人とするなどのチェック体制を確立すること。</p> <p>③ 預かり金の個人別金銭残高について、定期的又は臨時的に施設長等の確認を徹底すること。</p> <p>④ 預かり金受け入れの都度預かり証を発行しているか、収支状況を記載する台帳を作成しているか再点検を実施すること。また、預かり金の受入れ及び支払いを行う場合には、事前に施設長等が確認をすること。</p> <p>預り金依頼書が、本人又は親権者、後見人若しくは代理人から提出されているか。</p> <p>預り金の管理は、個人別となっているか。</p> <p>現金保管額が高額となっていないか。</p> <p>預金通帳保管者、印鑑保管者がそれぞれ別々に定められているか。</p> <p>預り金の収支状況は、施設長により定期的に点検されているか。</p> <p>預り金の払出し時は、利用者から払出し依頼票及び受領書を徴しているか。また、利用者から受領印を徴することが困難な場合は、複数職員立会のもと、授受がなされているか。</p> <p>預り金の収支残高を定期的に利用者、必要に応じて家族等に報告しているか。</p> <p>預り金規程が整備されているか。</p> <p>預り金規程に基づいた取り扱いとなっているか。</p>	<p>社会福祉施設における入所者預り金の管理体制について（平成3年10月24日 県福祉部長通知） 社会福祉施設等における利用者からの預り金について（平成23年6月30日 県地域保健福祉部長他）</p>	<p>○ 預り金の取扱いが適正に行われていないので改善してください。</p> <p>○ 預り金依頼書が適正に管理されていないので改善してください。</p> <p>○ 預り金の管理は、個人別とするよう改善してください。</p> <p>○ 預り金の現金保管額が高額となっている（事例がある）ので、必要最小限の額となるよう改善してください。</p> <p>○ 預金通帳と印鑑の保管管理は別の者が行うよう改善してください。</p> <p>○ 施設長による利用者等預り金の収支状況の確認を実施してください。</p> <p>○ 利用者等の預り金の取扱いについて、定められた方法により、適正に実施してください。</p> <p>○ 預り金の収支残高について、定期的に利用者、必要に応じて家族等に報告してください。</p> <p>○ 預り金規程を作成してください。</p> <p>○ 預り金規程と実態が相違しているので、是正してください。</p>	<p>・①～④全てが行われていない。</p> <p>・預り金依頼書が適正に管理されていない。</p> <p>・預り金の管理が個人別となっていない。</p> <p>・預り金の現金保管額が必要最小限となっていない。</p> <p>・預金通帳と印鑑の保管管理を同一の者が行っている。</p> <p>・預り金収支状況の施設長確認が行われていない。</p> <p>・預り金の取扱い体制に改善すべき点がある。</p> <p>・利用者等への報告が行われていない。</p> <p>・預り金規程が作成されていない。</p> <p>・預り金規程に沿った対応になっていない。</p>	<p>A</p> <p>B</p> <p>B</p> <p>B</p> <p>B</p> <p>B</p> <p>B</p> <p>B</p> <p>B</p> <p>B</p>	<p>預り金の取り扱いに不適切な点がありました。</p>

観点（基本的な考え方）	根拠法令等	通知用文例	評価の基準	評価	県ホームページ 結果公表文例
<p>第2 社会福祉施設運営の適正実施の確保</p>					
<p>健全な環境のもとで、社会福祉事業に関する熱意及び能力を有する職員による適切な運営を行うよう努めているか。</p>	<p>障害者支援施設等指導 監査指針第2</p>				
<p>1 施設の運営管理体制の確立</p>					
<p>(1) 定員の遵守</p>					
<p>利用定員及び居室の定員を遵守しているか。</p>	<p>障害者支援施設等指導 監査指針第2-1-(1)</p>				
<p>(定員の遵守) 障害者支援施設は、施設障害福祉サービスの種類ごとのそれぞれの利用定員及び居室の定員を超えて施設障害福祉サービスの提供を行っていないか。 ただし、災害、虐待その他のやむを得ない事情がある場合は、この限りでない。</p>	<p>基準条例第36条</p>	<p>○ 施設障害福祉サービスの種類ごとのそれぞれの利用定員及び居室の定員を超えて施設障害福祉サービスの提供を行わないよう是正してください。</p>	<p>・災害、虐待その他のやむを得ない事情がある場合以外で、施設障害福祉サービスの種類ごとのそれぞれの利用定員及び居室の定員を超えて施設障害福祉サービスの提供を行っている。</p>	<p>A</p>	<p>利用定員及び居室の定員を超えてサービスの提供を行っていません。</p>
<p>(2) 諸規程の整備</p>					
<p>必要な諸規程は、整備されているか。 管理規程、経理規程等必要な規程が整備され、当該規程に基づいた適切な運用がなされているか。</p>	<p>障害者支援施設等指導 監査指針第2-1-(2)</p>				
<p>(運営規程) 障害者支援施設は、次に掲げる施設の運営についての重要事項に関する規程を定めているか。 (1) 障害者支援施設の目的及び運営の方針 (2) 提供する施設障害福祉サービスの種類 (3) 職員の職種、員数及び職務の内容 (4) 昼間実施サービスに係る営業日及び営業時間 (5) 提供する施設障害福祉サービスの種類ごとの利用定員 (6) 提供する施設障害福祉サービスの種類ごとの内容並びに利用者から受領する費用の種類及びその額 (7) 昼間実施サービスに係る通常の事業の実施地域 (8) サービスの利用に当たっての留意事項 (9) 緊急時等における対応方法 (10) 非常災害対策 (11) 提供する施設障害福祉サービスの種類ごとに主たる対象とする障害の種類を定めた場合は、当該障害の種類 (12) 虐待の防止のための措置に関する事項 (13) その他運営に関する重要事項</p>	<p>基準条例第34条</p>	<p>○ 運営規程（、経理規程等必要な規程）を整備してください。 ○ 運営規程の内容が、実態と相違しているので改善してください。 ○ 運営規程の内容に、不足項目があるので整備してください。</p>	<p>・運営規程（、経理規程等）が整備されていない。</p>	<p>A B B</p>	<p>運営規程等必要な規程が未整備でした。</p>

観点（基本的な考え方）	根拠法令等	通知用文例	評価の基準	評価	県ホームページ 結果公表文例
<p>(3) 帳簿の整備</p> <p>施設運営に必要な帳簿は整備されているか。</p>	<p>障害者支援施設等指導 監査指針第2-1-(3)</p>				
<p>(記録の整備)</p> <p>障害者支援施設は、職員、設備、備品及び会計に関する記録を整備しているか。</p> <p>2 障害者支援施設は、利用者に対する施設障害福祉サービスの提供に関する次に掲げる記録を整備し、当該施設障害福祉サービスを提供した日から5年間保存しているか。</p> <p>(1) 施設障害福祉サービス計画 (2) 第40条第2項に規定する身体的拘束等の記録 (3) 第42条第2項に規定する苦情の内容等の記録 (4) 第44条第2項に規定する事故の状況及び当該事故に際して採った処置についての記録</p>	<p>基準条例第45条</p>	<p>○ 施設運営に必要な関係帳簿を整備してください。</p> <p>施設運営に必要な記録（具体的に記載）を整備してください。</p> <p>○ (サービス提供の記録) (施設障害福祉サービス計画) (身体拘束等の記録) (苦情の内容等の記録) (事故の状況及び事故に際して採った処置についての記録)</p> <p>○○(上記記載例)に関する記録を5年間保存してください。</p>	<p>・帳簿が全く整備されていない又は重要な帳簿が整備されていないために法人・設備の運営確認に支障が生じているあるいは生じるおそれがある。</p> <p>・施設、職員、設備、備品及び会計に関する記録が整備されていない。</p> <p>・施設運営に必要な帳簿が一部整備されていない。</p> <p>・○○(上記記載例)に関する記録を5年間保存していない。</p>	<p>A</p> <p>A</p> <p>A</p> <p>B</p>	<p>施設運営に必要な関係帳簿に未整備なものがありました。</p> <p>○○(左記記載例)に関する記録が未作成でした。</p>

指導基準（障害者支援施設）

観点（基本的な考え方）	根拠法令等	通知用文例	評価の基準	評価	県ホームページ 結果公表文例
<p>(4) 配置基準に基づく必要な職員</p> <p><u>直接処遇職員等は、配置基準に基づく必要な職員が確保されているか。</u></p>	<p>障害者支援施設等指導監査指針第2-1-(4)</p>				
<p>(職員の配置の基準) 障害者支援施設に置くべき職員及びその員数は、次のとおりとしているか。 ⇒ 別添、【別表】人員に関する基準のとおり</p> <p>(5) 施設職員の職務</p>	<p>基準条例第4条</p>	<p>○ 基準に定められた職員を配置してください。</p>	<p>・各基準に基づいた各種職員を配置していない。</p>	<p>A</p>	<p>職員の配置が不足している点がありました。</p>
<p><u>施設の職員は、専ら当該施設の職務に従事しているか。</u></p> <p>第1項に規定する障害者支援施設の職員（施設長を除く。）は、生活介護の単位若しくは施設入所支援の単位ごとに専ら当該生活介護若しくは当該施設入所支援の提供に当たる者又は専ら自立訓練（機能訓練）、自立訓練（生活訓練）、就労移行支援若しくは就労継続支援B型の提供に当たる者であるか。 ただし、利用者の支援に支障がない場合は、この限りでない。</p> <p>(6) 施設長</p>	<p>障害者支援施設等指導監査指針第2-1-(5)</p> <p>基準条例第4条第3項</p>	<p>○ 職員（施設長を除く。）は、生活介護の単位若しくは施設入所支援の単位ごとに専ら当該生活介護若しくは当該施設入所支援の提供に当たる者又は専ら自立訓練（機能訓練）、自立訓練（生活訓練）、就労移行支援若しくは就労継続支援B型の提供に当たるよう是正してください。</p>	<p>・専ら当該施設の職務に従事していない。 利用者の支援に支障がある。</p>	<p>A</p>	<p>専ら当該施設の職務に従事していない職員がありました。</p>
<p><u>施設長に適任者が配置されているか。</u> ア <u>施設長の資格要件は満たされているか。</u> イ <u>施設長は専任者が確保されているか。</u> また、他の役職を兼務している場合は、<u>施設の運営管理に支障が生じないような体制がとられているか。</u></p>	<p>障害者支援施設等指導監査指針第2-1-(6)</p>				
<p>(施設長の資格要件) 障害者支援施設の施設長は、社会福祉法（昭和26年法律第45号）第19条第1項各号のいずれかに該当する者若しくは社会福祉事業に2年以上従事した者又はこれらと同等以上の能力を有すると認められる者であるか。</p> <p>社会福祉法第62条第1項の規定による届出をした者は、その届け出た事項に変更を生じたときは、変更の日から1月以内に、その旨を当該都道府県知事に届け出ているか。</p>	<p>基準条例第7条</p> <p>社会福祉法第63条</p>	<p>○ 施設長が欠員となっているので早急に改善してください。</p> <p>○ 施設長が資格要件を満たしていないので改善してください。</p> <p>○ 施設長の変更届を速やかに県に提出してください。</p>	<p>・施設長が欠員となっている。</p> <p>・施設長が資格要件を満たしていない。</p> <p>・施設長の変更を届出していない。</p>	<p>A</p> <p>A</p> <p>A</p>	<p>施設長が未配置でした。</p> <p>施設長の資格要件が満たされていませんでした。</p> <p>施設長の変更届が未提出でした。</p>

指導基準（障害者支援施設）

観点（基本的な考え方）	根拠法令等	通知用文例	評価の基準	評価	県ホームページ 結果公表文例
<p>（施設の設置） 第62条 市町村又は社会福祉法人は、施設を設置して、第一種社会福祉事業を営もうとするときは、その事業の開始前に、その施設（以下「社会福祉施設」という。）を設置しようとする地の都道府県知事に、次に掲げる事項を届け出なければならない。</p> <p>一 施設の名称及び種類 二 設置者の氏名又は名称、住所、経歴及び資産状況 三 条例、定款その他の基本約款 四 建物その他の設備の規模及び構造 五 事業開始の予定年月日 六 施設の管理者及び実務を担当する幹部職員の氏名及び経歴 七 福祉サービスを必要とする者に対する処遇の方法</p> <p>第1項第1号の施設長は、専らその職務に従事する者か。ただし、障害者支援施設の管理上支障がない場合は当該障害者支援施設の他の業務に従事し、又は当該障害者支援施設以外の事業所、施設等の職務に従事することができる。</p>	<p>社会福祉法第62条</p> <p>基準条例第4条第4項</p>	<p>○ 施設長が兼務となっているが、業務に支障があるので改善してください。</p>	<p>・施設長が兼務となっているが、管理運営体制がとれていない。</p> <p>・施設長が兼務となっているが、一部業務に支障がでている。</p>	<p>A</p> <p>B</p>	<p>施設の管理運営体制に改善すべき点がありました。</p>
<p>（7） 育児休業、産休等</p> <p><u>育児休業、産休等代替職員は確保されているか。</u></p>	<p>障害者支援施設等指導監査指針第2-1-(7)</p>	<p>○ 育児休業、産休等代替職員は確保されていないので速やかに改善してください。</p>	<p>・育児休業、産休等の代替職員が確保できていない。</p>	<p>A</p>	<p>育児休業等代替職員の確保がされてませんでした。</p>
<p>（8） 施設設備</p> <p><u>施設設備は、適正に整備されているか。</u> <u>また、建物、設備の維持管理は適切に行われているか。</u></p>	<p>障害者支援施設等指導監査指針第2-1-(8)</p>	<p>○ 施設の配置、構造及び設備は、利用者の特性に応じて工夫され、かつ、日照、採光、換気等の利用者の保健衛生に関する事項及び防災について十分考慮されたものとなるよう改善してください。</p>	<p>・施設の配置、構造及び設備は、利用者の特性に応じて工夫され、かつ、日照、採光、換気等の利用者の保健衛生に関する事項及び防災について十分考慮されたものとなっている。</p>	<p>A</p>	<p>施設設備について基準に満たない部分がありました。</p>
<p>（構造設備） 障害者支援施設の配置、構造及び設備は、利用者の特性に応じて工夫され、かつ、日照、採光、換気等の利用者の保健衛生に関する事項及び防災について十分考慮されたものとなっているか。</p>	<p>基準条例第8条第1項</p>	<p>○ 施設の配置、構造及び設備は、利用者の特性に応じて工夫され、かつ、日照、採光、換気等の利用者の保健衛生に関する事項及び防災について十分考慮されたものとなるよう改善してください。</p>	<p>・施設の配置、構造及び設備は、利用者の特性に応じて工夫され、かつ、日照、採光、換気等の利用者の保健衛生に関する事項及び防災について十分考慮されたものとなっている。</p>	<p>A</p>	<p>施設設備について基準に満たない部分がありました。</p>

指導基準（障害者支援施設）

観点（基本的な考え方）	根拠法令等	通知用文例	評価の基準	評価	県ホームページ 結果公表文例
<p>障害者支援施設の建物は、耐火建築物又は準耐火建築物であるか。 前項の規定にかかわらず、障害者支援施設の建物が木造かつ平屋建てである場合において、規則で定める要件を満たし、火災に係る利用者の安全性が確保されているものと知事が認めるときは、耐火建築物又は準耐火建築物とすることを要しない。</p> <p>（規模） 障害者支援施設は、当該障害者支援施設が提供する施設障害福祉サービスの種類の区分に応じ、当該各号に定める人員を利用させることができる規模を有するものであるか。 ⇒ 別添、【別表】設備に関する基準のとおり。</p> <p>（設備の基準） 障害者支援施設は、訓練・作業室、居室、食堂、浴室、洗面所、便所、相談室、多目的室その他運営上必要な設備を設けなければならない。 ただし、他の社会福祉施設等の設備を利用することにより当該障害者支援施設の効果的な運営を期待することができる場合であって、利用者の支援に支障がないときは、その一部を設けないことができる。 ⇒ 別添、【別表】設備に関する基準のとおり。</p>	<p>基準条例第8条第2項、第3項</p> <p>基準条例第9条</p> <p>基準条例第10条</p>	<p>○ 耐火建築物又は準耐火建築物になるよう改善してください。</p> <p>○ 構造、設備が基準を満たしていないので改善してください。</p> <p>○ 施設設備の変更届の手続きを行ってください。</p>	<p>・耐火建築物又は準耐火建築物になっていない。</p> <p>・構造、設備が基準を満たしていない。</p> <p>・施設の仕様変更がある。 ・施設変更届の手続きを行っていない。</p>	<p>A</p> <p>A</p> <p>A</p>	<p>施設設備について基準に満たない部分がありました。</p> <p>施設設備について基準に満たない部分がありました。</p> <p>施設の変更届の手続きを行っていませんでした。</p>
<p>清掃及び害虫駆除</p> <p>施設内外の日常清掃のほか大掃除を6月以内ごとに1回定期的、清掃及び害虫駆除を適切に行っているか。</p> <p>ねずみ、こん虫の駆除を半年に1回以上実施しているか。（発生確認時はその都度実施）</p> <p>ねずみ、こん虫の駆除の実施記録を1年間保管しているか。</p>	<p>労働安全衛生規則第619条</p> <p>社会福祉施設における衛生管理について（別添）大量調理マニュアルⅡ-5-(2)②</p> <p>大量調理マニュアルⅡ-5-(2)②</p>	<p>○ 施設内外を清潔に保つとともに6月以内ごとに1回以上大掃除を行ってください。</p> <p>○ 害虫等の駆除は半年に1回以上行ってください。</p> <p>○ 害虫等の駆除の記録を1年間保管してください。</p>	<p>・施設内外を清潔に保つとともに6月以内ごとに年1回以上大掃除を行っていない。</p> <p>・害虫等の駆除を半年に1回以上行っていない。（発見時はその都度）</p> <p>・害虫等の駆除記録を1年間保管していない。</p>	<p>B</p> <p>B</p> <p>B</p>	
<p>水質検査</p> <p>水道事業により供給される水以外の井戸水等を使用する場合には、公的検査機関等に依頼して年2回以上水質検査を行っているか。</p>	<p>社会福祉施設における衛生管理について（平9社援施第65号）（別添）大量調理マニュアルⅡ-5-(2)⑦</p>	<p>○ 飲料水の水質検査を実施してください。</p> <p>○ 飲料水の水質検査を年2回以上実施してください。</p>	<p>・飲料水の水質検査を全く実施していない。</p> <p>・飲料水の水質検査を定期的には実施していない。</p>	<p>A</p> <p>B</p>	<p>飲料水の水質検査が未実施でした。</p>

観点（基本的な考え方）	根拠法令等	通知用文例	評価の基準	評価	県ホームページ 結果公表文例
<p>水質検査の結果、飲用不適とされた場合は、直ちに保健所長の指示を受け、適切な措置を講じているか。</p>	<p>大量調理マニュアルⅡ-5-(2)⑦</p>	<p>○ 水質検査の結果、飲用不適となっているので適切な措置を講じてください。</p>	<p>・水質検査の結果に対して適切な措置を講じていない。</p>	<p>A</p>	<p>飲料水の水質管理において、適切な措置が講じられていませんでした。</p>
<p>水質検査結果を1年間保管しているか。</p>	<p>大量調理マニュアルⅡ-5-(2)⑦</p>	<p>○ 水質検査の結果を1年間保管してください。</p>	<p>・水質検査の結果を1年間保管していない。</p>	<p>B</p>	
<p>貯水槽は清潔を保持するため、専門の業者に委託して、年1回以上清掃しているか。</p>	<p>大量調理マニュアルⅡ-5-(2)⑧</p>	<p>○ 貯水槽の清掃を年1回以上実施してください。</p>	<p>・貯水槽の清掃を年1回以上実施していない。</p>	<p>A</p>	<p>貯水槽の清掃が未実施でした。</p>
<p>貯水槽を清掃した証明書は1年間保管しているか。</p>	<p>大量調理マニュアルⅡ-5-(2)⑧</p>	<p>○ 貯水槽の清掃証明書を1年間保管してください。</p>	<p>・貯水槽の清掃証明書を1年間保管していない。</p>	<p>B</p>	
<p>レジオネラ症防止対策</p>					
<p>循環式浴槽を使用している場合、レジオネラ症の防止のため浴槽水の衛生状態の把握とマニュアルに添った対応がなされているか。</p>	<p>社会福祉施設等におけるレジオネラ症防止対策の徹底について（平15社援基第0725001号）</p>	<p>○ 循環式浴槽水のレジオネラ属菌の数値が基準値を超えているのでレジオネラ症防止の対応を取ってください。</p>	<p>・循環式浴槽水のレジオネラ属菌の数値が基準値を超えているが対応していない。</p>	<p>A</p>	<p>レジオネラ症防止策を行っていませんでした。</p>
<p>社会福祉施設等におけるレジオネラ症防止対策マニュアルについて（平13社援基第33号）</p>	<p>○ 循環式浴槽におけるレジオネラ症防止対策マニュアルに沿った対応を行ってください。</p>	<p>・マニュアルに添った対応を行っていない。</p>	<p>B</p>		
<p><毎日完全換水で使用する場合></p>					
<p>浴槽水は毎日完全換水し、清掃や消毒等により、ろ過器や配管内等に付着する生物膜を除去しているか。</p>		<p>○ 浴槽水は毎日完全換水し、清掃や消毒等により、ろ過器や配管内等に付着する生物膜を除去してください。</p>	<p>・浴槽水は毎日完全換水し、清掃や消毒等により、ろ過器や配管内等に付着する生物膜を除去していない。</p>	<p>B</p>	
<p>浴槽の清掃を毎日行っているか。</p>		<p>○ 浴槽の清掃を毎日実施してください。</p>	<p>・毎日浴槽の清掃を実施していない。</p>	<p>B</p>	
<p>1週間に1回以上の浴槽消毒を行っているか。</p>		<p>○ 週に1回以上の浴槽消毒を行ってください。</p>	<p>・浴槽消毒を週に1回以上行っていない。</p>	<p>B</p>	
<p>浴槽水の水質検査を1年に1回以上行っているか。</p>		<p>○ 浴槽水の水質検査を年1回以上実施してください。</p>	<p>・浴槽水の水質検査を年1回以上実施していない。</p>	<p>B</p>	
<p><連日使用する場合></p>					
<p>浴槽水を1週間に1回以上は完全換水し、清掃や消毒等により、浴槽やろ過器、配管内等に付着する生物膜を除去しているか。</p>		<p>○ 浴槽水を1週間に1回は完全換水し、清掃や消毒等により、浴槽やろ過器、配管内等に付着する生物膜を除去してください。</p>	<p>・浴槽水を1週間に1回は完全換水し、清掃や消毒等により、浴槽やろ過器、配管内等に付着する生物膜を除去していない。</p>	<p>B</p>	
<p>浴槽水を1週間に1回以上は完全換水しているか。</p>		<p>○ 浴槽水は1週間に1回完全換水してください。</p>	<p>・1週間に1回完全換水していない。</p>	<p>A</p>	<p>浴槽を連日使用する場合の維持管理が不適切でした。</p>
<p>完全換水後、消毒清掃を行っているか。</p>		<p>○ 完全換水後の消毒清掃を行ってください。</p>	<p>・完全換水後の消毒清掃を行っていない。</p>	<p>B</p>	

指導基準（障害者支援施設）

観点（基本的な考え方）	根拠法令等	通知用文例	評価の基準	評価	県ホームページ 結果公表文例
<p>浴槽水の水質検査を1年に2回以上行っているか。</p> <p>浴槽水の消毒が塩素消毒でない場合の水質検査は、1年に4回以上実施しているか。</p> <p><共通事項></p> <p>ろ過器の消毒を1週間に1回以上実施しているか。</p> <p>ろ過器は、1週間に1回以上逆洗で汚れを排出しているか。</p> <p>循環配管内の生物膜の除去及び消毒を年に1回程度実施しているか。</p> <p>集毛器の清掃洗浄・消毒は、毎日実施しているか。</p> <p>水質検査の記録を3年間保管しているか。</p>		<p>○ 浴槽水の水質検査を年2回以上実施してください。</p> <p>○ 浴槽水が塩素消毒以外の場合は水質検査を年4回以上実施してください。</p> <p>○ ろ過器の消毒を1週間に1回以上実施してください。</p> <p>○ ろ過器は1週間に1回以上逆洗で汚れを排出してください。</p> <p>○ 循環配管内の生物膜の除去及び消毒を年に1回程度実施してください。</p> <p>○ 集毛器の清掃洗浄・消毒を、毎日実施してください。</p> <p>○ 水質検査の記録は3年間保管してください。</p>	<p>・水質検査を年2回以上実施していない。</p> <p>・塩素消毒以外の場合、水質検査を年4回以上実施していない。</p> <p>・消毒を週1回以上実施していない。</p> <p>・週1回以上逆洗で汚れを排出していない。</p> <p>・循環配管内の生物膜の除去及び消毒を年に1回程度実施していない。</p> <p>・集毛器の清掃洗浄・消毒を毎日実施していない。</p> <p>・水質検査の記録を3年間保管していない。</p>	<p>A</p> <p>B</p> <p>B</p> <p>B</p> <p>B</p> <p>B</p> <p>B</p>	<p>浴槽水の水質検査の回数が不足していました。</p>

観点（基本的な考え方）	根拠法令等	通知用文例	評価の基準	評価	県ホームページ 結果公表文例
<p>（9） 地域との連携等</p> <p>① 障害者支援施設は、施設障害福祉サービスの提供にあたっては、地域住民又はその自発的な活動等との連携及び協力を行う等の地域との交流を図っているか。</p> <p>② 施設障害福祉サービスの提供にあたっては、利用者及びその家族、地域住民の代表者、施設所外福祉サービスについて知見を有する者並びに市町村の担当者等により構成される協議会（テレビ電話装置等を活用可能。以下「地域連携推進会議」という。）を開催し、おおむね1年に1回以上、地域連携推進会議において、事業の運営に係る状況を報告するとともに、必要な要望、助言等を聞く機会を設けているか。</p> <p>③ ②のほかおおむね1年に1回以上地域連携推進会議の構成員が当該施設を見学する機会を設けているか。</p> <p>④ ②の報告、要望、助言等についての記録を作成し、当該記録を公表しているか。</p> <p>⑤ ②から④の規定は障害者支援施設がその提供する施設障害福祉サービスの質に係る外部の者による評価及び当該評価の実施状況の公表又はこれに準ずる措置として都道府県知事が定めるものを講じている場合には、適用していないか。</p>	<p>障害者支援施設等指導 監査指針第2-1- (9)</p>				
<p>（地域との連携等） 障害者支援施設は、施設障害福祉サービスの提供にあたっては、地域住民、地域において自発的な活動を行うもの等との連携、協力等により地域との交流を図っているか。</p> <p>利用者及びその家族、地域住民の代表者、施設障害福祉サービスについて知見を有する者並びに市町村の担当者等により構成される協議会（以下、「地域連携推進会議」といい、テレビ電話装置等を活用して行うことができるものとする。）を開催し、おおむね1年に1回以上、地域連携推進会議において、事業の運営に係る状況を報告するとともに、必要な要望、助言等を聴く機会を設けているか。</p> <p>障害者支援施設は、地域連携推進会議の開催のほか、おおむね1年に1回以上、地域連携推進会議の構成員が障害者支援施設を見学する機会を設けているか。</p> <p>障害者支援施設は、第2項に規定する報告、要望、助言等についての記録を作成するとともに、当該記録を公表しているか。</p>	<p>基準条例第17条の2第1項</p> <p>基準条例第17条の2第2項</p> <p>基準条例第17条の2第3項</p> <p>基準条例第17条の2第4項</p>	<p>○ 施設障害福祉サービスの提供にあたっては、地域住民、地域において自発的な活動を行うもの等との連携、協力等により地域との交流を図るよう、改善してください。</p> <p>○ 地域連携推進会議を年に1回以上開催するよう、改善してください。</p> <p>○ 地域連携推進会議において、構成員から必要な要望、助言等を聴く機会を設けるよう改善してください。</p> <p>○ 地域連携推進会議の構成員が障害者支援施設を見学する機会を設けるよう、改善してください。</p> <p>○ 障害者支援施設は、会議録を作成するとともに、当該記録を公表するよう改善してください。</p>	<p>・地域住民、地域において自発的な活動を行うもの等との連携、協力等により地域との交流を図っていない。</p> <p>・地域連携推進会議を年に1回以上開催し、事業運営の状況報告をしていない。</p> <p>・地域連携推進会議において、構成員から必要な要望、助言等を聴いていない。</p> <p>・構成員が1年に1回以上施設を見学する機会を設けていない。</p> <p>・記録を作成するとともに、記録を公表していない。</p>	<p>A</p> <p>A</p> <p>A</p> <p>A</p>	<p>地域との連携ができていない事例がありました。</p> <p>地域との連携ができていない事例がありました。</p> <p>地域との連携ができていない事例がありました。</p> <p>地域との連携ができていない事例がありました。</p>

観点（基本的な考え方）	根拠法令等	通知用文例	評価の基準	評価	県ホームページ 結果公表文例
<p>(10) 地域移行等意向確認等</p> <p><u>利用者の地域生活への移行に関する意向の把握、利用者の当該障害者支援施設以外における指定障害福祉サービス等の利用状況等の把握及び利用者の当該障害者支援施設以外における指定障害福祉サービス等の利用に関する意向の定期的な確認（地域移行等意向確認等）を適切に行っているか。</u></p> <p>① <u>地域移行等意向確認等に関する指針を定めるとともに、地域移行等意向確認担当者を選任しているか。</u></p> <p>② <u>①の指針に基づき、地域移行等意向確認等を実施し、アセスメントの際に地域移行等意向確認等において把握又は確認した内容をサービス管理責任者に報告し、施設障害福祉サービス計画作成に係る会議に報告しているか。</u></p> <p>③ <u>地域移行等意向確認担当者は、地域移行等意向等意向確認等に当たっては、法第77条第3項各号に掲げる事業を行う者又は一般相談事業若しくは特定相談支援事業を行う者と連携し、地域における障害福祉サービスの体験的な利用に係る支援その他の地域生活への移行に向けた支援を行うよう努めているか。</u></p>	<p>障害者支援施設等指導 監査指針第2-1- (2)</p>				
<p>（地域移行等意向確認担当者の選任等） 利用者の地域生活への移行に関する意向の把握、利用者の当該障害者支援施設以外における指定障害福祉サービス等の利用状況等の把握及び利用者の当該障害者支援施設以外における指定障害福祉サービス等の利用に関する意向の定期的な確認（以下、「地域移行等意向確認等」という。）を適切に行うため、地域移行等意向確認等に関する指針を定めるとともに、地域移行等意向確認等にあたる担当者（以下「地域移行等意向確認担当者」という。）を選任しているか。</p> <p>※令和7年度は努力義務</p> <p>地域移行等意向確認担当者は、前項の指針に基づき、地域移行等意向確認等を実施し、アセスメントの際に地域移行等意向確認等において把握し、又は確認した内容をサービス管理責任者に報告するとともに、当該内容を施設障害福祉サービス計画作成に係る会議に報告しているか。</p> <p>※令和7年度は努力義務</p>	<p>基準条例第17条の3第1項</p> <p>基準条例第17条の3第2項</p>	<p>○ 地域移行等意向確認等に関する指針を定めてください。</p> <p>○ 地域移行等意向確認担当者を選任してください。</p> <p>○ 地域移行等意向確認等に係る内容を施設障害福祉サービス計画作成に係る会議に報告するよう改善してください。</p>	<p>・指針を定めていない</p> <p>・地域移行等意向確認等にあたる担当者を選任していない。</p> <p>・施設障害福祉サービス計画作成に係る会議に報告していない。</p>	<p>A</p> <p>A</p>	<p>地域移行等意向確認等が適切に行われていませんでした。</p> <p>地域移行等意向確認等が適切に行われていませんでした。</p>

指導基準（障害者支援施設）

観点（基本的な考え方）	根拠法令等	通知用文例	評価の基準	評価	県ホームページ 結果公表文例
<p>地域移行等意向確認担当者は、地域移行等意向確認等にあたっては、法第77条第3項各号に掲げる事業を行う者又は一般相談支援事業若しくは特定相談支援事業を行う者と連携し、地域における障害福祉サービスの体験的な利用に係る支援その他の地域生活への移行に向けた支援を行うよう努めているか。</p> <p>(11) 協力医療機関等</p> <p>① <u>利用者の病状の急変等に備えるため、あらかじめ、協力医療機関を定めているか。</u></p> <p>② <u>あらかじめ協力歯科医療機関を定めているか。</u></p> <p>③ <u>感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律（平成10年法律第114号）第6条第17項に規定する第2種協定指定医療機関（以下「第2種協定指定医療機関」と）との間で新興感染症（同条第7項に規定する新型インフルエンザ感染症、同条第8項に規定する指定感染症又は同条第9項に規定する新感染症をいう。以下同じ。）の発生等の対応を取り決めるよう努めているか。</u></p> <p>④ <u>協力医療機関が第2種協定指定医療機関である場合には、当該医療機関との間で新興感染症の発生時等の対応について、協議を行っているか。</u></p>	<p>基準条例第17条の3第3項</p> <p>障害者支援施設等指導監査指針第2-1-(11)</p>	<p>○ 一般相談支援事業所若しくは特定相談支援事業所と連携し、地域生活への移行に向けた支援を行うよう努めてください。</p>	<p>・地域生活への移行に向けた支援を行っていない。</p>	<p>B</p>	
<p>(協力医療機関等) 障害者支援施設は、利用者の病状の急変等に備えるため、あらかじめ協力医療機関を定めているか。</p> <p>障害者支援施設は、あらかじめ協力歯科医療機関を定めるよう努めているか。</p> <p>障害者支援施設は、感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律第6条第17項に規定する第二種協定指定医療機関との間で、新興感染症の発生時等の対応を取り決めるよう努めているか。</p> <p>障害者支援施設は、協力医療機関が第二種協定指定医療機関である場合においては、当該第二種協定指定医療機関との間で、新興感染症の発生時等の対応について協議を行っているか。</p>	<p>基準条例第39条第1項</p> <p>基準条例第39条第2項</p> <p>基準条例第39条第3項</p> <p>基準条例第39条第4項</p>	<p>○ 利用者の病状の急変等に備えるため、あらかじめ協力医療機関を定めてください。</p> <p>○ あらかじめ協力歯科医療機関を定めるよう努めてください。</p> <p>○ 障害者支援施設は、第二種協定指定医療機関との間で、新興感染症の発生時等の対応を取り決めるよう努めてください。</p> <p>○ 障害者支援施設は、第二種協定指定医療機関との間で、新興感染症の発生時等の対応について協議を行ってください。</p>	<p>・協力医療機関を定めていない。</p> <p>・協力歯科医療機関を定めていない。</p> <p>・新興感染症の発生時等の対応を取り決めていない。</p> <p>・新興感染症の発生時等の対応について協議を行っていない。</p>	<p>A</p> <p>B</p> <p>B</p> <p>A</p>	<p>協力医療機関を定めていませんでした。</p> <p></p> <p></p> <p>協力医療機関と協議を行っていませんでした。</p>

観点（基本的な考え方）	根拠法令等	通知用文例	評価の基準	評価	県ホームページ 結果公表文例
<p>2 必要な職員の確保と職員処遇の充実 (1) 労働基準法等関係法規の遵守及び健康管理等</p>					
<p>(1) 労働時間の短縮等労働条件の改善に努めているか。 ア 労働基準法等関係法規は、遵守されているか。</p>	<p>障害者支援施設等指導監 査指針第2-2-(1)</p>				
<p>就業規則等の整備及び運用 職員が常時10人以上の施設では就業規則を整備しているか。</p> <p>就業規則等の作成・変更にあたっては、労働組合又は労働者の代表者の意見を聴取しているか。</p> <p>就業規則等を労働基準監督署に届け出ているか。 就業規則の変更についても同様の手続きをしているか。</p> <p>年次有給休暇の付与日数は労働基準法に適合しているか。</p> <p>年次有給休暇を10日以上付与される労働者に、付与日から1年以内に年5日の年次有給休暇を取得させているか。</p> <p>産前・産後休業や軽易作業転換、育児時間、変形労働時間制の適用免除、時間外・休日・深夜労働の免除など母性保護に関する制度を、就業規則などで定めているか。</p> <p>労働基準法に定められた休暇等は規定されているか。 産前産後休業（多胎妊娠規定）、育児時間、生理休暇等</p> <p>生理日の就業が著しく困難な女性が休暇を請求したときは、その者を生理日に就業させていないか。</p>	<p>労働基準法第89条</p> <p>労働基準法第90条</p> <p>労働基準法第89条</p> <p>労働基準法第39条</p> <p>労働基準法第39条</p> <p>労働基準法第65条、66条、67条、68条</p> <p>労働基準法第65条、67条、68条</p> <p>労働基準法第68条</p>	<p>○ 就業規則を作成し、労働基準監督署へ届け出てください。（給与規程、育児・介護休業規程、非常勤職員就業規則等を含む）</p> <p>○ 就業規則等の作成・改正にあたり、労働組合又は労働者の代表者の意見を聴いてください。（給与規程、育児・介護休業規程等）</p> <p>○ 就業規則について、労働基準監督署へ届け出てください。（給与規程、育児・介護休業規程、非常勤職員就業規則等）</p> <p>○ 年次有給休暇の付与日数は労働基準法に適合するよう改善してください。</p> <p>○ 年次有給休暇の付与日数を、就業規則に明記してください。</p> <p>○ 年次有給休暇を10日以上付与される労働者に、付与日から年5日の年次有給休暇を取得させていないので、改善してください。</p> <p>○ 母性保護に関する制度を定めてください。</p> <p>○ 育児時間（生理日の就業が著しく困難な女性に対する措置等）が就業規則に規定されていないので、取扱いを就業規則上で明記してください。</p> <p>○ 就業規則における産前休暇について、多胎妊娠に関する規定を設けてください。</p> <p>○ 就業規則に定める生理日の就業が著しく困難な女性が休暇を請求したにもかかわらず就業させていたため、改善してください。</p>	<p>・就業規則が作成されていない。</p> <p>・労働組合又は労働者の代表者の意見を聴いていない。</p> <p>・届出していない。</p> <p>・年次有給休暇の規定が労働基準法に準拠していない。</p> <p>・年次有給休暇の付与日数を、就業規則に明記していない。</p> <p>・年次有給休暇を10日以上付与される労働者に、付与日から年5日の年次有給休暇を取得させていない。</p> <p>・母性保護に関する制度の規定がない。</p> <p>・育児・介護休業等が就業規則に規定されていない。</p> <p>・多胎妊娠に関する規定等がない。</p> <p>・就業規則に定める生理日の就業が著しく困難な女性に就業させている。</p>	<p>A</p> <p>B</p> <p>B</p> <p>B</p> <p>B</p> <p>B</p> <p>B</p> <p>B</p> <p>B</p>	<p>就業規則が未作成でした。</p>

観点（基本的な考え方）	根拠法令等	通知用文例	評価の基準	評価	県ホームページ 結果公表文例
<p>定年が60歳を下回っていないか。</p> <p>定年（65歳未満のものに限る。）を定めている場合、次のいずれかの措置（高齢者雇用確保措置）を講じているか。 ①定年の引き上げ ②継続雇用制度の導入（現に雇用している高齢者が希望するときは、当該高齢者をその定年後も引き続いて雇用する制度） ③定年の定め廃止</p>	<p>高齢者等の雇用の安定等に関する法律（以下、「高齢法」という。）第8条</p> <p>高齢者雇用安定法第9条</p>	<p>定年が60歳を下回っているのを、改善してください。</p> <p>定年（65歳未満のものに限る。）を定めています。が、高齢者雇用確保措置を講じていないので、改善してください。</p>	<p>定年が60歳を下回っている。</p> <p>定年（65歳未満のものに限る。）を定めているが、高齢者雇用確保措置を講じていない。</p>	<p>B</p> <p>B</p>	
<p>労働時間</p> <p>1日の労働時間が8時間以内、1週間の労働時間が40時間以内（法定労働時間）であるか。</p> <p>法定労働時間を超え、または法定休日に労働者を働かせる場合には、あらかじめ労使協定（「時間外労働・休日労働に関する協定」）を締結し、労働基準監督署に届け出ているか。</p> <p>・労働者の過半数で組織する労働組合の代表者、それがいない場合は労働者の過半数を代表する者との間で書面により協定を締結する必要がある。</p> <p>（時間外労働・休日労働に関する協定の期間は通常1年程度。）</p> <p>時間外労働の上限を、月45時間、年360時間を原則とし、臨時的な特別な事情がある場合でも年720時間、単月100時間未満、2ヶ月～6ヶ月平均80時間（年6か月以内）としているか。</p>	<p>労働基準法第32条</p> <p>労働基準法第36条</p> <p>労働基準法第36条</p>	<p>○ 労働時間が法定労働時間を超えていたので、改善してください。</p> <p>○ 労働基準法第36条に基づいて、時間外労働及び休日労働に関する協定を締結し、労働基準監督署に届け出てください。</p> <p>○ 労働基準法第36条の労使協定による時間外労働の制限を越えて、職員に時間外労働をさせていたので、改善してください。</p> <p>○ 労働基準法第36条に基づく労使協定の有効期間が過ぎているので、必要な手続を行ってください。</p> <p>○ 労働時間が法定労働時間を超えていたので、改善してください。</p>	<p>・労働時間が法定労働時間を超えている。</p> <p>・36条協定を締結せずに、時間外労働をさせている。</p> <p>・労使協定による時間外労働の制限を越えて、職員に時間外労働をさせている。</p> <p>・労使協定の有効期間が過ぎている。</p> <p>・労働時間が法定労働時間を超えている。</p>	<p>A</p> <p>A</p> <p>B</p> <p>B</p> <p>A</p>	<p>労働時間が法定労働時間を超えていました。</p> <p>時間外労働及び休日労働に関する協定が未締結でした。</p> <p>労働時間が法定労働時間を超えていました。</p>
<p>育児・介護休業規定</p> <p>育児休業制度について、養育する子が1歳になるまでのほか、1歳2か月までのパパ・ママ育休プラス、1歳6か月までの育児休業の延長、2歳までの育児休業の再延長を就業規則などで定めているか。</p> <p>男性が、その配偶者の産後休業期間中に育児休業を取得・終了している場合には、子が1歳になるまでの間に、再度、育児休業できる制度（「いわゆる産後パパ育休」）を、就業規則などで定めているか。</p> <p>小学校第3学年就学前の子を看護するための時間単位の休暇制度（子の看護等休暇）を、就業規則などで定めているか。</p>	<p>育児休業、介護休業等育児又は家族介護を行う労働者の福祉に関する法律（以下、「育介法」という。）第5条</p> <p>育介法第5条 育介法第9条の2</p> <p>育介法第16条の2第1項、第16条の3第1項</p>	<p>○ 就業規則又は育児休業規程において、育児休業制度（の〇〇に関する事項）について規定してください。</p> <p>○ 男性が、その配偶者の産後休業期間中に育児休業を取得・終了している場合には、子が1歳になるまでの間に、再度、育児休業できる制度（「いわゆる産後パパ育休」）を、就業規則等で規定してください。</p> <p>○ 子の看護等休暇に関する規定を設けてください。</p>	<p>・育児有業制度についての規定がない。</p> <p>・育児休業の再度取得の特例、いわゆる「産後パパ育休」の規定がない。</p> <p>・子の看護等休暇に関する規定を設けていない。</p>	<p>B</p> <p>B</p> <p>B</p>	

指導基準（障害者支援施設）

観点（基本的な考え方）	根拠法令等	通知用文例	評価の基準	評価	県ホームページ 結果公表文例
<p>小学校就学前の子を養育する労働者について、所定時間外労働の免除制度の措置を実施しているか。</p>	<p>育介法第16条の8</p>	<p>○ 就業規則又は育児休業規程において、3歳未満の子を養育する労働者に対して所定時間外労働の免除制度の措置を講じるよう定めてください。</p>	<p>・所定時間外労働の免除制度の措置を講じていない。</p>	<p>B</p>	
<p>小学校就学前の子を養育する労働者について、制限時間を超えて時間外労働をさせていないか。</p>	<p>育介法第17条</p>	<p>○ 就業規則又は育児休業規程において、小学校就学前の子を養育する労働者に対して制限時間を超えて時間外労働させないように、改善してください。</p>	<p>・制限時間を超えて時間外労働をさせている。</p>	<p>B</p>	
<p>小学校就学前の子を養育する労働者について、深夜に労働させていないか。</p>	<p>育介法第19条</p>	<p>○ 就業規則又は育児休業規程において、小学校就学前の子を養育する労働者に対して深夜に労働させないように、改善してください。</p>	<p>・深夜に労働をさせている。</p>	<p>B</p>	
<p>3歳未満の子を養育する労働者について、勤務時間の短縮等の措置を実施していない場合、在宅勤務(テレワーク)等選択できるよう措置しているか。</p>	<p>育介法第23条第2項</p>	<p>○ 就業規則又は育児休業規程において、3歳未満（1歳から3歳未満）の子を養育する労働者に対して勤務時間の短縮等の措置を講じていない場合、テレワーク等を選択できるよう定めてください。</p>	<p>・（勤務時間の短縮等の措置を講じていない場合）在宅勤務(テレワーク)又は始業時刻の変更の措置を講じていない。</p>	<p>B</p>	
<p>要介護状態の対象家族を介護するための介護休業制度を、就業規則などで定めているか。</p>	<p>育介法第11条</p>	<p>○ 就業規則に介護休業の規定を設けてください。</p>	<p>・介護休業制度の規定がない。</p>	<p>B</p>	
<p>要介護状態の家族等を介護するための時間単位の休暇制度(介護休暇)を、就業規則などで定めているか。</p>	<p>育介法第16条の5、第16条の6</p>	<p>○ 就業規則に介護休暇の規定を設けてください。</p>	<p>・介護休暇の規定がない。</p>	<p>B</p>	
<p>要介護状態にある対象家族を介護する労働者について、勤務時間の短縮等の措置を実施していない場合、在宅勤務(テレワーク)等選択できるよう措置しているか。</p>	<p>育介法第23条第3項</p>	<p>○ 就業規則又は介護休業規程において、要介護状態にある対象家族を介護する労働者に対してテレワーク等を選択できるよう努めてください。</p>	<p>・（勤務時間等の短縮等の措置を講じていない場合）在宅勤務(テレワーク)等の措置を講じていない。</p>	<p>B</p>	
<p>非常勤職員就業規則 非常勤職員を雇用している場合、非常勤職員就業規則を整備しているか。</p>	<p>短時間労働者及び有期雇用労働者の雇用管理の改善等に関する法律（以下、「パートタイム・有期雇用労働者法」という。）第7条</p>	<p>○ 非常勤職員の就業規則を整備してください。</p>	<p>・整備していない。</p>	<p>B</p>	
<p>事業主は短時間労働者について労働基準法、最低賃金法、労働安全衛生法、労働者災害補償保険法等の法令を遵守しているか。</p>		<p>○ 非常勤職員について、○○○を○○してください（例：年次有給休暇を付与してください。）。</p>	<p>・年次有給休暇の付与がない。</p>	<p>A</p>	<p>非常勤職員の労働環境に改善すべき点がありました（最賃法違反、長時間勤務時間も含む。）。</p>
<p>最も賃金が低い労働者に対し、最低賃金額以上の賃金を支払っているか。</p>	<p>最低賃金法第4条</p>	<p>○ 非常勤職員の給与が神奈川県最低賃金に満たない事例があったので改善してください。</p>	<p>・非常勤職員の給与が神奈川県最低賃金に満たない事例があった。</p>	<p>A</p>	<p>非常勤職員の労働環境に改善すべき点がありました（最低賃金法違反、長時間勤務時間も含む。）。</p>

指導基準（障害者支援施設）

観点（基本的な考え方）	根拠法令等	通知用文例	評価の基準	評価	県ホームページ 結果公表文例
<p>事業者が厚生労働省令で定めるところにより都道府県労働局長の許可を受けたときは、次に掲げる労働者については、当該最低賃金において定める最低賃金額から当該最低賃金額に労働能力その他の事情を考慮して厚生労働省令で定める率を乗じて得た額を減額した額により第四条の規定を適用しているか。</p> <p>一 精神又は身体の障害により著しく労働能力の低い者</p> <p>二 試の使用期間中の者</p> <p>三 職業能力開発促進法（昭和44年法律第64号）第24条第1項の認定を受けて行われる職業訓練のうち職業に必要な基礎的な技能及びこれに関する知識を習得させることを内容とするものを受ける者であつて厚生労働省令で定めるもの</p> <p>四 軽易な業務に従事する者その他の厚生労働省令で定める者</p>	最低賃金法第7条	○ 事業者が県労働局長の許可を受けずに、個別に最低賃金の減額の特例をしていたので、改善してください。	・事業者が県労働局長の許可を受けずに最低賃金の減額をしている事例があった。	A	最低賃金の特例において手続きがされていない事例がありました。
<p>パートタイム労働者、契約社員などにも育児休業制度を適用することを、就業規則などで定めているか。</p>	育児法第5条	○ 非常勤職員の就業規則に育児休業の規定を設けてください。	・育児休業の規定がない。	B	
<p>パートタイム労働者、派遣社員、契約社員など正社員以外の労働者が介護休業できる旨を、就業規則などで定めているか。</p>	育児法第11条	○ 非常勤職員の就業規則に介護休業の規定を設けてください。	・介護休業の規定がない。	B	
<p>所定労働日数が少ないパートタイム労働者等にも年次有給休暇を付与しているか。</p>	労働基準法第39条	○ 非常勤職員の就業規則に年次有給休暇の規定を設けてください。	・年次有給休暇の付与の規定がない。	B	
<p>給与規程及び職員給与 給与規程を整備しているか。 (給与規程は就業規則の一部)</p>	労働基準法第15条、89条	○ 給与規程を作成し、労働基準監督署へ届け出てください。	・給与規程が整備されていない。 (就業規則に給与に関する定めがない場合)	A	給与規程が未作成でした。
<p>・給与規程の必須項目： 賃金の決定、計算及び支払方法、賃金の締切り及び支払の時期並びに昇給に関する事項</p>		○ 給与規程に〇〇に関する事項を規定してください。	・給与規程の必須項目がない。	B	
<p>給与規程を労働基準監督署へ届け出ているか。</p>	労働基準法第89条	○ 給与規程について、労働基準監督署へ届け出てください。	・届出していない。	B	
<p>諸手当 時間外労働・深夜労働・休日労働に対して法定の割増賃金（割増率は時間外労働、深夜労働は2割5分以上、休日労働は3割5分以上、月60時間を超える時間外労働は5割以上）を支払っているか。</p>	労働基準法第37条	○ 労働基準法の規定に従って、給与規程に休日（時間外）労働に対する割増賃金の規定を設け、割増賃金を支給してください。 ○ 給与規程に休日（時間外）労働に対する割増賃金の規定を設けてください。	・休日（時間外）労働の割増賃金が支給されていない。 ・割増賃金の規定がない。（実態は支給されている。）	A B	割増賃金が未支給の事例がありました。

観点（基本的な考え方）	根拠法令等	通知用文例	評価の基準	評価	県ホームページ 結果公表文例
<p>社会保険・源泉徴収事務 労災保険、健康保険、厚生年金保険、雇用保険など社会保険への加入は適正に行われているか。</p> <p>労働基準法に基づく協定等 宿直又は日直業務に従事させる場合、労働基準監督署長の許可を受けて実施しているか。</p> <p>・労働者の過半数で組織する労働組合の代表者、それがいない場合は労働者の過半数を代表する者との間で書面により協定を締結する必要がある。 （時間外労働・休日労働に関する協定の期間は通常1年程度。）</p> <p>・賃金から法廷外の経費を控除している場合は、賃金控除協定を締結しているか。 ・賃金から給食費や親睦会費等法令に定められている税金、社会保険料等以外の経費を控除する場合は、36協定と同様に労働者の代表者等と「賃金控除協定」を締結する必要がある。</p> <p>職員の人事管理 職員の採用時に職務内容、給与等の労働条件を明示しているか。 ・使用者は労働契約の締結に際し、労働者に対して次の賃金その他の労働条件を書面で明示しなければならない。</p> <p>①労働契約の期間 ②期間の定めのある労働契約を更新する場合の基準 ③就業の場所及び従事すべき業務に関する事項 ④始業及び就業の時刻、所定労働時間を超える労働の有無、休憩時間、休日、休暇並びに労働者を二組以上に分けて就業させる場合における就業時転換</p> <p>⑤賃金の決定、計算及び支払の方法、賃金の締切り及び支払の時期並びに昇給 ⑥退職（解雇の事由を含む。） ※有期労働契約の更新をしないことが明らかな場合は、更新の基準の明示義務はない。</p>	<p>労災保険法第3条 健康保険法第3条 厚生年金保険法第6条第1項 雇用保険法第5条</p> <p>労働基準法第41条第3号 労働基準法施行規則第23条、第34条</p> <p>労働基準法第24条</p> <p>労働基準法第15条 労働基準法施行規則第5条</p>	<p>○ 社会保険（労災保険・健康保険・厚生年金保健・雇用保険）へ適正に加入してください。</p> <p>○ 宿（日）直勤務について、労働基準監督署の許可を得て従事させてください。</p> <p>○ 宿（日）直の許可について、許可の内容と就労実態が相違しているため、就労実態に沿って労働基準監督署に申請し、許可を得てください。</p> <p>○ 労働基準法第36条の労使協定による時間外労働の制限を越えて、職員に時間外労働をさせていたため、改善してください。</p> <p>○ 労働基準法第36条に基づく労使協定の有効期間が過ぎているので、必要な手続を行ってください。</p> <p>○ 労働基準法第24条に規定する賃金の一部控除に関する協定を締結してください。</p> <p>○ 職員の採用時には雇用書等を交付し、勤務場所及び職務内容等の労働条件を書面で明示してください。</p> <p>○ 職員の試用期間について、就業規則と雇用契約書が相違しているため、就業規則に沿って雇用契約を締結してください。</p> <p>○ 雇用書等に明示されていない業務に従事している職員がいたので、改善してください。</p> <p>○ 労働契約締結時に「期間の定めのある労働契約を更新する場合の基準」について、書面の交付により明示してください。</p>	<p>・社会保険に加入していない。</p> <p>・宿（日）直勤務について許可を得ていない。 ※非常勤で専門の方を雇用した場合も許可が必要</p> <p>・宿（日）直勤務について、許可と就労実態が相違している。</p> <p>・労使協定による時間外労働の制限を越えて、職員に時間外労働をさせている。</p> <p>・労使協定の有効期間が過ぎている。</p> <p>・協定を締結していない。</p> <p>・職員の採用時に雇用書等を交付していない。</p> <p>・試用期間について、就業規則と雇用契約書が相違している。</p> <p>・雇用書等に明示されていない業務に従事している職員がいる。</p> <p>・更新の有無について、書面の交付により明示されていなかった。</p> <p>・更新の基準について、書面の交付により明示されていなかった。</p>	<p>B</p> <p>A</p> <p>B</p> <p>B</p> <p>B</p> <p>B</p> <p>B</p> <p>B</p> <p>B</p> <p>B</p> <p>B</p>	<p>宿日直について、必要な許可がありませんでした。</p>

指導基準（障害者支援施設）

観点（基本的な考え方）	根拠法令等	通知用文例	評価の基準	評価	県ホームページ 結果公表文例
<p>・非常勤職員に雇用通知書（雇用契約書）を交付し、勤務条件を明確にしているか。</p> <p>①労働契約の期間 ②期間の定めのある労働契約を更新する場合の基準 ③就業の場所及び従事すべき業務に関する事項 ④始業及び就業の時刻、所定労働時間を超える労働の有無、休憩時間、休日、休暇並びに労働者を二組以上に分けて就業させる場合における就業時転換 ⑤賃金の決定、計算及び支払の方法、賃金の締切り及び支払の時期並びに昇給 ⑥退職（解雇の事由を含む。） ※有期労働契約の更新をしないことが明らかな場合は、更新の基準の明示義務はない。</p>	<p>パートタイム・有期雇用労働者法第6条</p>	<p>○ 非常勤職員の雇用に当たり、労働時間、賃金等の労働条件を明示した雇用契約書等を交付してください。</p>	<p>・労働条件を明示した雇用契約書等を交付していない。</p>	<p>B</p>	
<p>・非常勤職員を雇用したときは、次の事項を文書の交付、ファックス、メール、SNS等での送信等で明示しているか。</p> <p>①昇給の有無 ②退職手当の有無 ③賞与の有無 ④雇用管理の改善等に関する相談窓口（会社がパートタイム労働者からの苦情を含めた相談を受ける際の受付先）</p>	<p>パートタイム・有期雇用労働者法施行規則第2条</p>	<p>○ 非常勤職員の雇用契約書等に（勤務時間等の）労働条件を明示してください。</p>	<p>・雇用契約書等に労働条件を明示していない。</p>	<p>B</p>	
<p>パートタイム労働者から通常の労働者への転換を推進するため、次のいずれかの措置を講じているか。</p> <p>①通常の労働者を募集する場合に、その募集内容を既に雇っているパートタイム労働者に周知すること。 ②通常の労働者のポストを社内公募する場合、既に雇っているパートタイム労働者にも応募する機会を与えること。 ③パートタイム労働者が通常の労働者へ転換するための試験制度を設けるなど、通常の労働者への転換を推進するための措置。</p>	<p>パートタイム・有期雇用労働者法第13条</p>	<p>○ パートタイム労働者から通常の労働者への転換を推進するため、必要な措置を講じてください。</p>	<p>・パートタイム労働者から通常の労働者への転換を推進するため、必要な措置を講じているか。</p>	<p>B</p>	
<p>勤務体制が労働基準法上、適正であるか。</p>	<p>労働基準法第32条、35条</p>	<p>○ 勤務体制が労働基準法上、適正でないので、改善してください。</p>	<p>・勤務時間等が労働基準法等に沿っていない。</p>	<p>A</p>	<p>勤務体制について改善が必要な点がありました。</p>

観点（基本的な考え方）	根拠法令等	通知用文例	評価の基準	評価	県ホームページ 結果公表文例
<p>イ 職員への健康診断等健康管理は、適正に実施されているか。 <u>なお、前年度又は当該年度において、労働基準法等関係法令に基づく立入検査が行われている場合は、当該事項の監査を省略して差し支えない。</u></p>	<p>障害者支援施設等指導 監査指針第2-2-(1)</p>				
<p>衛生管理者等</p> <p>労働者が常時50人以上の施設は、衛生管理者及び産業医を選任し、労働基準監督署に届け出ているか。</p> <p>労働者が常時10人以上50人未満の施設等においては、衛生推進者を選任しているか。</p> <p>労働者が常時50人以上の施設は、労使で構成する衛生委員会（施設管理者衛生管理者、産業医、衛生に監視経験を有するもの）を設け、月1回以上、法定の事項を調査審議し、事業者に対し意見を述べさせているか。</p>	<p>労働安全衛生法第12条（衛生管理者の選任） 労働安全衛生法第13条（産業医の選任） 労働安全衛生規則第7条、第13条</p> <p>労働安全衛生法第12条の2（安全衛生推進者等） 労働安全衛生規則第12条の2、第12条の3</p> <p>労働安全衛生法第18条（衛生委員会） 労働安全衛生規則第23条</p>	<p>○ 衛生管理者を選任し、労働基準監督署へ届け出てください。（産業医）</p> <p>○ 衛生推進者を選任してください。</p> <p>○ 衛生委員会を設置してください。</p>	<p>・衛生管理者を選任していない。</p> <p>・衛生推進者を選任していない。</p> <p>・衛生委員会を設置していない。</p>	<p>B</p> <p>B</p> <p>B</p>	
<p>健康診断</p> <p>雇入れ時の健康診断を実施しているか。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・事業者は常時使用する労働者を雇い入れるときは、健康診断を行わなければならない。 ・ただし、医師による健康診断を受けた後、三月を経過しない者について、その者が健康診断の結果を証明する書面を提出した場合、その健康診断に相当する項目については実施しなくてもよい。 ・常時使用するパートタイマー（非常勤職員）についても、労働契約に期間の定めのないパートタイマーや1年以上引続き使用されることが予定されている者で、1週間の所定労働時間が当該事業所の同種の業務に従事する通常の労働者の4分の3以上の者は、対象となる。 	<p>労働安全衛生法第66条 労働安全衛生規則第43条</p>	<p>○ 職員の採用時に健康診断書が提出されていない者については、施設において採用時の健康診断を実施してください。</p>	<p>・雇入れ時の健康診断を実施していない。</p>	<p>B</p>	

指導基準（障害者支援施設）

観点（基本的な考え方）	根拠法令等	通知用文例	評価の基準	評価	県ホームページ 結果公表文例
<p>（雇入れ時健康診断の健康診断項目）</p> <ul style="list-style-type: none"> ・既往症及び業務歴の調査 ・自覚症状及び他覚症状の有無の検査 ・身長、体重、腹囲、視力及び聴力の検査（千ヘルツ及び四千ヘルツの音に係る聴力検査） ・胸部エックス線検査 ・血圧の測定 ・貧血検査（血色素量及び赤血球数の検査） ・肝機能検査（GOT（血清グルタミンクオキサロアセチクトランスアミナーゼ）、GPT（血清グルタミンクピルピクトランスアミナーゼ）及びγ-GTP（ガンマーグルタミルトランスペプチターゼ） ・血中脂質検査（低比重リポ蛋白（LDL）コレステロール、高比重リポ蛋白（HDL）コレステロール及び血清トリグリセライドの量の検査） ・血糖検査 ・尿検査（尿中の糖及び蛋白の有無の調査） ・心電図検査 <p>定期健康診断を適正に実施しているか。</p>	<p>労働安全衛生法第66条 労働安全衛生規則第44条</p>	<p>○ 労働安全衛生法に基づき、職員の定期健康診断を実施してください。（全く実施していない場合）</p>	<p>・職員の定期健康診断を実施していない。</p>	<p>A</p>	<p>職員の定期健康診断が未実施でした。</p>
<p>（健康診断項目）</p> <ul style="list-style-type: none"> ・既往歴及び業務歴の調査 ・自覚症状及び他覚症状の有無の検査 ・身長、体重、腹囲、視力及び聴力の検査 ・胸部エックス線検査及び喀痰検査 ・血圧の測定 ・貧血検査 ・肝機能検査 ・血中脂質検査 ・血糖検査 ・尿検査 ・心電図検査 		<p>○ 職員の定期健康診断の未受診者がいるので、実施してください。</p>	<p>・職員の定期健康診断の未受診者がいる。</p>	<p>B</p>	
<p>深夜業務従事者は6か月ごとの健康診断を実施しているか。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・検査項目のうち胸部エックス線検査は年1回でよいこと。 ・医師の判断で省略できる基準も年1回に準じる。 <p>健康診断の結果、労働者の健康保持のため必要と認められる場合は適切な措置を講じているか。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・健康診断は実施すればよいのではなく、結果を十分に検討し、職場の衛生管理に反映させること。 <p>具体的には医師の所見があった者へのアドバイスを行う。</p>	<p>労働安全衛生法第66条 労働安全衛生規則第45条</p>	<p>○ 夜勤を行う職員の健康診断は、労働安全衛生法に基づき半年に1回実施してください。</p>	<p>・夜勤を行う職員の健康診断を実施していない。</p>	<p>B</p>	
<p>健康診断の記録を整備しているか。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・健康診断の結果は、健康診断個人票を作成し、5年間保存する。 	<p>労働安全衛生法第66条の3 労働安全衛生規則第51条</p>	<p>○ 職員の健康診断の記録が保存されていないので、整備してください。</p>	<p>・健康診断の記録を整備していない。</p>	<p>B</p>	

指導基準（障害者支援施設）

観点（基本的な考え方）	根拠法令等	通知用文例	評価の基準	評価	県ホームページ 結果公表文例
<p>常時50人以上の労働者を使用する事業者は、定期健康診断結果報告書を所轄の労働基準監督署に提出しているか。</p> <p>労働者が常時50人以上の施設は、毎年1回、労働者に対し、心理的な負担の程度を把握するための検査を行っているか。</p> <p>（心理的な負担の程度を把握するための検査事項） ・職場における当該労働者の心理的な負担の原因に関する項目 ・当該労働者の心理的な負担による心身の自覚症状に関する項目 ・職場における他の労働者による当該労働者への支援に関する項目</p> <p>労働者が常時50人以上の施設は、心理的な負担の程度を把握するための検査結果等報告書を、労働基準監督署に届け出ているか。</p> <p>労働者が常時50人以上又は女子30人以上の施設においては、労働者が床することができる休養室又は休憩室を確保しているか。</p>	<p>労働安全衛生規則第52条</p> <p>労働安全衛生法第66条の10 労働安全衛生規則第52条の9（心理的な負担の程度を把握するための検査の実施方法）</p> <p>労働安全衛生規則第52条の21</p> <p>労働安全衛生規則第618条</p>	<p>○ 職員の定期健康診断の結果を労働安全衛生法に基づき、労働基準監督署に報告してください。</p> <p>○ 職員に対し、心理的な負担の程度を把握するための検査を毎年1回実施してください。</p> <p>○ 心理的な負担の程度を把握するための検査結果等報告書を、1年以内ごとに1回、定期的に、労働基準監督署長に提出してください。</p> <p>○ 職員の休養室又は休憩室を確保してください。</p>	<p>・定期健康診断の結果を報告していない。</p> <p>心理的な負担の程度を把握するための検査を行っていない。</p> <p>・「心理的な負担の程度を把握するための検査等」を実施し、報告書を年に1回定期的に労働基準監督署に届け出していない。</p> <p>・休養室を確保していない。</p>	<p>B</p> <p>B</p> <p>B</p> <p>B</p>	

観点（基本的な考え方）	根拠法令等	通知用文例	評価の基準	評価	県ホームページ 結果公表文例
<p>(2) 業務体制の確立</p>					
<p><u>業務体制の確立と業務省力化の推進のための努力がなされているか。</u></p>	<p>障害者支援施設等指導 監査指針第2-2-(2)</p>	<p>○ 業務体制の確立と業務省力化の推進のための努力をしてください。</p>	<p>・業務体制の確立と業務省力化の推進のための努力をしていない。</p>	B	
<p>(3) 職員研修等</p>					
<p><u>職員研修等資質向上対策について、その推進に努めているか。</u></p>	<p>障害者支援施設等指導 監査指針第2-2-(3)</p>				
<p>(障害者支援施設の一般原則) 障害者支援施設は、利用者の人権の擁護、虐待の防止等のため、必要な体制の整備を行うとともに、その職員に対し、研修の実施その他の措置を講じているか。</p>	<p>基準条例第3条第3項</p>	<p>○ 利用者の人権の擁護、虐待の防止等のための研修を実施してください。</p>	<p>・利用者の人権の擁護、虐待の防止等のための研修を実施してください。</p>	B	
<p>(勤務体制の確保等) 障害者支援施設は、職員の資質の向上のため、研修の機会を確保しているか。</p>	<p>基準条例第35条第3項</p>	<p>○ 職員の資質向上を図るため研修を実施してください。</p>	<p>・研修が実施されていない ・研修参加の機会がない</p>	B	
<p>(4) 職員の確保及び定着化</p>					
<p><u>職員の確保及び定着化について積極的に取り組んでいるか</u></p>	<p>障害者支援施設等指導 監査指針第2-2-(4)</p>	<p>○ 職員の確保及び定着化について積極的に取り組んでください。</p>	<p>・職員の確保及び定着化について積極的に取り組んでいない。</p>	B	
<p>(5) ハラスメント対策等</p>					
<p><u>障害者支援施設は、適切な施設障害福祉サービスの提供を確保する観点から、職場において行われる性的な言動又は優越的な関係を背景とした言動であって業務上必要かつ相当な範囲を超えたものにより職員の就業環境が害されることを防止するための方針の明確化等の必要な措置を講じているか。</u></p>	<p>障害者支援施設等指導 監査指針第2-2-(5)</p>				
<p>事業主は、職場において行われる優越的な関係を背景とした言動であつて、業務上必要かつ相当な範囲を超えたものによりその雇用する労働者の就業環境が害されることのないよう、当該労働者からの相談に応じ、適切に対応するために必要な体制の整備その他の雇用管理上必要な措置を講じなければならない。</p>	<p>労働施策の総合的な推進並びに労働者の雇用の安定及び職業生活の充実等に関する法律(以下、「労働施策総合推進法」という。)第30条の2第1項</p>	<p>○ パワハラを受けた従業者に対して相談に応じてください。</p> <p>○ パワハラに適切に対応するための必要な体制の整備等講じるようにしてください。</p>	<p>・相談に応じていない。 ・必要な体制の整備等されていない。</p>	A	<p>パワハラを受けた従業者に対して必要な体制の整備等がされていませんでした。</p>
<p>事業主は、職場において行われる性的な言動に対するその雇用する労働者の対応により当該労働者がその労働条件につき不利益を受け、又は当該性的な言動により当該労働者の就業環境が害されることのないよう、当該労働者からの相談に応じ、適切に対応するために必要な体制の整備その他の雇用管理上必要な措置を講じなければならない。</p>	<p>雇用の分野における男女の均等な機会及び待遇の確保等に関する法律(以下、「男女雇用機会均等法」という。)第11条第1項</p>	<p>○ セクハラを受けた従業者に対して相談に応じてください。</p> <p>○ セクハラに適切に対応するための必要な体制の整備等講じるようにしてください。</p>	<p>・相談に応じていない。 ・必要な体制の整備等されていない。</p>	A	<p>セクハラを受けた従業者に対して必要な体制の整備等がされていませんでした。</p>

指導基準（障害者支援施設）

観点（基本的な考え方）	根拠法令等	通知用文例	評価の基準	評価	県ホームページ 結果公表文例
<p>事業主は、職場において行われるその雇用する女性労働者に対する当該女性労働者が妊娠したこと、出産したこと、労働基準法第65条第1項の規定による休業を請求し、又は同項若しくは同条の第2項の規定による休業をしたことその他の妊娠又は出産に関する自由であって厚生労働省令で定めるものに関する言動により当該女性労働者の就業環境が害されることのないよう、当該女性労働者からの相談に応じ、適切に対応するために必要な体制の整備その他の雇用管理上必要な措置を講じなければならない。</p>	<p>男女雇用機会均等法第11条の3第1項</p>	<ul style="list-style-type: none"> ○ マタハラを受けた従業者に対して相談に応じてください。 ○ マタハラに適切に対応するための必要な体制の整備等講じるようにしてください。 	<ul style="list-style-type: none"> ・相談に応じていない。 ・必要な体制の整備等されていない。 	<p>A</p>	<p>マタハラを受けた従業者に対して必要な体制の整備等がされていませんでした。</p>
<p>事業主は、職場において行われるその雇用する労働者に対する育児休業、介護休業その他の子の養育又は家族の介護に関する厚生労働省令で定める制度又は措置の利用に関する言動により当該労働者の就業環境が害されることのないよう、当該労働者からの相談に応じ、適切に対応するために必要な体制の整備その他の雇用管理上必要な措置を講じなければならない。</p>	<p>育介法第25条第1項</p>	<ul style="list-style-type: none"> ○ マタハラを受けた従業者に対して相談に応じてください。 ○ マタハラに適切に対応するための必要な体制の整備等講じるようにしてください。 	<ul style="list-style-type: none"> ・相談に応じていない。 ・必要な体制の整備等されていない。 	<p>A</p>	<p>マタハラを受けた従業者に対して必要な体制の整備等がされていませんでした。</p>
<p>事業主は、労働者が前項の相談を行ったこと又は事業主による当該相談への対応に協力した際に事実を述べたことを理由として、当該労働者に対して解雇その他不利益な取扱いをしてはならない。</p>	<p>労働施策総合推進法第30条の2第2項、男女雇用機会均等法第11条第2項及び第11条の3第2項、育介法第25条第2項</p>	<ul style="list-style-type: none"> ○ ハラスメントを受けた従業者に対して解雇その他不利益な取扱いをしている事例があったので改善してください。 	<ul style="list-style-type: none"> ・従業者に解雇その他不利益な取扱いをしている事例があった。 	<p>A</p>	<p>ハラスメントを受けた従業者に対して不利益な取扱いをしていました。</p>
<p>国は、労働者の就業環境を害する前条第一項に規定する言動を行ってはならないことその他当該言動に起因する問題（以下この条において「優越的言動問題」という。※）に対する事業主その他国民一般の関心と理解を深めるため、広報活動、啓発活動その他の措置を講ずるよう努めなければならない。</p>	<p>労働施策総合推進法第30条の3第1項、男女雇用機会均等法第11条の2第1項及び第11条の4第1項、育介法第25条の2第1項</p>	<ul style="list-style-type: none"> ○ ハラスメントに対する広報活動、啓発活動その他の措置を講じてください。 	<ul style="list-style-type: none"> ・広報活動、啓発活動その他の措置を講じていない。 	<p>B</p>	
<p>事業主は、優越的言動問題※に対するその雇用する労働者の関心と理解を深めるとともに、当該労働者が他の労働者に対する言動に必要な注意を払うよう、研修の実施その他の必要な配慮をするほか、国の講ずる前項の措置に協力するよう努めなければならない。</p>	<p>労働施策総合推進法第30条の3第2項、男女雇用機会均等法第11条の2第2項及び第11条の4第2項、育介法第25条の2第2項</p>	<ul style="list-style-type: none"> ○ 研修を実施するようにしてください。 	<ul style="list-style-type: none"> ・研修を実施していない。 	<p>B</p>	
<p>事業主（その者が法人である場合にあつては、その役員）は、自らも、優越的言動問題※に対する関心と理解を深め、労働者に対する言動に必要な注意を払うよう努めなければならない。</p>	<p>労働施策総合推進法第30条の3第3項、男女雇用機会均等法第11条の2第3項及び第11条の4第3項、育介法第25条の2第3項</p>	<ul style="list-style-type: none"> ○ ハラスメントに対する関心と理解を深め、従業者に対して注意を払うようにしてください。 	<ul style="list-style-type: none"> ・関心と理解を深め、従業者に対して注意を払っていない。 	<p>B</p>	

指導基準（障害者支援施設）

観点（基本的な考え方）	根拠法令等	通知用文例	評価の基準	評価	県ホームページ 結果公表文例
<p>※ 男女雇用機会均等法第11条の2第1項 前条第1項に規定する不利益を与える行為又は労働者の就業環境を害する同項に規定する言動を行ってはならないことその他当該言動に起因する問題（以下この条において「性的言動問題」という。）</p> <p>男女雇用機会均等法第11条の4第1項 労働者の就業環境を害する前条第1項に規定する言動を行ってはならないことその他当該言動に起因する問題（以下この条において「妊娠・出産等関係言動問題」という。）</p> <p>育児法第25条の2第1項 労働者の就業環境を害する前条第1項に規定する言動を行ってはならないことその他当該言動に起因する問題（以下この条において「育児休業等関係言動問題」という。）</p>					

観点（基本的な考え方）	根拠法令等	通知用文例	評価の基準	評価	県ホームページ 結果公表文例
<p>3 非常災害対策の充実強化</p>					
<p>非常災害対策について、その充実強化に努めているか。</p> <p>ア 消防法令に基づくスプリンクラー、屋内消火栓、非常通報装置、防災カーテン、寝具等の設備が整備され、また、これらの設備について専門業者により定期的に点検が行われているか。</p>	<p>障害者支援施設等指導 監査指針第2-3</p>				
<p>防火管理者の届出 消防署に防火管理者の届出を行っているか。</p> <p>防火管理者を解任した場合も、遅滞なく届出しているか。 (新任者を選任し、消防署へ届出を行っているか)</p> <p>消防用設備の点検 消防用設備の点検を実施しているか。 防火管理者は消防用設備等の点検及び整備が義務づけられている。 また、消防用設備等の定期的点検結果の消防署への報告が義務づけられている（法定点検） 6ヶ月に1回の機器点検と年に1回の総合点検を実施しているか。 年1回は消防署に点検結果を報告しているか。</p> <p>点検結果後、修理等が必要な個所については必要な措置を講じているか。</p>	<p>消防法第8条第2項 消防法施行規則第3条第1項</p> <p>消防法第17条の3の3 消防法施行規則第31条の6</p>	<p>○ 防火管理者を消防署へ届出してください。</p> <p>○ 防火管理者の変更の届出を行ってください。</p> <p>○ 消防用設備等の点検を実施してください。</p> <p>○ 消防用設備等の点検報告を行ってください。</p> <p>○ 消防用設備の故障について、修理等対応してください。</p>	<p>・防火管理者を選任しているが消防署へ届出していない。</p> <p>・防火管理者の変更の届出を行っていない。</p> <p>・消防用設備等の点検を全く実施していない。</p> <p>・消防用設備等の点検報告を行っていない。</p> <p>・消防設備に故障等がある。</p>	<p>B</p> <p>B</p> <p>A</p> <p>B</p> <p>B</p>	<p>消防用設備等の点検が未実施でした。</p>
<p>イ 非常時の際の連絡・避難体制及び地域の協力体制は、確保されているか。例えば、風水害の場合、「避難準備・高齢者等避難開始」、「避難勧告」及び「避難指示（緊急）」等の緊急度合に応じた複数の避難先が確保されているか。</p>					
<p>ウ 障害者支援施設等が定める非常災害に対する具体的な計画（以下、「非常災害対策計画」という。）が作成されているか。</p> <p>また、非常災害対策計画は、火災に対処するための計画のみではなく、火災、水害・土砂災害、地震等の地域の実情に鑑みた災害にも対処できるものであるか（必ずしも災害ごとに別の計画として策定する必要はない。）</p>	<p>障害者支援施設等指導 監査指針第2-3</p>				

指導基準（障害者支援施設）

観点（基本的な考え方）	根拠法令等	通知用文例	評価の基準	評価	県ホームページ 結果公表文例
<p>エ 非常災害対策計画には、以下の項目が盛り込まれているか。また、実際に災害が起こった際にも利用者の安全が確保できる実効性のあるものであるか（施設が所在する都道府県等で非常災害の指針等が示されている場合には、当該指針等を参考の上、実効性の高い非常災害対策計画が策定されているか。）。</p> <p>【具体的な項目例】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・障害者支援施設等の立地条件（地形等） ・災害に関する情報の入手方法（「避難準備情報」等の情報の入手方法の確認等） ・災害時の連絡先及び通信手段の確認（自治体、家族、職員等） ・避難を開始する時期、判断基準（「避難準備情報発令」時等） ・避難場所（市町村が設置する避難場所、施設内の安全なスペース等） ・避難経路（避難場所までのルート（複数）、所要時間等） ・避難方法（利用者ごとの避難方法（車いす、徒歩等）等） ・災害時の人員体制、指揮系統（災害時の参集方法、役割分担、避難に必要な職員数等） ・関係機関との連携体制 	<p>障害者支援施設等指導 監査指針第2-3</p>	<p>○ 非常災害対策計画に○○について、定めてください。</p>	<p>・非常災害対策計画に盛り込まれていない項目がある。</p>	<p>B</p>	
<p>オ 非常災害対策計画の内容を職員間で十分共有しているか。また、関係機関と避難場所や災害時の連絡体制等必要な事項について認識を共有しているか。</p>	<p>障害者支援施設等指導 監査指針第2-3</p>				
<p>（非常災害対策） 障害者支援施設は、消火設備その他の非常災害に際して必要な設備を設けるとともに、非常災害に関する具体的な計画を定め、非常災害時における関係機関への通報体制及び関係機関との連絡体制を整備し、それらを定期的に職員に周知しているか。</p>	<p>基準条例第37条第1項</p>	<p>○ 非常災害対策計画（水害・土砂災害・地震等に対処するための計画を含む）を策定してください。</p> <p>○ 非常災害に関する具体的な計画及び非常災害時の関係機関への連絡体制について、職員に周知してください。</p> <p>○ 非常災害時の関係機関への通報及び連携体制連絡体制を整備してください。</p>	<p>・非常災害対策計画（水害・土砂災害・地震等に対処するための計画を含む）を策定していない。</p> <p>・非常災害時の関係機関への通報及び連携体制を整備していない。</p> <p>・非常災害に関する具体的な計画及び関係機関への連絡体制について、職員に周知していない。</p>	<p>A A B</p>	<p>非常災害対策計画が未作成でした。</p> <p>非常災害時の関係機関への通知及び連携体制が未整備でした。</p>

指導基準（障害者支援施設）

観点（基本的な考え方）	根拠法令等	通知用文例	評価の基準	評価	県ホームページ 結果公表文例
<p>消防計画の作成</p> <p>消防計画を作成し、消防署への届出しているか。</p> <p>消防計画は、実情に応じて見直しを図っているか。</p> <p>変更後の消防計画は、消防署へ届出しているか。</p> <p>○ 災害時に市町村が発令する「高齢者等避難」、「避難指示」等の情報を確実に把握し、利用者の安全を確保するための行動をとるようにしているか。</p> <p>○ 防災安全対策に関して、常時消防機関の指導を受ける等連携を密にし、施設の整備、構造、配置、入所者の状況についても十分に理解を得ているか。</p> <p>○ 日頃から消防等関係機関との通報・連携体制を整備し、定期的に職員にその周知及び徹底を図っているか。</p> <p>○ 日頃から消防団や地域住民との連携を図り、非常災害時に避難等に協力してもらえよう体制の構築に努めているか。</p> <p>*施設の火災等においては、施設職員だけではその対応が必ずしも十分でない場合が多いので、近隣の施設、病院等との連携地域の自治会、近隣に所在する施設、病院等相互間の連携を図る。</p>	<p>消防法施行令第3条の2第1項 消防法施行規則第3条第1項</p> <p>消防法施行令第3条の2第1項 消防法施行規則第3条第1項 消防法施行規則第3条第1項</p> <p>社会福祉施設等における非常災害対策及び入所者等の安全の確保について（平28年9月1日雇児総発0901第3号、社援基発0901第1号、障障0901第1号、老高発0901第1号各通知）</p> <p>社会福祉施設における防火安全対策の強化について（昭62社施第107号）</p> <p>障害者支援施設等における利用者の安全確保及び非常災害時の体制整備の強化・徹底について（平成28年9月9日障障発0909第1号）</p>	<p>○ 消防計画を作成し、消防署へ届出してください。</p> <p>○ 消防計画を実態に合わせ変更してください。</p> <p>○ 消防計画を消防署へ届出してください。</p> <p>○ 災害時に市町村が発令する「高齢者等避難」、「避難指示」等の情報を把握し、利用者の安全を確保するための行動がとれるよう整備してください。</p> <p>○ 防災安全対策に関して消防機関との連携を密にしてください。</p> <p>○ 近隣住民等との協力体制を取ってください。</p>	<p>・消防計画を作成していない。</p> <p>・実態に合わせた変更を行っていない。</p> <p>・消防署へ届出していない。</p> <p>・災害時に市町村が発令する「高齢者等避難」、「避難指示」等の情報を把握し、利用者の安全を確保するための行動がとれるよう整備していない。</p> <p>・防災安全対策に関して消防機関との連携を密にしていない。</p> <p>・近隣住民との協力体制が取れていない。</p>	<p>A</p> <p>B</p> <p>B</p> <p>A</p> <p>B</p> <p>B</p>	<p>消防計画が未作成でした。</p> <p>非常災害時の関係機関への通知及び連携体制が未整備でした。</p>
<p><u>カ 火災、地震その他の災害が発生した場合を想定した消火訓練及び避難訓練は、消防機関に消防計画を届出の上、それぞれの施設ごとに定められた回数以上適切に実施され、そのうち1回は夜間訓練又は夜間を想定した訓練が実施されているか。</u></p> <p><u>なお、前年度又は当該年度において、消防関係法令に基づく立入検査が行われている場合は、当該事項の監査を省略して差し支えない。</u></p>	<p>障害者支援施設等指導監査指針第2-3</p>				
<p>障害者支援施設は、非常災害に備えるため、定期的に避難訓練、救出訓練その他必要な訓練を行っているか。</p> <p>避難・消火・通報訓練を法令・通達で定められている回数実施しているか。</p>	<p>基準条例第37条第2項</p>				

指導基準（障害者支援施設）

観点（基本的な考え方）	根拠法令等	通知用文例	評価の基準	評価	県ホームページ 結果公表文例
<p>・社会福祉施設では、消防法施行規則第3条第10項に基づいて避難訓練及び消火訓練を年2回以上実施しなければならない。</p> <p>入所施設においては、夜間の災害発生は混乱が予想されることから、夜間における訓練も実施すること。 【夜間想定でも可】</p> <p>避難訓練について、消防署へ通知しているか。</p>	<p>消防法施行規則第3条第10項</p> <p>社会福祉施設における防災対策の強化について（昭58社施第121号）</p> <p>消防法施行規則第3条第11項</p>	<p>○ 避難訓練及び消火訓練を消防法に基づき年2回以上実施してください。</p> <p>○ 夜間（想定）の避難訓練を実施してください。</p> <p>○ 消防訓練について、消防署への通知を行ってください。</p>	<p>・避難訓練及び消火訓練を消防法に基づき年2回以上実施していない。</p> <p>・夜間（想定）の避難訓練を実施していない。</p> <p>・消防署に消防訓練の通知を行っていない。</p>	<p>A</p> <p>B</p> <p>B</p>	<p>避難訓練及び消火訓練が未実施でした。</p>
<p>キ 避難訓練を実施し、非常災害対策計画の内容を検証し、見直しを行っているか。</p> <p>ク カの訓練の実施にあたって、地域住民の参加が得られるよう連携に努めているか。</p>	<p>障害者支援施設等指導監査指針第2-3</p>	<p>○ 非常災害対策計画の内容を検証し、見直しを行ってください。</p>	<p>・非常災害対策計画の見直しを行っていない。</p>	<p>B</p>	
<p>○ 防犯に係る安全確保に当たり、企図的な不審者の侵入を中心とした様々なリスクを認識した対策（例えば、不審者情報について、夜間・休日を含め迅速な連絡、情報交換、情報共有が無理なくできる体制づくり等）を検討しているか。</p> <p>地震防災応急計画を作成しているか。 <消防計画を作成することが必要とされていない施設> 地震防災応急計画を作成し、県知事に届出するとともに、その写しを市町村長に送付すること。</p> <p><消防計画を作成することが必要とされている施設> 消防計画中に地震防災応急計画相当事項を定めること。改正した消防計画を消防署に届出するとともに、その写しを市町村長に送付すること。</p> <p>地震防災応急計画（相当事項を定めた消防計画）を見直しているか。 社会環境の変化、施設設備強化等に応じた見直しを行い、実態と合ったものとなっているか。</p>	<p>社会福祉施設等における防犯に係る安全の確保について（通知） （平28雇児総発0915第1号、社援基発0915第1号、障障発0915第1号、老高発0915第1号）</p> <p>社会福祉施設における地震防災応急計画の作成について（昭55社施第5号）</p> <p>社会福祉施設における地震防災応急計画の作成について（昭55社施第5号）</p>	<p>○ 防犯に係る安全確保に当たり、企図的な不審者の侵入を中心とした様々なリスクを認識した対策（例えば、不審者情報について、夜間・休日を含め迅速な連絡、情報交換、情報共有が無理なくできる体制づくり等）を検討してください。</p> <p>○ 地震防災応急計画を作成してください。</p> <p>○ 消防計画に地震防災応急計画相当事項を定めてください。</p> <p>○ 地震防災応急計画（相当事項を定めた消防計画）を実態に合わせて変更してください。</p>	<p>・防犯に係る安全確保に当たり、企図的な不審者の侵入を中心とした様々なリスクを認識した対策を検討していない。</p> <p>・地震防災応急計画を作成していない。</p> <p>・消防計画に地震防災応急計画相当事項を定めていない。</p> <p>・地震防災応急計画（相当事項を定めた消防計画）を実態に合わせて変更していない。</p>	<p>B</p> <p>B</p> <p>B</p> <p>B</p>	

観点（基本的な考え方）	根拠法令等	通知用文例	評価の基準	評価	県ホームページ 結果公表文例
<p>4 感染症等防止対策</p>					
<p><u>(1) 感染症や非常災害の発生時において、利用者に対する施設障害サービスの提供を継続的に実施するための、及び非常時の体制で早期の業務再開を図るための計画（以下「業務継続計画」という。）を策定し、当該業務継続計画に従い必要な措置を講じているか。</u> また、障害者支援施設は、職員に対し、業務継続計画について周知するとともに、必要な研修及び訓練を定期的実施しているか。さらに、定期的に業務継続計画の見直しを行い、必要に応じて業務継続計画の変更を行っているか。</p>	<p>障害者支援施設等指導監査指針第2-4-(1)</p>				
<p>(業務継続計画の策定等) 障害者支援施設は、感染症や非常災害の発生時において、利用者に対する施設障害福祉サービスの提供を継続的に実施するため及び非常時の体制で早期の業務再開を図るための計画(以下「業務継続計画」という。)を策定し、当該業務継続計画に従い必要な措置を講じているか。</p> <p>障害者支援施設は、職員に対し、業務継続計画について周知するとともに、必要な研修及び訓練を定期的実施しているか。</p> <p>障害者支援施設は、定期的に業務継続計画の見直しを行い、必要に応じて業務継続計画の変更を行っているか。</p>	<p>基準条例第35条の2第1項</p> <p>基準条例第35条の2第2項</p> <p>基準条例第35条の2第3項</p>	<p>○ 業務継続計画を策定してください。</p> <p>○ 職員に業務継続計画を周知してください。</p> <p>○ 業務継続計画に基づき必要な研修（又は訓練）を行ってください。</p> <p>○ 定期的に業務継続計画の見直しを行い、必要に応じて変更を行ってください。</p>	<p>・業務継続計画を策定していない。</p> <p>・職員に業務継続計画を周知していない。</p> <p>・業務継続計画に基づき必要な研修や訓練を実施していない。</p> <p>・必要に応じて業務継続計画の変更を行っていない。</p>	<p>A</p> <p>A</p> <p>A</p> <p>A</p>	<p>業務継続計画を策定していませんでした。</p> <p>職員に業務継続計画を周知していませんでした。</p> <p>業務継続計画に基づき必要な措置を講じていませんでした。</p> <p>業務継続計画の変更を行っていませんでした。</p>
<p><u>(2) 障害者支援施設は、当該障害者支援施設において感染症又は食中毒が発生し、又はまん延しないように次に掲げる措置を講じているか。</u></p> <p>ア 当該障害者支援施設における感染症及び食中毒の予防及びまん延の防止のための対策を検討する委員会(テレビ電話装置等の活用可能。)を定期的開催するとともに、その結果について、職員に周知徹底を図り、電磁的記録等を行っているか。</p> <p>イ 当該障害者支援施設における感染症及び食中毒の予防及びまん延の防止のための指針を整備しているか。</p> <p>ウ 当該障害者支援施設において、職員に対し、感染症及び食中毒の予防及びまん延の防止ための研修並びに感染症の予防及びまん延防止のための訓練を定期的実施しているか。</p>	<p>障害者支援施設等指導監査指針第2-4-(2)</p>				

指導基準（障害者支援施設）

観点（基本的な考え方）	根拠法令等	通知用文例	評価の基準	評価	県ホームページ 結果公表文例
<p>（衛生管理等） 障害者支援施設は、利用者の使用する設備及び飲用に供する水について、衛生的な管理に努め、及び衛生上必要な措置を講ずるとともに、健康管理等に必要となる機械器具等の管理を適正に行っているか。</p> <p>障害者支援施設は、障害者支援施設において感染症又は食中毒が発生し、又はまん延しないように必要な措置を講じているか。 （1）当該障害者支援施設における感染症及び食中毒の予防及びまん延の防止のための対策を検討する委員会（テレビ電話装置等を活用して行うことができるものとする。）を定期的開催するとともに、その結果について、職員に周知徹底を図ること。 （2）当該障害者支援施設における感染症及び食中毒の予防及びまん延の防止のための指針を整備すること。 （3）当該障害者支援施設において、職員に対し、感染症及び食中毒の予防及びまん延の防止のための研修並びに感染症の予防及びまん延の防止のための訓練を定期的実施すること。</p>	<p>基準条例第38条第1項</p> <p>基準条例第38条第2項</p>	<p>○ 利用者の使用する設備及び飲用に供する水について、衛生的な管理に努め、及び衛生上必要な措置を講ずるとともに、健康管理等に必要となる機械器具等の管理を適正に行ってください。</p> <p>○ 感染症及び食中毒の予防及びまん延の防止のための対策を検討する委員会を定期的開催していないので、改善してください。</p> <p>○ 感染症及び食中毒の予防及びまん延の防止のための対策を検討する委員会の結果を従業者に員に周知していないので、改善してください。</p> <p>○ 感染症及び食中毒の予防及びまん延の防止のための指針を整備してください。</p> <p>○ 職員に対し、感染症及び食中毒の予防及びまん延の防止のための研修並びに感染症の予防及びまん延の防止のための訓練を定期的実施してください。</p>	<p>・利用者の使用する設備及び飲用に供する水について、衛生的な管理に努め、及び衛生上必要な措置を講ずるとともに、健康管理等に必要となる機械器具等の管理を適正に行っていなかった。</p> <p>・感染症及び食中毒の予防及びまん延の防止のための対策を検討する委員会を定期的（おおむね3月に1回以上）に開催していない。</p> <p>・感染症及び食中毒の予防及びまん延の防止のための対策を検討する委員会の結果を従業者に周知していなかった。</p> <p>・感染症及び食中毒の予防及びまん延の防止のための指針を整備していなかった。</p> <p>・職員に対し、感染症及び食中毒の予防及びまん延の防止のための研修並びに感染症の予防及びまん延の防止のための訓練を定期的（年2回以上）に実施していなかった。</p>	<p>A</p> <p>A</p> <p>A</p> <p>A</p> <p>A</p>	<p>利用者の使用する設備及び飲用に供する水について、衛生的な管理に努め、及び衛生上必要な措置を講ずるとともに、健康管理等に必要となる機械器具等の管理を適正に行っていませんでした。</p> <p>施設において感染症又は食中毒が発生し、又はまん延しないように必要な措置を講じてませんでした。</p> <p>感染症及び食中毒の予防及びまん延の防止のための措置が講じられていませんでした。</p> <p>感染症及び食中毒の予防及びまん延の防止のための措置が講じられていませんでした。</p> <p>感染症及び食中毒の予防及びまん延の防止のための措置が講じられていませんでした。</p>

観点（基本的な考え方）	根拠法令等	通知用文例	評価の基準	評価	県ホームページ 結果公表文例
<p>5 電磁的記録等</p> <p><u>(1) 障害者支援施設及びその職員は、作成、保存その他これらに類するもののうち、書面（書面、書類、文書、謄本、抄本、正本、副本、複本その他文字、図形等人の知覚によって認識することができる情報が記載された紙その他の有体物をいう。）で行うことが規定されている又は想定されるもの（障害者支援施設及びその職員については（2）に規定するものを除く。）については、書面に代えて、当該書面に係る電磁的記録（電子的方式、磁気的方式その他人の知覚によっては認識することができない方式で作られる記録であって、電子計算機による情報処理の用に供されるものをいう。）により行うことができるか。</u></p> <p><u>(2) 障害者支援施設及びその職員は、交付、説明、同意、締結その他これらに類するもの（以下「交付等」という。）のうち、書面で行うことが規定されている又は想定されるものについては、当該交付等の相手方の承諾を得て、当該交付等の相手方が利用者である場合には当該利用者の障害の特性に応じた適切な配慮をしつつ、書面に代えて、電磁的方法（電子的方法、磁気的方法その他人の知覚によって認識することができない方法をいう。）によることができるか。</u></p>	<p>障害者支援施設等指導監査指針第2-5</p>				
<p>（電磁的記録等）</p> <p>障害者支援施設及びその職員は、この条例の規定による作成、保存その他これらに類するもののうち、この条例において書面（書面、書類、文書、謄本、抄本、正本、副本、複本その他文字、図形等人の知覚によって認識することができる情報が記載された紙その他の有体物をいう。以下この条において同じ。）で行うことが規定され、又は想定されるもの（次項に規定するものを除く。）については、書面に代えて、当該書面に係る電磁的記録（電子的方式、磁気的方式その他人の知覚によっては認識することができない方式で作られる記録であって、電子計算機による情報処理の用に供されるものをいう。）により行うことができる。</p> <p>障害者支援施設及びその職員は、この条例の規定による交付、説明、同意、締結その他これらに類するもの（以下「交付等」という。）のうち、この条例において書面で行うことが規定され、又は想定されるものについては、当該交付等の相手方の承諾を得て、当該交付等の相手方が利用者である場合には当該利用者に係る障害の特性に応じた適切な配慮をしつつ、書面に代えて、電磁的方法（電子的方法、磁気的方法その他人の知覚によって認識することができない方法をいう。）によることができる。</p>	<p>基準条例第46条</p> <p>基準条例第46条第2項</p>	<p>○ 書面又は電磁的記録により作成及び保存してください。</p> <p>○ 利用者に適切な配慮をし、書面又は電磁的方法により交付等してください。</p>	<p>・書面又は電磁的記録により作成および保存していない。</p> <p>・利用者に対して書面又は電磁的記録によって交付等されていない。</p>	<p>B</p> <p>B</p>	

指導基準（障害者支援施設）

観点（基本的な考え方）	根拠法令等	通知用文例	評価の基準	評価	県ホームページ 結果公表文例
<p>（1）利用者に対する施設障害福祉サービスの提供により事故が発生した場合には、県、市町村、当該利用者の家族等に連絡するとともに、必要な措置を講じているか。</p>	<p>基準条例第44条第1項</p>	<ul style="list-style-type: none"> ○ 事故が発生した際に〇〇を行っていないので、適切に対応してください。 ○ 事故が発生した場合は、県、市町村、利用者の家族等に連絡を行うとともに、必要な措置を講じてください。 ○ 事故が発生した場合の一部について報告（家族への連絡）がされていない事例がありました。事故が発生した場合は、県、市町村、利用者の家族等に連絡を行うとともに、必要な措置を講じてください。 	<ul style="list-style-type: none"> ・事故が発生した際に医療機関への対応市町村や入所者の家族等に対して適切ではない対応をしていた。 ※全く行っていない場合 ・事故が発生した際に県、市町村等へ報告していなかった。 ・事故が発生した際の家族等への連絡をしていない（遅延している）事例があった。 ・一部報告していない事例があった。 	<p>A</p> <p>A</p> <p>B</p>	<p>事故が発生した際に〇〇を行っていませんでした。</p> <p>事故が発生した際に〇〇を行っていませんでした。</p>
	<p>基準条例第44条第2項</p>	<ul style="list-style-type: none"> ○ 事故が発生した際に、事故の状況及び事故に際して採った処置について、記録を残してください。 	<ul style="list-style-type: none"> ・事故が発生した際に、事故の状況及び事故に際して採った処置について、記録を残していなかった。 	<p>A</p>	<p>事故が発生した際に、事故の状況及び事故に際して採った処置について、記録を残していませんでした。</p>
	<p>基準条例第44条第3項</p>	<ul style="list-style-type: none"> ○ 利用者に対する施設障害福祉サービスの提供により賠償すべき事故が発生した場合には、速やかに損害を賠償するよう是正してください。 	<ul style="list-style-type: none"> ・利用者に対する施設障害福祉サービスの提供により賠償すべき事故が発生した場合には、速やかに損害を賠償していない。 	<p>A</p>	<p>施設障害福祉サービスの提供により賠償すべき事故が発生した場合に、速やかに損害を賠償していませんでした。</p>

【別表】設備に関する基準（障害者支援施設）

（設備の基準）

第10条 障害者支援施設は、訓練・作業室、居室、食堂、浴室、洗面所、便所、相談室、多目的室その他運営上必要な設備を設けなければならない。ただし、他の社会福祉施設等の設備を利用することにより当該障害者支援施設の効果的な運営を期待することができる場合であって、利用者の支援に支障がないときは、その一部を設けないことができる。

2 障害者支援施設の設備は、次に掲げる基準を満たさなければならない。

(1) 訓練・作業室

ア 専ら当該障害者支援施設が提供する施設障害福祉サービスの種類ごとの用に供するものであること。ただし、利用者の支援に支障がない場合は、この限りでない。

イ 訓練又は作業に支障がない広さを有すること。

ウ 訓練又は作業に必要な機械器具等を備えること。

(2) 居室

ア 一の居室の定員は、4人以下とすること。

イ 地階に設けないこと。

ウ 利用者1人当たりの床面積は、収納設備等に係る部分を除き、9.9平方メートル以上とすること。

エ 寝台又はこれに代わる設備を備えること。

オ 1以上の出入口は、避難上有効な空地、廊下又は広間に直接面して設けること。

カ 必要に応じて利用者の身の回り品を保管することができる設備を備えること。

キ ブザー又はこれに代わる設備を設けること。

(3) 食堂

ア 食事の提供に支障がない広さを有すること。

イ 必要な備品を備えること。

(4) 浴室 利用者の特性に応じたものであること。

(5) 洗面所

ア 居室のある階ごとに設けること。

イ 利用者の特性に応じたものであること。

(6) 便所

ア 居室のある階ごとに設けること。

イ 利用者の特性に応じたものであること。

(7) 相談室 室内における談話の漏えいを防ぐための間仕切り等を設けること。

(8) 廊下幅

ア 1.5メートル以上とすること。ただし、中廊下（両側に居室等利用者の日常生活に直接使用する設備のある廊下をいう。）の幅は、1.8メートル以上とすること。

イ 廊下の一部の幅を拡張することにより、利用者、職員等の円滑な往来に支障がないようにしなければならないこと。

3 認定障害者支援施設が就労移行支援を行う場合は、前項に規定するもののほか、あん摩マッサージ指圧師、はり師及びきゅう師に係る学校養成施設認定規則（昭和26年文部省・厚生省令第2号）の規定によりあん摩マッサージ指圧師、はり師又はきゅう師に係る学校又は養成施設として必要とされる設備の基準を満たさなければならない。

4 第1項に規定する相談室は、利用者へのサービスの提供に当たって支障がない場合には、多目的室と兼用することができる。

【別表】設備に関する基準（障害児入所施設）

【福祉型障害児入所施設】

（設備の基準）

第66条 福祉型障害児入所施設の設備の基準は、次のとおりとする。

- (1) 児童の居室、調理室、浴室、便所、医務室及び静養室を設けること。ただし、児童30人未満を入所させる施設であって主として知的障害のある児童を入所させるものにあつては医務室を、児童30人未満を入所させる施設であつて主として盲児又はろうあ児（以下「盲ろうあ児」という。）を入所させるものにあつては医務室及び静養室を設けないことができる。
- (2) 前号に規定する設備のほか、主として知的障害のある児童を入所させる福祉型障害児入所施設には、職業指導に必要な設備を設けること。
- (3) 第1号に規定する設備のほか、主として盲児を入所させる福祉型障害児入所施設には、次の設備を設けること。
 - ア 遊戯室、支援室、職業指導に必要な設備及び音楽に関する設備
 - イ 浴室及び便所の手すり、特殊表示等の身体の機能の不自由を補う設備
- (4) 第1号に規定する設備のほか、主としてろうあ児を入所させる福祉型障害児入所施設には、遊戯室、支援室、職業指導に必要な設備及び映像に関する設備を設けること。
- (5) 第1号に規定する設備のほか、主として肢体不自由（法第6条の2の2第2項に規定する肢体不自由をいう。以下同じ。）のある児童を入所させる福祉型障害児入所施設には、次の設備を設けること。
 - ア 支援室及び屋外遊戯場
 - イ 浴室及び便所の手すり等の身体の機能の不自由を補う設備
- (6) 主として盲児を入所させる福祉型障害児入所施設又は主として肢体不自由のある児童を入所させる福祉型障害児入所施設においては、階段の傾斜を緩やかにすること。
- (7) 第1号の児童の居室の1室の定員は4人以下とし、その面積は1人につき4.95平方メートル以上とすること。ただし、乳幼児のみの居室の1室の定員は6人以下とし、その面積は1人につき3.3平方メートル以上とすること。
- (8) 第1号の児童の居室は、入所している児童の年齢等に応じ、男子と女子の居室を別にすること。
- (9) 第1号の便所は、男子用と女子用とを別にすること。

【医療型障害児入所施設】

（設備の基準）

第75条 医療型障害児入所施設の設備の基準は、次のとおりとする。

- (1) 医療法に規定する病院として必要な設備のほか、支援室及び浴室を設けること。
- (2) 前号に規定する設備のほか、主として自閉症児を入所させる医療型障害児入所施設には、静養室を設けること。
- (3) 第1号に規定する設備のほか、主として肢体不自由のある児童を入所させる医療型障害児入所施設には、屋外遊戯場、ギブス室、特殊な手工芸等の作業を支援するために必要な設備及び義肢装具を製作する設備を設けること。ただし、義肢装具を製作する設備は、他に適当な設備がある場合には、これを設けないことができる。
- (4) 第1号及び前号に規定する設備のほか、主として肢体不自由のある児童を入所させる医療型障害児入所施設には、浴室及び便所の手すり等の身体の機能の不自由を補う設備を設けること。
- (5) 主として肢体不自由のある児童を入所させる医療型障害児入所施設においては、階段の傾斜を緩やかにすること。

【児童発達支援センター】

(設備の基準)

第80条 児童発達支援センターの設備の基準は、発達支援室、遊戯室、屋外遊戯場（児童発達支援センターの付近にある屋外遊戯場に代わるべき場所を含む。）医務室、相談室、調理室、便所、静養室並びに児童発達支援の提供に必要な設備及び備品等を設けることとする。

- 2 児童発達支援センターにおいて、肢体不自由のある児童に対して治療を行う場合には、前項に規定する設備（医務室を除く。）の基準に加えて、医療法に規定する診療所として必要な設備を設けることとする。
- 3 第1項の発達支援室及び遊戯室は、次に掲げる基準に適合するものでなければならない。
 - (1) 発達支援室の1室の定員は、おおむね10人とし、その面積は、児童1人につき2.47平方メートル以上とすること。
 - (2) 遊戯室の面積は、児童1人につき1.65平方メートル以上とすること。

【別表】人員に関する基準（障害者支援施設）

（職員の配置の基準）

第4条 障害者支援施設に置くべき職員及びその員数は、次のとおりとする。

(1) 施設長 1

(2) 生活介護を行う場合

ア 生活介護を行う場合に置くべき職員及びその員数は、次のとおりとする。

(ア) 医師 利用者に対して日常生活上の健康管理及び療養上の指導を行うために必要な数

(イ) 看護職員（保健師又は看護師若しくは准看護師をいう。以下同じ。）、理学療法士、作業療法士又は言語聴覚士及び生活支援員

a 看護職員、理学療法士、作業療法士又は言語聴覚士及び生活支援員の総数
生活介護の単位ごとに、常勤換算方法で、(a)及び(b)に掲げる数を合計した数以上

(a) a' から c' までに掲げる利用者の平均障害支援区分（障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律に基づく障害者支援施設の設備及び運営に関する基準（平成18年厚生労働省令第177号。以下「障害者支援施設基準」という。）第11条第1項第2号イ(2)（一）（イ）に規定する厚生労働大臣が定めるところにより算定した障害支援区分の平均値をいう。以下同じ。）に応じ、それぞれ a' から c' までに定める数

a' 平均障害支援区分が4未満 利用者（障害者支援施設基準第11条第1項第2号イ(2)（一）（イ）（i）に規定する厚生労働大臣が定める者を除く。b' 及びc' において同じ。）の数を6で除した数

b' 平均障害支援区分が4以上5未満 利用者の数を5で除した数

c' 平均障害支援区分が5以上 利用者の数を3で除した数

(b) (a)a' の厚生労働大臣が定める者である利用者の数を10で除した数

b 看護職員 生活介護の単位ごとに、1以上

c 理学療法士、作業療法士又は言語聴覚士利用者に対して日常生活を営むために必要な機能の減退を防止するための訓練を行う場合は、生活介護の単位ごとに、当該訓練を行うために必要な数

d 生活支援員 生活介護の単位ごとに、1以上

(ウ) サービス管理責任者（施設障害福祉サービスの提供に係るサービス管理を行う者として障害者支援施設基準第11条第1項第2号イ(3)に規定する厚生労働大臣が定めるものをいう。以下同じ。） a 又は b に掲げる利用者の数の区分に応じ、それぞれ a 又は b に定める数

a 利用者の数が60以下 1以上

b 利用者の数が61以上 1に、利用者の数が60を超えて40又はその端数を増すごとに1を加えて得た数以上

イ ア(イ)の生活介護の単位は、生活介護であって、その提供が同時に1又は複数の利用者に対して一体的に行われるものをいい、複数の生活介護の単位を置く場合の生活介護の単位の利用定員は、20人以上とする。

ウ 障害者支援施設は、ア(イ)の理学療法士、作業療法士又は言語聴覚士を確保することが困難な場合には、これらの者に代えて、日常生活を営むために必要な機能の減退を防止するための訓練を行う能力を有する看護師その他の者を機能訓練指導員として置くことができる。

エ ア(イ)の生活支援員のうち、1人以上は、常勤でなければならない。

オ ア(ウ)のサービス管理責任者のうち、1人以上は、常勤でなければならない。

(3) 自立訓練（機能訓練）（障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律施行規則（平成18年厚生労働省令第19号。以下「省令」という。）第6条の6第1号に規定する自立訓練（機能訓練）をいう。以下同じ。）を行う場合

ア 自立訓練（機能訓練）を行う場合に置くべき職員及びその員数は、次のとおりとする。

(ア) 看護職員、理学療法士、作業療法士又は言語聴覚士及び生活支援員

a 看護職員、理学療法士、作業療法士又は言語聴覚士及び生活支援員の総数
常勤換算方法で、利用者の数を6で除した数以上

b 看護職員 1以上

c 理学療法士、作業療法士又は言語聴覚士 1以上

d 生活支援員 1以上

- (イ) サービス管理責任者 a 又は b に掲げる利用者の数の区分に応じ、それぞれ
 - a 又は b に定める数
 - a 利用者の数が60以下 1 以上
 - b 利用者の数が61以上 1 に、利用者の数が60を超えて40又はその端数を増すごとに1を加えて得た数以上
- イ 障害者支援施設が、当該障害者支援施設における自立訓練（機能訓練）に併せて、利用者の居宅を訪問することにより、自立訓練（機能訓練）（以下この条において「訪問による自立訓練（機能訓練）」という。）を提供する場合には、アに掲げる員数の職員に加え、当該訪問による自立訓練（機能訓練）を提供する生活支援員を1人以上置くものとする。
- ウ 障害者支援施設は、ア(ア)の理学療法士、作業療法士又は言語聴覚士を確保することが困難な場合には、これらの者に代えて、日常生活を営むために必要な機能の減退を防止するための訓練を行う能力を有する看護師その他の者を機能訓練指導員として置くことができる。
- エ ア(ア)の看護職員及び生活支援員のうち、それぞれ1人以上は、常勤でなければならない。
- オ ア(イ)のサービス管理責任者のうち、1人以上は、常勤でなければならない。
- (4) 自立訓練（生活訓練）（省令第6条の6第2号に規定する自立訓練（生活訓練）をいう。以下同じ。）を行う場合
 - ア 自立訓練（生活訓練）を行う場合に置くべき職員及びその員数は、次のとおりとする。
 - (ア) 生活支援員 常勤換算方法で、利用者の数を6で除した数以上
 - (イ) サービス管理責任者 a 又は b に掲げる利用者の数の区分に応じ、それぞれ
 - a 又は b に定める数
 - a 利用者の数が60以下 1 以上
 - b 利用者の数が61以上 1 に、利用者の数が60を超えて40又はその端数を増すごとに1を加えて得た数以上
 - イ 健康管理等を行う必要がある利用者があるために看護職員を置いている場合におけるアの規定の適用については、ア(ア)中「生活支援員」とあるのは、「生活支援員及び看護職員の総数」と読み替えるものとする。この場合において、生活支援員及び看護職員の数は、それぞれ1以上とする。
 - ウ 障害者支援施設が、当該障害者支援施設における自立訓練（生活訓練）に併せて、利用者の居宅を訪問することにより自立訓練（生活訓練）（以下この条において「訪問による自立訓練（生活訓練）」という。）を提供する場合には、ア及びイに定める員数の職員に加え、当該訪問による自立訓練（生活訓練）を提供する生活支援員を1人以上置くものとする。
 - エ ア(ア)（イにおいて読み替えて適用する場合を含む。）の生活支援員のうち、1人以上は、常勤でなければならない。
 - オ ア(イ)のサービス管理責任者のうち、1人以上は、常勤でなければならない。
- (5) 就労移行支援を行う場合
 - ア 就労移行支援を行う場合に置くべき職員及びその員数は、次のとおりとする。
 - (ア) 職業指導員及び生活支援員
 - a 職業指導員及び生活支援員の総数 常勤換算方法で、利用者の数を6で除した数以上
 - b 職業指導員 1 以上
 - c 生活支援員 1 以上
 - (イ) 就労支援員 常勤換算方法で、利用者の数を15で除した数以上
 - (イ) サービス管理責任者 a 又は b に掲げる利用者の数の区分に応じ、それぞれ
 - a 又は b に定める数
 - a 利用者の数が60以下 1 以上
 - b 利用者の数が61以上 1 に、利用者の数が60を超えて40又はその端数を増すごとに1を加えて得た数以上
 - イ アの規定にかかわらず、あん摩マッサージ指圧師、はり師又はきゅう師に係る学校又は養成施設としてあん摩マッサージ指圧師、はり師、きゅう師等に関する法律（昭和22年法律第217号）第2条第1項又は第18条の2第1項の規定による認定を受けた障害者支援施設（以下「認定障害者支援施設」という。）が就労移行支援を行う場合に置くべき職員及びその員数は、次のとおりとする。

(7) 職業指導員及び生活支援員

- a 職業指導員及び生活支援員の総数 常勤換算方法で、利用者の数を10で除した数以上
- b 職業指導員 1以上
- c 生活支援員 1以上

(イ) サービス管理責任者 a又はbに掲げる利用者の数の区分に応じ、それぞれa又はbに定める数

- a 利用者の数が60以下 1以上
- b 利用者の数が61以上 1に、利用者の数が60を超えて40又はその端数を増すごとに1を加えて得た数以上

ウ ア(7)及びイ(7)の職業指導員又は生活支援員のうち、いずれか1人以上は、常勤でなければならない。

エ ア(ウ)及びイ(イ)のサービス管理責任者のうち、1人以上は、常勤でなければならない。

(6) 就労継続支援B型（省令第6条の10第2号に規定する就労継続支援B型をいう。以下同じ。）を行う場合

ア 就労継続支援B型を行う場合に置くべき職員及びその員数は、次のとおりとする。

(7) 職業指導員及び生活支援員

- a 職業指導員及び生活支援員の総数 常勤換算方法で、利用者の数を10で除した数以上
- b 職業指導員 1以上
- c 生活支援員 1以上

(イ) サービス管理責任者 a又はbに掲げる利用者の数の区分に応じ、それぞれa又はbに定める数

- a 利用者の数が60以下 1以上
- b 利用者の数が61以上 1に、利用者の数が60を超えて40又はその端数を増すごとに1を加えて得た数以上

イ ア(7)の職業指導員又は生活支援員のうち、いずれか1人以上は、常勤でなければならない。

ウ ア(イ)のサービス管理責任者のうち、1人以上は、常勤でなければならない。

(7) 施設入所支援を行う場合

ア 施設入所支援を行うために置くべき職員及びその員数は、次のとおりとする。

(7) 生活支援員 施設入所支援の単位ごとに、a又はbに掲げる利用者の数の区分に応じ、それぞれa又はbに定める数（自立訓練（機能訓練）、自立訓練（生活訓練）、就労移行支援若しくは就労継続支援B型を受ける利用者又は障害者支援施設基準第11条第1項第7号イ(1)に規定する厚生労働大臣が定める者に対してのみその提供が行われる単位にあっては、宿直勤務を行う生活支援員を1以上）

- a 利用者の数が60以下 1以上
- b 利用者の数が61以上 1に、利用者の数が60を超えて40又はその端数を増すごとに1を加えて得た数以上

(イ) サービス管理責任者 当該障害者支援施設において昼間実施サービスを行う場合に配置されるサービス管理責任者が兼ねるものとする。

イ アの施設入所支援の単位は、施設入所支援であって、その提供が同時に1又は複数の利用者に対して一体的に行われるものをいい、複数の施設入所支援の単位を置く場合の施設入所支援の単位の利用定員は、30人以上とする。

2 前項の利用者の数は、前年度の平均値を用いるものとする。ただし、新たに障害者支援施設を開設する場合は、推定数によるものとする。

3 第1項に規定する障害者支援施設の職員（施設長を除く。）は、生活介護の単位若しくは施設入所支援の単位ごとに専ら当該生活介護若しくは当該施設入所支援の提供に当たる者又は専ら自立訓練（機能訓練）、自立訓練（生活訓練）、就労移行支援若しくは就労継続支援B型の提供に当たる者でなければならない。ただし、利用者の支援に支障がない場合は、この限りでない。

4 第1項第1号の施設長は、専らその職務に従事する者でなければならない。ただし、障害者支援施設の管理上支障がない場合は、当該障害者支援施設の他の業務に従事し、又は当該障害者支援施設以外の事業所、施設等の職務に従事することができる。

(複数の昼間実施サービスを行う場合における職員の員数)

第5条 複数の昼間実施サービスを行う障害者支援施設は、昼間実施サービスの利用定員の合計が20人未満である場合には、前条第1項第2号エ、第3号エ、第4号エ、第5号ウ（イ(ア)に係る部分を除く。）及び第6号イの規定にかかわらず、当該障害者支援施設が昼間実施サービスを行う場合に置くべき職員（施設長、医師及びサービス管理責任者を除く。）のうち、1人以上は、常勤でなければならないとすることができる。

2 複数の昼間実施サービスを行う障害者支援施設は、前条第1項第2号ア(ウ)及びオ、第3号ア(イ)及びオ、第4号ア(イ)及びオ、第5号ア(ウ)、イ(イ)及びエ並びに第6号ア(イ)及びウの規定にかかわらず、サービス管理責任者の数を、次の各号に掲げる当該障害者支援施設が提供する昼間実施サービスのうち障害者支援施設基準第12条第2項に規定する厚生労働大臣が定める昼間実施サービスの利用者の数の合計の区分に応じ、当該各号に定める数とし、この規定により置くべきものとされるサービス管理責任者のうち、1人以上は、常勤でなければならないとすることができる。

(1) 利用者の数の合計が60以下 1以上

(2) 利用者の数の合計が61以上 1に、利用者の数の合計が60を超えて40又はその端数を増すごとに1を加えて得た数以上

(従たる事業所を設置する場合における特例)

第6条 障害者支援施設は、当該障害者支援施設における主たる事業所（以下この条において「主たる事業所」という。）と一体的に管理運営を行う事業所（以下この条において「従たる事業所」という。）を設置することができる。

2 従たる事業所は、6人以上の人員を利用させることができる規模を有するものでなければならない。

3 従たる事業所を設置する場合においては、主たる事業所及び従たる事業所の職員（サービス管理責任者を除く。）のうち、それぞれ1人以上は、常勤かつ専ら当該主たる事業所又は従たる事業所の職務に従事する者でなければならない。

【別表】人員に関する基準（児童福祉施設）

【福祉型障害児入所施設】

（職員）

- 第67条 主として知的障害のある児童（自閉症を主たる症状とする児童（以下「自閉症児」という。）を除く。次項及び第4項において同じ。）を入所させる福祉型障害児入所施設には、嘱託医、児童指導員、保育士、栄養士又は管理栄養士、調理員及び児童発達支援管理責任者（児童福祉施設基準第49条第1項に規定する障害児通所支援又は障害児入所支援の提供の管理を行う者としてこども家庭庁長官が定めるものをいう。以下同じ。）を置かなければならない。ただし、児童40人以下を入所させる施設にあっては栄養士又は管理栄養士を、調理業務の全部を委託する施設にあっては調理員を置かないことができる。
- 2 主として知的障害のある児童を入所させる福祉型障害児入所施設の嘱託医は、精神科又は小児科の診療に相当の経験を有する者でなければならない。
 - 3 主として知的障害のある児童を入所させる福祉型障害児入所施設の児童指導員は、第59条第1項各号に該当する者でなければならない。
 - 4 主として知的障害のある児童を入所させる福祉型障害児入所施設の児童指導員及び保育士の総数は、通じておおむね児童の数を4で除して得た数以上とする。ただし、児童30人以下を入所させる施設にあっては、更に1以上を加えるものとする。
 - 5 主として自閉症児を入所させる福祉型障害児入所施設には、第1項に規定する職員並びに医師及び看護職員（保健師、助産師、看護師又は准看護師をいう。以下この条及び第81条において同じ。）を置かなければならない。ただし、児童40人以下を入所させる施設にあっては栄養士又は管理栄養士を、調理業務の全部を委託する施設にあっては調理員を置かないことができる。
 - 6 主として自閉症児を入所させる福祉型障害児入所施設の嘱託医及び児童指導員については、第2項及び第3項の規定を準用する。
 - 7 主として自閉症児を入所させる福祉型障害児入所施設の児童指導員及び保育士の総数については、第4項の規定を準用する。
 - 8 主として自閉症児を入所させる福祉型障害児入所施設の医師は、児童を対象とする精神科の診療に相当の経験を有する者でなければならない。
 - 9 主として自閉症児を入所させる福祉型障害児入所施設の看護職員の数は、児童おおむね20人につき1人以上とする。
 - 10 主として盲ろうあ児を入所させる福祉型障害児入所施設の職員については、第1項の規定を準用する。
 - 11 主として盲ろうあ児を入所させる福祉型障害児入所施設の嘱託医は、眼科又は耳鼻咽喉科の診療に相当の経験を有する者でなければならない。
 - 12 主として盲ろうあ児を入所させる福祉型障害児入所施設の児童指導員は、第59条第1項各号に該当する者でなければならない。
 - 13 主として盲ろうあ児を入所させる福祉型障害児入所施設の児童指導員及び保育士の総数は、通じて、児童おおむね4人につき1人以上とする。ただし、児童35人以下を入所させる施設にあっては、更に1人以上を加えるものとする。
 - 14 主として肢体不自由のある児童を入所させる福祉型障害児入所施設には、第1項に規定する職員及び看護職員を置かなければならない。ただし、児童40人以下を入所させる施設にあっては栄養士又は管理栄養士を、調理業務の全部を委託する施設にあっては調理員を置かないことができる。
 - 15 主として肢体不自由のある児童を入所させる福祉型障害児入所施設の児童指導員は、第59条第1項各号に該当する者でなければならない。
 - 16 主として肢体不自由のある児童を入所させる福祉型障害児入所施設の児童指導員及び保育士の総数は、通じておおむね児童の数を3.5で除して得た数以上とする。
 - 17 第1項、第5項、第10項又は第14項に規定する職員のほか、福祉型障害児入所施設において心理支援を行う必要があると認められる児童5人以上に心理支援を行う場合は心理担当職員を、職業指導を行う場合は職業指導員を置かなければならない。
 - 18 前項の心理担当職員は、学校教育法の規定による大学（短期大学を除く。）若しくは大学院において、心理学を専修する学科、研究科若しくはこれに相当する課程を修めて卒業した者であって、個人及び集団心理療法の技術を有するもの又はこれと同等以上の能力を有すると認められる者でなければならない。

(他の社会福祉施設を併せて設置するときの設備及び職員の基準)

第8条 児童福祉施設は、他の社会福祉施設を併せて設置するときは、必要に応じ当該児童福祉施設の設備及び職員の一部を、併せて設置する他の社会福祉施設の設備及び職員に兼ねさせることができる。

2 前項の規定は、入所している者の居室及びそれぞれの児童福祉施設に特有の設備並びに入所している者の保護に直接従事する職員については、適用しない。ただし、保育所の設備及び職員については、その行う保育に支障がない場合は、この限りでない。

【医療型障害児入所施設】

(職員)

第76条 主として自閉症児を入所させる医療型障害児入所施設には、医療法に規定する病院として必要な職員のほか、児童指導員、保育士及び児童発達支援管理責任者を置かなければならない。

2 主として自閉症児を入所させる医療型障害児入所施設の児童指導員は、第59条第1項各号に該当する者でなければならない。

3 主として自閉症児を入所させる医療型障害児入所施設の児童指導員及び保育士の総数は、通じておおむね児童の数を6.7で除して得た数以上とする。

4 主として肢体不自由のある児童を入所させる医療型障害児入所施設には、第1項に規定する職員及び理学療法士又は作業療法士を置かなければならない。

5 主として肢体不自由のある児童を入所させる医療型障害児入所施設の長及び医師は、肢体の機能の不自由な者の療育に関して相当の経験を有する医師でなければならない。

6 主として肢体不自由のある児童を入所させる医療型障害児入所施設の児童指導員は、第59条第1項各号に該当する者でなければならない。

7 主として肢体不自由のある児童を入所させる医療型障害児入所施設の児童指導員及び保育士の総数は、通じて、乳幼児おおむね10人につき1人以上、少年おおむね20人につき1人以上とする。

8 主として重症心身障害児（法第7条第2項に規定する重症心身障害児をいう。以下同じ。）を入所させる医療型障害児入所施設には、第4項に規定する職員及び心理支援を相当する職員を置かなければならない。

9 主として重症心身障害児を入所させる医療型障害児入所施設の長及び医師は、内科、精神科、医療法施行令（昭和23年政令第326号）第3条の2第1項第1号ハ及びニ（2）の規定により神経と組み合わせた名称を診療科名とする診療科、小児科、外科、整形外科又はリハビリテーション科の診療に相当する経験を有する医師でなければならない。

10 主として重症心身障害児を入所させる医療型障害児入所施設の児童指導員は、第59条第1項各号に該当する者でなければならない。

【児童発達支援センター】

(職員)

第81条 児童発達支援センターには、嘱託医、児童指導員、保育士、栄養士又は管理栄養士、調理員及び児童発達支援管理責任者のほか、日常生活を営むために必要な機能訓練を行う場合には機能訓練担当職員（日常生活を営むために必要な機能訓練を担当する職員をいう。以下同じ。）を、日常生活及び社会生活を営むために医療的ケア（人工呼吸器による呼吸管理、喀（かく）痰（たん）吸引その他児童福祉施設基準第63条第1項に規定するこども家庭庁長官が定める医療行為をいう。以下同じ。）を恒常的に受けることが不可欠である障害児に医療的ケアを行う場合には看護職員を、それぞれ置かなければならない。ただし、次の各号に掲げる施設及び場合の区分に応じ、それぞれ当該各号に定める職員を置かないことができる。

(1) 児童40人以下を通わせる施設 栄養士又は管理栄養士

(2) 調理業務の全部を委託する施設 調理員

(3) 医療機関等との連携により、看護職員を児童発達支援センターに訪問させ、当該看護職員が障害児に対して医療的ケアを行う場合 看護職員

(4) 当該児童発達支援センター（社会福祉士及び介護福祉士法（昭和62年法律第30号）第48条の3第1項の登録に係る事業所である場合に限る。）において、医療的ケアのうち喀痰吸引等（同法第2条第2項に規定する喀痰吸引等をいう。）のみを必要とする障害児に対し、当該登録を受けた者が自らの事業又はその一環として喀痰吸引等業務（同法第48条の3第1項に規定する喀痰吸引等

業務をいう。)を行う場合 看護職員

(5) 当該児童発達支援センター(社会福祉士及び介護福祉士法附則第27条第1項の登録に係る事業所である場合に限る。)において、医療的ケアのうち特定行為(同法附則第10条第1項に規定する特定行為をいう。)のみを必要とする障害児に対し、当該登録を受けた者が自らの事業又はその一環として特定行為業務(同法附則第27条第1項に規定する特定行為業務をいう。)を行う場合
看護職員

- 2 児童発達支援センターにおいて、肢体不自由のある児童に対して治療を行う場合には、前項に規定する職員(嘱託医を除く。)に加えて、医療法に規定する診療所として必要な職員を置かなければならない。
- 3 児童発達支援センターの児童指導員は、第59条第1項各号に該当する者でなければならない。
- 4 児童発達支援センターの児童指導員、保育士、機能訓練担当職員及び看護職員の総数は、通じておおむね児童の数を4で除して得た数以上とし、そのうち半数以上は、児童指導員又は保育士でなければならない。
- 5 児童発達支援センターの嘱託医は、精神科又は小児科の診療に相当の経験を有する者でなければならない。
- 6 第8条第2項本文の規定にかかわらず、保育所若しくは家庭的保育事業所等(家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準(平成26年厚生労働省令第61号)第1条第2項に規定する家庭的保育事業所等(居宅訪問型保育事業を行う場所を除く。))をいう。)に入所し、又は幼保連携型認定こども園(就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律(平成18年法律第77号)第2条第7項に規定する幼保連携型認定こども園をいう。)に入園している児童と児童発達支援センターに入所している障害児を交流させるときは、障害児の支援に支障がない場合に限り、障害児の支援に直接従事する職員については、これらの児童への保育に併せて従事させることができる。

【別表】規模（障害者支援施設）

（規模）

第9条 障害者支援施設は、次の各号に掲げる当該障害者支援施設が提供する施設障害福祉サービスの種類の区分に応じ、当該各号に定める人員を利用させることができる規模を有するものでなければならない。

- (1) 生活介護、自立訓練（機能訓練）、自立訓練（生活訓練）、就労移行支援及び就労継続支援B型 20人以上（入所を目的とする他の社会福祉施設等に併設する障害者支援施設（認定障害者支援施設を除く。次項において同じ。）にあつては、10人以上）
 - (2) 施設入所支援 30人以上（入所を目的とする他の社会福祉施設等に併設する障害者支援施設にあつては、10人以上）
- 2 複数の昼間実施サービスを行う障害者支援施設は、その利用定員を、次の各号に掲げる当該障害者支援施設が提供する施設障害福祉サービスの種類の区分に応じ、当該各号に定める数としなければならない。この場合において、当該障害者支援施設が提供する昼間実施サービスの利用定員の合計は、20人以上（入所を目的とする他の社会福祉施設等に併設する障害者支援施設にあつては、12人以上）でなければならない。
- (1) 生活介護、自立訓練（機能訓練）、自立訓練（生活訓練）及び就労移行支援 6人以上
 - (2) 就労継続支援B型 10人以上
 - (3) 施設入所支援 30人以上（入所を目的とする他の社会福祉施設等に併設する障害者支援施設にあつては、10人以上）